



文化財指定庭園保護協議会

目次

1 令和7年度（第62回）総会開催報告 ……	1	3 令和8年度（第63回）総会議題	
（1）開会挨拶 ……	3	（1）令和7年度 会務報告 ……	75
（2）主催者挨拶 ……	5	（2）令和7年度 会計報告 ……	76
（3）開催地挨拶 ……	6	（3）令和7年度 会計監査報告 ……	77
（4）来賓挨拶 ……	9	（4）令和8年度 予算案 ……	78
（5）議事録 ……	11	（5）令和8年度 事業計画案 ……	79
（6）次回開催地挨拶 ……	13	4 総会開催地一覧 ……	83
（7）講演会		5 会員近況 ……	85
①文化遺産としての公園と庭園 ……	14	6 文化財指定庭園保護協議会会則、運営委員会規則 ……	97
②鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園 ……	43	7 理事会名簿 ……	101
（8）閉会挨拶 ……	69	8 会員及び賛助会員名簿 ……	102
2 文化庁への要望書の提出 ……	73		



国登録記念物／鳥取県指定名勝 小川氏庭園

令和七年度（第62回）総会開催報告

令和七年七月三日（木）、四日（金）、鳥取県倉吉市において、第六十二回総会を開催しました。

第一日目は、ホテルセントパレス倉吉を会場として、理事会、総会及び講演会を開催し、翌日は小川氏庭園、丸井氏庭園及び倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区を視察しました。

（一）理事会

日 時 令和七年七月三日（木）
十三時〇〇分～十三時三十分
審議事項 総会提出案件（総会議事参照）

（二）総会

日 時 令和七年七月三日（木）
十四時〇〇分～十五時三十分
出席会員 六十二会員
（他に委任状六十二会員）合計百二十四会員
令和七年総会日現在会員数 百四十一会員
（正会員百十四会員 賛助会員二十七会員）

司会（事務局）

東京都建設局公園緑地部管理課

課長代理（事業普及担当）

田口 暁

開会挨拶（事務局）

東京都建設局公園計画担当部長 大道和彦

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

開催地挨拶

倉吉市長

広田一恭

開催地挨拶

鳥取県副知事

亀井一賀

来賓挨拶

文化庁文化財第二課

主任文化財調査官

平澤 毅

議 事

議長 文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

①令和六年度 会務報告

②令和六年度 会計報告

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

毛越寺庭園

藤里明久

教授

仲 隆裕

②鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園

京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科

①文化遺産としての公園と庭園

文化庁文化財第二課

主任文化財調査官

平澤 毅

日 時 令和七年七月三日（木）
十五時四十五分～十七時三十分

（三）講演会

次回開催地挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

毛越寺庭園

藤里明久

③令和六年度 会計監査報告

監事 養翠園

藤井 清

④令和七年度 予算案

⑤令和七年度 事業計画案

⑥役員の選任

⑦第62回文化財指定庭園保護協議会総会

決議案

ホテルセントパルス倉吉 2階「ケンジントン&チエルシー」

小石川後樂園 齋藤勝	小石川後樂園 皆川幸穂
---------------	----------------

第62回 文化財指定庭園保護協議会総会
開会挨拶

東京都建設局公園計画担当部長

大道 和彦

当協議会事務局を務めます、東京都建設局公園計画担当部長の大道でございます。第62回文化財指定庭園保護協議会 総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、全国各地からお集まりいただきました会員の皆様と、本総会開催に多大なご尽力をいただきました鳥取県、倉吉市、小川氏庭園の皆様に、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、本日も来賓としてご出席いただいております 文化庁文化財第二課 平澤 毅主任文化財調査官様には、日頃から当協議会の運営につきましてひとかたならぬご指導を



開会挨拶
東京都建設局
公園計画担当部長 大道 和彦

賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本協議会は、昨年度、第61回の総会を石川県金沢市で開催し、全国から多くの会員の皆様にご参加をいただきました。今年度も、こうして多くの皆様にご参加をいただきまして、私も事務局として、当協議会の発展に尽くしていかなければならないと改めて強く感じているところでございます。

会員の皆様をはじめ、全国各地に数多くの文化財庭園がございます。文化財庭園は、大切な歴史資産であるとともに、都市の貴重な緑の空間として、また、日本の歴史・文化を伝える観光拠点として、大変大きな価値を有しております。そして、その文化財庭園は、日頃より手入れを欠かすことができません。本日、お集りの皆様の日々のご努力によって、現在まで受け継がれてきているものでございます。とりわけ、コロナ禍の間は、これまでも経験したことのない大変困難な状況が続いております。様々な工夫を凝らして、庭園の維持管理や運営を行っていらつしやったことと思います。そしてようやく、皆様の庭園のお姿も、コロナ禍前の状態に戻りつつあるのではないかと思います。ところで、先般、近畿以西の地域の梅雨明けの発表がありました。が、ここ数年の猛暑、酷暑は、私たちの日

常に大きな影響を与え始めています。大事な庭園の植物等の生育環境への影響など、心配は尽きないところですが、皆さんとともに大切な庭園を守り、活かし、次世代につないでいければと思います。

東京都の文化財庭園の取組を簡単にお話させていただきますと、おかげさまでお越しになるお客様の人数が、コロナ禍前に迫る回復傾向にございます。インバウンド旅行者による増加もございますが、広報の強化や夜間開園など多様なイベントの開催による誘客を図っているところでございます。

また、計画、整備に関する話題としては、重要文化財旧岩崎家住宅、都立公園の名称としては旧岩崎邸庭園と申しますが、こちらの保存活用計画が平澤様をはじめ文化庁、関係の皆さまのご指導、ご協力等により完成いたしました。その他、国の名勝に指定されている旧古河庭園では、一昨年度に着手した主要景観である洋館の外壁修復工事が完了し、さらに国の特別名勝、特別史跡である浜離宮恩賜庭園では、大泉水に掛かる木橋（お伝え橋）の架け替えに取り組むなど、文化財庭園の適切な保存に努めているところでございます。

本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者や管理者が一同に会する場でございます。今、

私共の最近の取組を報告させていただきましたが、会員の皆様が抱える様々な課題や皆様の新しい取組について、お互いに情報や意見を交換できる貴重な機会でございます。懇親会も含めまして、本協議会が契機となり、皆様の取組が発展し、庭園が一層素晴らしいものになることを願っております。

結びに、当協議会の会員の皆様の更なる発展と、本日も出席の皆様の益々のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます、事務局を代表してのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会 会長

亀山 章



主催者挨拶
文化財指定庭園保護協議会 会長
亀山 章

第62回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日は、全国各地からこれだけ多くの会員の皆様にお集まりいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

この鳥取は、梅雨が明けたようですね。今までこの総会は梅雨時にやっていた、いつも天気を気にしていたんですけれども、今回は大変な天気に恵まれて総会を開くことができましたわけでございます。

昨年は石川県の金沢市で総会を開催して、早くも一年が経ったわけでございます。また、皆様と再び倉吉でお会いできましたこと、大変嬉しく思っております。

お忙しい中、私どもの総会開催をお引き受

けいただきました鳥取県及び倉吉市の皆様、視察地としてご協力いただく小川氏庭園、丸井氏庭園、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の皆様、その他多くのご関係の皆様にこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。

倉吉と言いますと、白壁蔵造りの街として有名でございますが、元々が大化の改新の後、奈良時代の前に国府が各地で定められた時に、ここは伯耆国の国府でありました。つまり、伯耆国の県庁所在地のようなものですね。ですから、国司がここに來たわけですし、それから国分寺もありました。この地方の中心地であったわけです。東は因幡国、西は出雲に挟まれたこの場所が、伯耆国でありました。伯耆といえは伯耆大山でも知られている地域でございますが、この国府の地でこの会を開催させていただくということになったわけでございます。

また、本日はご来賓としまして、文化庁から、主任文化財調査官の平澤 毅様においでいただきました。誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、議事並びに報告事項について、後ほど、事務局からご説明申し上げますのでご審議のほどをよろしくお願い致します。

総会の後は、講演会を予定してございます。

本日は、二人の方をお願いを申し上げます。

まず初めに、文化庁文化財第二課主任文化財調査官の平澤 毅様に「文化遺産としての公園と庭園」についてのお話を頂戴し、次に、京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科教授であります仲 隆裕様に「鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園」と題してお話を伺えればと思っております。

なお、会報誌には、皆様からのお声が事務局へたくさん寄せられております。後ほど会報をご覧いただきたいと思います。

また、この後の会議、講演会並びに懇親会におきましても活発な意見交換、情報交換がなされることを期待しております。このような活き活きとした協議会の動きを皆様方とともに支えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日本日になりました皆様の庭園が、国の宝、地域の宝として末永く保護され、利活用されていくとともに、皆様のご健勝をお祈りしたいと思います。

最後でございますが、重ねて、地元の鳥取県及び倉吉市の皆様には大変なご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

開催地挨拶

鳥取県倉吉市長 広田 一恭

ただいまご紹介いただきました、倉吉市長の広田でございます。

本日は、第62回を飾られる文化財指定庭園保護協議会の総会開催、誠におめでとうございます。本日は、文化庁から平澤主任文化財調査官においでいただくとともに、全国各地から会員の皆様方にご多忙の中ご参加をいただいて、盛大に開催されますことを、心よりお喜び申し上げる次第であります。

皆様方には、文化財庭園の普及、また、保存と活用について、ご尽力されていることに敬意を表する次第であります。今、保存と活用という話をさせていただきましたが、私どもは、保存だけではなく、この文化財をもつ



開催地挨拶
鳥取県倉吉市長 広田 一恭

ともつと活用していくべきだということ、昨年度から文化財課を市長部局の方に移管をして、保存はもとより、活用のほうも進めていこうということで、今取り組んでいるところであります。明日皆様にご覧いただく庭園も、皆様に観光地の一つとして活用していただき、また周知を図っていくということを今、進めているところであります。

ただ単にご覧いただくだけではなく、明日は小川氏庭園において九〇年前の茶道具でのお茶のおもてなしもあるという話も聞いております。普段も、庭園を見るだけではなくて、庭園を見た後に地元の和菓子皆様に提供しながら抹茶を振る舞っておられるということ、そうした文化も皆さんに継承していただいているところであります。ぜひ、お楽しみいただけたらと思います。

先ほど、亀山会長から倉吉の話もしていただきましたが、倉吉は、伯耆国の国府が置かれた行政の中心地でありました。江戸末期からは千歯扱きや倉吉餅等の商工業も大いに発達し、それらのなごりとして、石州瓦の赤い瓦に、漆喰の白壁土蔵の町並みが残っております。そこが、ご紹介いただいたとおり重要な伝統的建造物群保存地区になっておりますので、そういった古い町並みも明日、ご覧いた

だけたらと思います。

ほとんどの皆様が明日の視察が済んだらお帰りになるかと思いますが、明日は金曜日でございます。県外から来られた方々にはよく申し上げますが、皆様方のご家族や職場の皆様も、そんなに早いお帰りを待つておられるわけではありません。皆様がお待ちになられているのは、お土産でございます。お土産を持って帰れば、一日二日遅く帰られても、一つの文句も出ないと思います。ここ中部は、温泉地でもあり、周辺には、関金温泉や三朝温泉、はわい温泉があります。ぜひ、もう一泊、もう二泊とゆっくりしていただけたらと思います。

最後になりますが、本協議会の益々の発展、そして本日の参加の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、簡単でございますが、地元市長としての歓迎のご挨拶とさせていただきます。本日の総会の開催、誠にありがとうございます。

開催地挨拶

鳥取県副知事 亀井 一賀

鳥取県副知事の亀井でございます。本日は文化財指定庭園保護協議会の総会ということで、このようにたくさんの方々に鳥取県にお集まりいただきまして、開催されますことを、心よりお喜びを申し上げます。

冒頭、亀山会長の方からお話ございましたけれども、梅雨が明けまして、非常に暑くなっております。実はこの鳥取県、山陰地方というのは、意外と気温が高く、蒸し暑くて、非常に夏が暑い地域であります。明日は体調には気をつけてご視察いただけたらと思います。

先ほど広田市長のお話にもありましたが、鳥取県も、文化財行政を令和元年度から、教



開催地挨拶
鳥取県副知事 亀井 一賀

育委員会から知事部局に所管を移しました。それはなぜかといいますと、いろいろと県議会でも議論があったところでありますが、

教育委員会が所管している時というのは、どちらかと言いますと、やはり保存をしつかりするといったウエイトが非常に大きかったわけでありまして。本県の平井知事としては、保存だけではなく、知事部局の観光でありますとか、地域おこし、地域づくり、そういったいろいろな観点を一緒にやっていくということが、これからの鳥取県を作っていくには必要なのではないかとということで、教育委員会から知事部局の方に所管を移しました。

皆さんがいっぱいいます都道府県とか、あるいは市町村でも、だんだん教育委員会から首長部局の方に所管が移ってきているところかと思えます。やはり、地域づくりでありますとか、地域振興、あるいは最近インバウンドということで、海外からお客さんがたくさんいらっしゃいます。そういった中で、この見事な庭園をいかに皆さんに知っていただくのか、そういった観点が、これからさらに重要になっていくのではないかと考えています。

このことに関しては、実は県議会でもいろいろな議論がありました。観光などといった

ことは本来の目的ではないので、そうした形のものを管理するのはいかなるものかという議論もありました。

ただ、庭園を含めまして、文化財というのは、私たちの大きな財産であります。これをしっかりと保存していく。そういったことは大前提ではありますが、それを日本の国内、それだけではなく世界に向かって、たくさんの方に知っていただき、実際にその地に足を運んでいただく、見ていただく、体感していただく、そういったことの重要性というのは、何よりも増して大きなものだと思います。

こういった形で鳥取県では知事部局の方に所管を移しまして、令和二年度から四年間かけて、この鳥取県内の文化財指定庭園がどういった保存状態にあるのかといった調査を行わせていただきました。

また、この庭園をしつかりと管理していく人材を育てていくということが大切だということで、この後ご講演いただきます、仲先生のご協力も得ながら、そういった人材育成にも取り組みをさせていただいているところであります。

こういったことで、しっかりと私たち鳥取県としても、市町村と協力をしながら、そして文化庁様とも協力をしながら、そしてまた、

この協議会の皆様とも協力をさせていただきながら、鳥取県内の文化財指定庭園をしつかりと支えていきたいと思っていると承知しております。

最後に、開催地といたしまして、PRをさせていただきたいと思えます。先ほどから少し暑いという話をさせていただいておりますけれども、その暑さを一番感じることができませんのが、倉吉を離れますが、鳥取砂丘であります。非常に暑くてたまらないくらいですが、少し庭園が広く広くなった、そんな感じと思つて、ぜひ明日でも明後日でも、この鳥取砂丘にも訪問していただけたらありがたいなと思ひます。

実はこの鳥取砂丘、大阪万博の会場に、ミニミニ版で体感できるブースを出しております。鳥取県は中国地方の一員ですけれども、関西のパビリオンの中に鳥取県のブースを出させていただいております。四方八方鏡張りにいたしました、そこに実際に鳥取砂丘の砂を持つてきて、無限に広がるような、そういった形のオブジェを作っておりますが、本物の鳥取砂丘はここ鳥取にありますので、ぜひこの鳥取県にいらつしやったからには、灼熱の鳥取砂丘を体感していただきまして、とっても暑かったなと体で覚えて帰っていただけた

らありがたいなというふうに思ひます。

また、この倉吉市には、県立の中で、日本で一番遅くにできた美術館があります。この三月にオープンを行いました。一番最後にオープンさせたということで、とても魅力満載の美術館が、この倉吉市内にございますので、ぜひこちらにも足を運んでいただけたらありがたいなというふうに思ひます。

最後になりますが、本日の総会が、皆様方にとつて大変大きな実りのある総会となりますことを、心より祈念をいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもおめでとうございます。

第62回文化財指定庭園保護協議会総会
来賓挨拶

文化庁文化財第二課主任文化財調査官

(名勝部門) 平澤 毅

こんにちは、皆さん。この度もこのように
たくさんのご参加を得られましたこと、たい
へん喜ばしく存じます。
ただいま、ご紹介に与りました文化庁の平
澤でございます。

令和七年度の文化財指定庭園保護協議会
総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し
上げます。

まず、この第62回総会の開催に当たりまし
て、主催庭園でいらつしやいます登録記念物
であり、鳥取県指定名勝である小川氏庭園、
また、倉吉市長をはじめ職員の皆様の多大な
ご尽力、鳥取県庁をはじめ関係者の皆さま



来賓挨拶
文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 平澤 毅

のご協力を賜りましたこと、心より御礼申し
上げます。

さて、前回の第61回総会は、公益財団法
人成巽閣、石川県金沢市・兼六園管理事務所
のご協力の下、石川県金沢市で開催され、名
勝成巽閣庭園、特別名勝兼六園、そして、そ
の時には指定答申直後で令和六年一〇月一
日に指定された名勝西氏庭園などを巡る中で
も会員相互の交流が深められたことと思いま
す。

ここに改めまして金沢市をはじめとする
関係者各位に重ねて感謝申し上げます。ま
ず。

そして、今般は、鳥取県下でも古くから史
跡整備等に先進的に取り組まれて来られた倉
吉市での開催となりました。

ご案内の通り、倉吉市は、昭和六年指定の
史跡三明寺古墳(昭和六年一月二六日指定)
をはじめとして、史跡伯耆国分寺跡(昭和四
九年三月一二日指定)、史跡伯耆国府跡(昭
和六〇年五月一四日指定)、など六つの史跡
〔史跡大原廃寺塔跡・昭和一〇年二月二四
日指定、史跡阿弥大寺古墳群・昭和五六年五
月一日指定、史跡大御堂廃寺跡・平成一三
年一月二九日指定〕のほか、通称「白壁土蔵
群」とも呼ばれる倉吉市打吹玉川重要伝統的

建造物群保存地区(平成一〇年一月二五日
選定)など、とても数多くの貴重な歴史遺産
が大切にされている地域であります。

中でも、平成二二年八月五日に登録記念
物となりました小川氏庭園については、修復
整備が精力的に取り組まれ、平成二七年四月
七日には鳥取県指定文化財として名勝にも指
定されました。一方、平成二八年一〇月二
日の鳥取県中部地震に被災し、シンボルとも
なっていた煉瓦造の煙突が大破されました
が、多くの人びとのご理解とご支援を得られ
て、環翠園が令和三年一月から公開され、
さらに令和五年九月には本協議会にもご入会
されたとのことで、まことに喜ばしく存じま
す。また、同じ町家の庭園としては、昨春秋
の答申を得て、本年三月一〇日に丸井氏庭園
が、登録記念物となりました。

このほか、倉吉には、鳥取県指定名勝の桑
田氏庭園(平成二二年九月一七日指定)、高
田氏庭園(平成二二年九月一七日指定)など
があり、湯梨浜町の名勝尾崎氏庭園(昭和
二二年二月二一日指定)のほか、三朝町の名
勝及び史跡三徳山に所在する鳥取県指定名勝
の正善院庭園(平成一七年一月二九日指定)
などとともに、鳥取県中部地方の庭園文化を
よく伝えるものとして貴重です。

毎度のことではありますが、こうして、文化財指定庭園保護協議会の総会が、年を追って、全国を訪ねて開催されているのも、日本の優れた文化財庭園の多様性を実感し、会員相互の交流を深める機会であるのみならず、各地において文化財庭園がどのように愛されているのかを共に実感し、世界的にも稀有な日本庭園の文化を将来へ豊かに継承していくための方策を検討するところにも大きな目的があるものと思っております。

会員各位におかれましては、日頃取り組まれておられますお手入れや訪問される方々へのおもてなしなどから、庭園の素晴らしさ、その楽しみ、あるいは、日々のご苦労などについて、会員相互間における情報や意見の交換などに止まることなく、「文化財庭園の保護」という、この協議会においてすでに六〇年以上も積み重ねられて来られたこの運動をますます盛り立てる活発な企画の発意と行動に取り組んでいただきますとともに、広く地域社会や国民一般、ひいては世界に向けて文化財指定庭園保護協議会からの積極的かつ継続的な文化の発信について、重ねましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、ここにご参集くださいました皆さまの御健勝とともに、本会のご盛況とますま

すの発展、ひいては、貴重な文化財庭園の将来に向けた保護とその文化の魅力がさらに広く国民に普及されるのみならず、その固有な文化がさらに広く世界にも貢献するものとして継承されることを重ねてご祈念申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日と明日とどうぞよろしくお願いいたします。

第62回文化財指定庭園保護協議会総会
議事録（抄）

一 開催年月日

令和七年七月三日（木）

二 開催場所

ホテルセントパレス倉吉

（鳥取県倉吉市上井町一丁目九一二）

三 会員総数

一四一会員

四 総会の成立

会則第一八条の定足数である会員総数の過半数を満たしており、総会は成立している。

（参加者…六二会員、会則第十九条による委任状提出者…六二会員 計一二四会員）

五 議題

- （一） 令和六年度 会務報告
- （二） 令和六年度 会計報告
- （三） 令和六年度 会計監査報告
- （四） 令和七年度 予算案
- （五） 令和七年度 事業計画案

（六） 役員の選任

（七） 第62回文化財指定庭園保護協議会
総会決議案

六 議事経過の概要その結果及び表決数

事務局 開会を宣言する。会則第一七条の

規定に基づき、総会の議長は会長がこれに当たることを報告する。

議長 総会の成立について事務局に報告を求める。

事務局 総会出席者は会則第一八条の定

足数である過半数を満たしていることを報告。

議長 議題（一）、（二）及び（三）は関

連する議題であるので一括して審議することを提案し、事務局に

説明を求める。

事務局 議題（一）令和六年度会務報告と

して、第六一回総会の報告について説明する。

議長 議題（二）令和六年度会計報告と

して、収入・支出予算及び決算の概要報告と詳細を説明する。

議長 会計監事（養翠園 藤井清氏）に

監査結果の報告を求める。

監事 議題（三）に基づき、適切に処理

されている旨の報告を行う。

出席者に対し、議題（一）、（二）及び（三）について意見等を求める。（質問及び意見等なし）

議長 議題（一）、（二）及び（三）につ

いて可否の表決を求める。（全員賛成）

よって議題（一）、（二）及び（三）は原案どおり決定された。

議長 議題（四）及び（五）は関連する

議題であるので一括して上程することを提案し、事務局に説明を求める。

事務局 議題（四）令和七年度予算案とし

て、収入予算案及び支出予算案を説明する。

議長 議題（五）令和七年度事業計画案

として、総会の開催、会報六〇号二五〇部の発行及び活動の指針を説明する。

議長 出席者に対し、議題（四）及び（五）

について意見等を求める。（質問及び意見等なし）

議長 議題（四）及び（五）について可

否の表決を求める。（全員賛成）よって議題（四）及び（五）は原

案どおり決定された。

議長 議題（六）について、事務局に説明を求める。

事務局

会則で「役員の任期は二年とする。再任することができる。」となっており、今年度が改選時期。理事会において、現役員である会員へ引き続き留任のお願いをし、お引き受けいただいている。については前期役員の留任を提案したい。

議長

出席者に対し、議題（六）について意見等を求める。〈質問及び意見等なし〉

議長

議題（六）について可否の表決を求める。〈全員賛成〉

よって議題（六）は原案どおり決定された。

議長

議題（七）について、会長から説明。

議長

文化庁長官への文化財指定庭園の保護に関する要望書の提出を提案。

以下の三点につき格段のご支援を要望する内容で承認いただければ、文化庁に提出する。

一 文化財庭園の価値を維持するために欠かせない病虫害防除

や庭の手入れの財政上・技術上の支援の充実

二 外国人観光客に対応する施設の整備等に関する保存整備費

補助金の拡充

三 文化財庭園に係る相続税・固定資産税等の税制優遇措置の確保

議長

出席者に対し、議題（七）について意見等を求める。〈質問及び意見等なし〉

議長

議題（七）について可否の表決を求める。〈全員賛成〉

よって議題（七）は原案どおり決定された。

議長

次回開催地である毛越寺庭園藤里副会長に挨拶を求める。

副会長

毛越寺庭園及び平泉町の紹介と多数の来訪を期待する旨の挨拶。

〈拍手〉

議長

議事はすべて終了したことを発言し、閉会を宣言する。

以上

次回開催地挨拶

文化財指定庭園保護協議会 副会長

(毛越寺庭園) 藤里 明久

明年、令和八年、この総会の開催地となりました平泉町を代表して一言ご挨拶申し上げます。

実は明年は、平泉が世界遺産になって一五年目でございます。春から様々な行事が執り行われます。そういう意味では大変忙しい年になるわけでございますけれども、そういう記念すべき年に、開催をいただきますことを大変ありがたく思っているところでございます。

皆様のお手元に平泉のパンフレットがあるかと思えます。平泉は、平成二三年に世界遺産に登録されました。登録に際しましては、



次回開催地挨拶
文化財指定庭園保護協議会 副会長
(毛越寺庭園) 藤里 明久

庭園というものが大変大きな役割を果たしました。パンフレットをまずめくっていただきますと、中尊寺金色堂がありまして、次に毛越寺庭園があります。毛越寺庭園は特別史跡、特別名勝でございます。そして、もう一ページおめくりいただきますと、無量光院庭園、観自在王院庭園、そして、無量光院庭園あるいは観自在王院庭園の背景となっております金鶏山があります。これらが世界遺産の構成遺産になっているわけでございます。

明年は、これらの庭園をじっくり皆様に見学いただいて、皆様方からも色々なお話を頂戴できればと思っております。平泉町は小さい町でございますけれども、県の方々にもご協力をいただいて、皆様をご歓迎申し上げます。どうぞ、多数の皆様のご参加をよろしくお願い申し上げます。

講演会 「文化遺産としての公園と庭園」

文化庁文化財第二課 主任文化財調査官

平澤 毅

改めまして、平澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

毎年新しく指定、登録された庭園のご紹介をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響がありまして、指定、登録の関係の準備もいろいろ各地で滞っていたところありましたが、最近少し持ち直しまして、これから数多く取り組んでいくこととなっております。また、先般、令和五年（二〇二三年）というのは、日本で公園制度の取組が始まって一五〇年ということで、日本公園緑地協会のほうで主に取組をコーディネートされたときの話も少し取り混ぜて、「文



講演会
文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 平澤 毅

化遺産としての公園と庭園」ということで、今回は、公園と庭園の関係について少しお話をしたいと思います。〔※スライド一〕

大きくは三つ、文化財保護法に基づく名勝地の指定、登録の現状、これは毎年ご紹介しているところで、その話に少し関連付けてお話をしたいと思います。庭園と公園の関係というのとはなかなか複雑なところもありますけれども、そういう話と、それから最後に遺産としての公園、そして庭園との関係ということでお話したいと思います。〔※スライド二〕

まずは毎年のお話で、現在、名勝の指定は四三二件、このうち人文的名勝と自然的名勝、こういうくくりで件数を分けてご紹介しておりますけれども、人文的名勝が二五〇件、そのうち公園が一一件、庭園が二三六件、橋梁・築堤が三件なので、この協議会が主に関心の高い庭園の指定は四三二件のうちのだいたい五五パーセントとなっています。一方で、庭園の指定二三六件ですけれども、一件の指定に幾つかの庭園を含んでいるケースがありますので、庭園の数としては、実質二六〇余りが名勝に指定されているというところですが、それから、峡谷、海浜、山岳などの自然的名勝が一八二件になります。登録のほうは全部で一八八件、名勝地の関係でありまして、こ

れも八一件が庭園になります。登録のほうは近代の庭園が多く、このうち六十数件が近代のものであります。この二〇〇三〇年の間に名勝庭園の指定のほうも、近代に造られたものも数多くありますし、近代に関わるものとして近世からのつくり近代に手を加えたものなどもあります。昨年の総会で訪問いたしました金沢の名勝成巽閣庭園は、幕末に造られた部分が古く名勝に指定されていましたが、そこ近代に造作した部分を追加指定しまして、そういうケースもあります。そういうしたものも含めて数えますと、二三六件のうちおよそ五件に一件が近代に関わる庭園という、そういう時代になっております。なお、登録件一一八件のうち公園が一二件、景勝地が二四件あります。〔※スライド四〕

令和六年度の新指定、新登録の名勝地はこのとおりでありまして、皆さんのお手元に配付していただいた資料の五ページ目に同じ情報をお載せしております。令和六年度は秋田県大館市の「鳥潟会館庭園」と石川県金沢市の「西氏庭園」の二件の名勝指定がありました。それから登録のほうは福島県会津若松市の「会津東山温泉向瀧庭園」、先ほどご紹介がありました御薬園があるところになりますけれども、その東山温泉にある旅館の庭園ですね。

それから、大阪府吹田市の「日本万国博覧会記念公園日本庭園」、これは概括的に言えば、日本庭園の意匠を取り入れた公園施設というようなこととなりますが、登録としては庭園として分類しております。そして、先般、三月一〇日に最新の告示がありましたけれども、大分県竹田市の「納池」^{のいけ}です。これは「納池」という指定の名称で、ほぼ自然の景勝地ですが、明治六年一月一五日の太政官布達の公布に反応して明治八年に公園として認可されたものになります。公園として指定しております。登録の関係は、景勝地で、奈良県北葛城郡王寺町の「明神山」^{みょうじんやま}（送迎山）、「（送迎山）」と括弧付きで添えてありますけれども、これで「（ひるめやま）」と読みます。それから、この倉吉市にある「丸井氏庭園」、それから愛媛県東温市の「上林の風穴」^{かみはやし かざあな}、そして大分県豊後高田市の「穴井戸観音」^{あないど}が登録されました。【※スライド五】

個別の概観をご紹介します。

まず、「鳥潟会館庭園」について、昨年の講演会ですでにご紹介しましたが、これは昭和一〇年代に、京都帝国大学医学部教授でありました鳥潟隆三、今、庭園は鳥潟（とりがた）会館庭園ですけれども、それを造られた方は鳥潟（とりがた）隆三という方で、実家

の増改築に伴って庭園を造ったわけです。鳥潟隆三先生は大阪に病院を経営していたところ、書簡などで遣り取りをして造営の指示をされていて、その書簡がよく残っています。そういうことが一つの重要な評価となっています。【※スライド六】

次に、昨年ご参加いただいた皆さんは現地をご覧いただいたと思いますが、石川県金沢市の「西氏庭園」、これは大正時代に造営された住宅庭園です。金沢という町は、幕末から明治にかけて廃れた時期があつて、そこに武家の屋敷地跡がたくさん残っています。その中の桑畑になっていたりしたところに、近代に新しく造られた屋敷と庭園になります。特徴の一つは大野庄用水を取り込んで園池を造っていた点になります。それから、地域内外から大小様々な石材などを集めて、意匠にも優れています。【※スライド七】

それから、会津若松市の「会津東山温泉向瀧庭園」でありますけれども、これは藩政時代の湯治場を継いで、明治の初期に平田さんという方が開業した温泉旅館の庭園で、昭和初期の増築で、斜面を囲うような敷地の中に備わっている庭園です。いろいろな旅館のほうで工夫されて、春の桜、夏の蛍、秋の紅葉、それから冬はこの旅館の社長自らが一時

間ほどかけて灯をともし、右下のような雪灯りの情景を宿泊の皆さんにご提供されておられます。【※スライド八】

そして、「日本万国博覧会記念公園日本庭園」です。今、大阪・関西万国博覧会が開催されていますけれども、前回の昭和四五年（一九七〇年）に開催された日本万国博覧会において政府出展施設として整備された庭園です。これは非常に広大な面積に、上代、中世、近世、それから現代の造園を一つの溪流で繋げて、時代を遡ったり、下ったり、そういう趣向がある庭園です。スケールがとても大きいので、例えば枯山水の庭などはとても広大な限りで、歴史上はそういうものはつくられていませんが、そういう意匠をいろいろと取り入れながら、新しくつくられたものです。【※スライド九】

「納池」について、これは通称で納池公園と呼ばれています。久住高原の火山麓扇状地の段丘部から湧泉が生じているわけですが、中でもとても水量が豊かで、池を成しているところがあります。これは江戸時代からよく景勝地と知られていたところを、太政官布達に基づいて公園として認可されたというものです。【※スライド一〇】

「丸井氏庭園」は、町家の庭園です。昭和

初期に、神戸の庭師、巽武之助により作庭されたと伝えられています。詳しいお話は、仲先生のほうからいただけたと思います。〔※スライド一〕

また、先週、六月二〇日に最新の答申がありましたけれども、三月一〇日に指定された名勝納池の指定区域の追加、那覇市にあります名勝伊江殿内庭園の指定区域の追加、そして、自然的なもので名勝アマミクヌミイの追加指定ということで、これは国頭郡国頭村にある辺戸ノ安須森^{あすむい}という景勝地を追加したのになります。

それから、登録で庭園が五件、そして公園一件として沖縄県沖縄市にある東南植物楽園があります。登録の庭園をご紹介したいとも思うのですが、少し時間の関係もありますので、具体的なことについては来年、告示された後で、平泉でお話したいと思います。〔※スライド二〕

こうした指定や登録は、指定については指定基準、登録については登録基準に基づいて審議されるわけですが、指定基準を見ていると、先ほどご紹介したように、庭園の指定が名勝の指定の五五パーセントほどを占めますところ、指定基準の筆頭には「公園」があるわけです。それから、登録記念物のほうも、

指定制度に準じて、登録基準の冒頭は「公園、庭園その他の名勝地」というので、「え、庭園が最初ではないの？」という話もあると思いますが、なぜ「公園」が筆頭になっているかというところの仕掛けなども含めた話をしてしたいと思います。〔※スライド三〕

庭園なのか、公園なのか、もしくは庭園であつて公園なのか、公園であつて庭園なのか、こういうことがあります。日本の名勝というのは、もともとの文字は漢字なので、大陸から半島を通じてそういう言葉が伝わってきているわけですが、日本の場合、名勝という言葉は、古くから名所旧跡ということと密接に関連しています。名所というのは「なごころ」という意味で、だいたい七世紀、八世紀まで起源を遡ってお話することはできませんが、ここでは省略させていただきます。特に近世における名所旧跡の保護などに注目したいと思います。名所旧跡の保護は、歴史的に見ると天橋立とか和歌之浦とか象潟とかにもあつたことが知られています。江戸時代には、街道並木として、マツの並木ですとかスギの並木が植えられ、それからエノキの一里塚などが置かれたりしています。これはいわゆる庭園を造るのとは違うもう少し広い意味での環境整備というか、後の名勝にも

繋がっています。江戸の郊外では、サクラの名所となる墨田川堤や御殿山、飛鳥山のほか、中野の桃園、小金井のサクラ並木が一八世紀頃に造成されました。一方、大名庭園の民衆への開放ということもうかがえますし、向島百花園などは民間で整えられたものです。こういう流れが近代よりも以前の時代にあるわけです。また、皆さんが今、「庭園」と呼んでいるその言葉自体は、近世には無くて、「公園」という言葉とともに、明治時代初期にもうかがえますけれども、だいたい定着したのは明治半ばから大正にかけての新しい言葉になります。近代における名所旧跡の保存というのは、公園制度の始まりと非常に関連が深いもので、一つ古いものでいえば、明治五年（一八七二年）に大蔵省から「先般荒蕪除地等拂下ノ義公布、相成候ニ付ハ於各地方古來ヨリ聲譽ノ名所古蹟等ハ素ヨリ國人ノ賞觀愛護スヘキモノニ付右等ノ場所ハ切リニ破壊伐木セサル様篤ト注意可致事」という布達が出されますけれども、翌年の明治六年には「人民輻輳ノ地ニシテ古來ノ勝區名人ノ舊跡等は迄群集遊觀ノ場所」を「永ク万民偕樂ノ地」である「公園」として設定しようということになるわけです。今、皆さんがお手入れの庭園の保護というのは、史蹟名勝天然紀念物保

存法という大正八年（一九一九年）に公布された法律制度の流れを汲んで、これは今やもう一〇〇年を超えている制度になっていますけれども、それ以前、例えば旧大名庭園とか、城跡とか、こういうものはこの公園制度によつて数多く今日に伝えられてきたところでもあります。中には手が加えられたものもありますけれども、その土地の風致はよく伝えられてきました。今、私たちに関係するような庭園の保護ということには、こうした公園制度の普及がとて深く関係しています。〔※スライド一五〕

大正元年（一九一二年）の『高等小學讀本』に「公園」という項目があります。これは今でいうところの副読本ですけれども、調べたところ明治四四年の本にも載っているということですが、私のほうで明治四四年のものを直接確認していないものですから、手に入れた大正元年のものをここにご覧いただいています。赤線を引いたところに諸外国の公園のことが少し触れられていて、皆さんのお手元、お配りいただいたプリントにも最初のページに同じ文章が載っていますが、「我が國ニテ風致ノ美ヲ以テ世ニ聞エタルハ、水戸ノ偕樂園、金澤ノ兼六園、岡山ノ後樂園ニシテ、之ヲ日本ノ三公園ト稱ス」として、今の

指定名称ですと、史跡及び名勝常磐公園、特別名勝兼六園、それから特別名勝岡山後樂園というところで、いわゆる「日本三名園」という表現がよく口にされますが、これは庭園としてというよりも、この当時において「日本ノ三公園」と言われていたものが、元は庭園でありますから、そういうふうには呼ばれるようになったということになります。『高等小學讀本』にはこれに続く文章があつて、「然レドモ高松ノ栗林公園ハ木石ノ雅趣却ツテ此ノ三公園ニ優レリ」ということなのですが、今の特別名勝栗林公園を加えてこれら四つの歴史的な旧大名庭園は公園として日本を代表するものであるということが学校の教科書に載るくらい、明治六年（一八七三年）の太政官布達第一六号が出されて僅か半世紀もたないうちに、公園というものの社会的な意義がこういう形で認識されていたということだと思ひます。〔※スライド一六〕

大正八年に史蹟名勝天然紀念物保存法が制定、施行されました、大正九年から実質上これが運用されることになるわけですけれども、今の指定基準に当たる史蹟名勝天然紀念物保存要目の名勝之部の筆頭は「著名ナル公園及庭園」とされました。これを引き継いで、先ほどご紹介した指定基準でもその項目筆頭

に「公園、庭園」の順番で記載されているということです。〔※スライド一七〕

最初に名勝に指定されたのは大正十一年三月八日、ここに先ほどのいわゆる「日本ノ三公園」のほか二つの公園が、名勝の公園として指定されているものの最初の事例と言えます。〔※スライド一八〕

例えば兼六園、最初は、名勝金澤公園として指定されていますけれども、その指定説明文を見てみるとこういうふう書いてあります。「石川縣ノ経営ニ属シ明治七年之ヲ公園ト爲ス舊ト加賀藩主前田氏ノ別墅ニシテ文政年中ニ大成セラレ松平定信名クルニ兼六園ヲ以テス」と。松平定信が兼六園と名づけたと長く言われてきましたが、今は、扁額を書いたのは松平定信だけれども、松平定信が兼六園とつけたわけではないというのが学術上の解釈ですが、「洛陽名園記ニ所謂大幽邃人力蒼古水泉眺望ノ六勝ヲ兼ヌトノ意ニ出ツ其ノ名能ク其ノ景致ニ適ヘリトシテ稱セラル」としている点には変わりがありません。この説明文の趣意は、まず第一に、石川県が経営している公園であるということです。今、私どものほうでは、兼六園は名勝のうちの庭園として数えていますけれども、先ほどの「日本ノ三公園」、日本を代表する公園の三つのう

ちの一つという意味で、ただ、藩政期につくられた庭園が基にありますから、公園と庭園が同じ項目に掲げられているのは、こういった事情が深く関係していると考えられるわけです。〔※スライド一九〕

ここに今、公園として名勝指定しているものを一覧しますと、史蹟名勝天然紀念物保存法の時代に指定された「奈良公園」（奈良県奈良市）、「榎公園」（広島県福山市）、それから「円山公園」（京都府京都市）、「琴弾公園」（香川県観音寺市）という、この四つの指定のままで長らく来ていたのですが、平成に入りまして、近代に属する文化財に関する関心というものも定着してきた中で、都市公園というものも名勝に指定していくことを重点事項の一つとして、平成一六年（二〇〇四年）の「山手公園」（神奈川県横浜市）以来、平成一九年の「平和記念公園」（広島県広島市）など、最新のものというと、先ほどご紹介いたしました今年の三月一〇日指定の「納池」（大分県竹田市）まで、現在二一件を数えます。〔※スライド二〇〕

他にも自然的名勝の中に「公園」の意味で名勝の一部が適用されている事例もあります。史跡及び名勝「嵐山」（京都府京都市）は、指定基準名勝の部の一、二、三、四、六とし

て、五つの項目が適用されています。それから特別名勝「温泉岳」（長崎県島原市・雲仙市・南島原市）、そして、花の名所である名勝「須賀川の牡丹園」（福島県須賀川市）と名勝「躑躅ヶ岡」（群馬県館林市）、これらにも名勝の一部が適用されていて、「公園」の意味でも指定されているということになります。その他、代表的に日本三景の厳島、松島、天橋立にも、それぞれ明治六年、明治三五年、明治三八年に開園された公園というものが含まれますけれども、これらには名勝の一部が適用されていない。この辺の事情を突き詰めて研究していくと、それぞれの名勝地の個性というものもありますので、いろいろ面白い検討ができるのではないかと思いますけれども、単純に庭園であるとか、公園であるとか、また、名勝の中でも、史跡及び名勝「南湖公園」（福島県白河市）など、公園と呼ぶようなところもありますが、今日では公園として数えてはいないということもあるので、少々複雑な状況になっています。〔※スライド二一〕

近代の庭園、公園について、先ほど庭園のうち五分の一が近代に何かしら関わるような指定だと申し上げましたけれども、それは十数年前に取り組んだ近代の庭園・公園等に関する調査研究である程度全国的な状況を把握

しています。公園というもののうち、文化財、名勝としての保護に関わる中で、全国に少なくとも四〇〇件余りそういう検討に資する事例があるということも確認しましたし、中には指定とか登録の検討を進めるべきだということまで六〇件余りを挙げています。〔※スライド二二〕

明治六年の太政官布達、文書としては「正院達第一六号」というものがありますけれども、名所旧跡を基礎とした初期の公園設定、この中に庭園があつたりとか、城跡があつたりとか、そうでない名所旧跡が含まれているわけですが、これ以来、一五〇年を超えて公園の施策が検討されて、今や公園が存在しない地域は一つもないとしても過言ではないと思いますけれども、一方で、一九二二年から「奈良公園」に代表されるような名勝指定がされています。先ほど申し上げましたけれども、一八七三年に日本で初めて公園という考えを普及してから五〇年も経たないうちに、日本の名勝地として代表的なものがあるという位置に至っていますから、公園の文化的資産としての意義には注目すべき内容があると言えます。この年表で言うと、一九六〇年代から遺跡の整備も活発に行われて、都市公園の中にも「歴史公園」という特殊公

園の中に一つの種別がありますけれども、それとは別に史跡に公園的な整備を施して公開するという取組が活発になり始めます。また、しばらく公園の名勝指定というのは四件のままだったのですけれども、二〇〇四年に山手公園が指定されてから幾つか指定されて、皆さんにご紹介したのは一一件ですけれども、その日本の公園制度も二〇二三年に一五〇年を数えたことは注目に値します。これは諸外国において、公園の整備というのがいつから始まったかということは曖昧なところがあるのですが、日本では、謂わば年単位、この場合、正院達第一六号を起点とすれば一八七三年一月一日という日付まで確認できるということがありますから、世界を見渡しても日本の公園の意義は独特であると言えます。

現代の名所旧跡として、公園自体も「歴史的公園」ということになります。私たちが取り扱っている文化財庭園は「歴史的庭園」ですけれども、いわゆる公園自体の歴史文化を評価するというのがもう相当できるような時代になってきました。【※スライド二三】

さて、庭園とか名勝というのは一般には風景の話なわけです。これは、立教大学の小野良平さんが作ったスライドで、私の方で少々手を加えて使わせていただいているのですけ

れども、私たちは環境に対して、見て、ああいいな、きれいだなというふうに思うわけですが、実際には、私たちは環境そのものの情報を全て得てそれを評価しているわけではありません。五感を通じて、自分たちの歴史・文化・社会・経済・芸術・信仰といういろいろな背景に基づいてつくられた認識の中で環境を捉えるという、そこに風景があつて、いい風景だなとか、そういうことを感じるわけです。法律上、保護措置の対象の範囲はどこかということになるわけですが、土地の範囲そのものに初めから何か価値があるとかではなくて、私たちが観賞することで初めてそこに価値があると感じるというので、名勝の保護制度は、私たちがどういうふうに見ているのかという「心性」の部分に一番関心があると言えます。今、この図では外から見ている図になっていますけれども、当然庭園は外から見るといことはほとんどない、中で過ごすのが一般的です。公衆が訪ねて風景に遊ぶという意味では、名勝そのものは公園的なイメージで制度が始まっているというふうにも言えます。【※スライド二五】

では、公園とはいったい何なのかと。公園というのは、近世以前には明確な形では存在しない対象です。もちろん先ほどご紹介した

ように、庭園を民衆に開放したりとか、今日でいうところの公園的な利用の一端をうかがうことはできますけれども、明確には、近代以降に、公衆のための遊楽・休憩・休息等を目的として公的に設けられたのが、公園であると言うことができます。法律上は、都市公園については都市公園法で、(あるいは都市計画法にも関係しますけれども)それが昭和三十一年(一九五六年)です。先ほどからご紹介している明治六年(一八七三年)の正院達第一六号からその歴史が始まります。ですから、時代的には新しいものになります。それから、もう一つ、自然公園というものがありまして、昭和三二年(一九五七年)の自然公園法、これは昭和六年(一九三一年)の国立公園法以来のものになります。これらを併せて、先ほどから申し上げていますように、公園は、今日に所在しない地域は無いほどに普遍的なものとなっています。さらに、文化財との関係でいうと、大正八年(一九一九年)の史蹟名勝天然紀念物保存法で、庭園とともに名勝の検討対象になっています。公園は近代以降にしかないのですが、日本では名所旧跡を基礎として設定され始めてから僅か半世紀のうちに名勝地としての代表的な対象の一つにまでなったような、そういうものになり

ます。〔※スライド二六〕

一方、庭園はというと、これは書きぶりを意識して少し変えていますけれども、古代以来、住宅・別荘・寺社境内等において、謂わば限られた集団のための宴遊や観賞等を目的として築かれてきた造園空間で、場合によっては周辺の空間や環境を一体として含む場合もあります。これも公園と同じく、文化財的には史蹟名勝天然紀念物保存法で名勝の代表的な対象の一つとして取り上げられたものになります。明治時代初期以来、公園として存置・公開されてきた旧大名庭園等のほか、近世以前から寺社境内地に維持されてきたもの、それから民間住宅等において存置されてきたものがあります。近年、特に近代庭園のほか、遺跡庭園とか発掘庭園とかも名勝の保護の対象として定着しています。名勝地の要点は、庭園としての設えと佇まいをどう保護していくか、維持していくか、再生していくかということになります。〔※スライド二七〕

公園と庭園の関係でいうと、公園である庭園もありますし、庭園である公園もありますし、庭園ではない公園もある、公園ではない庭園もある。ですから、皆さん恐らくこの四つのうちのどれかということになります。〔※

スライド二八〕

一方、この度は、遺産としての公園と庭園ということ、文化遺産とは何かということにも意識を向けたところです。「文化財」という言葉は、文化財保護法が昭和二五年（一九五〇年）に制定、施行され、社会に相当普及するようになりましたけれども、一般的な意味でいえば、国土や国民に固有なものであるとの立場において、時代の変遷、社会の変化、文化の変容などを背景に、芸術、歴史、伝統などの観点から大切にしようとするモノやコトの集合です。これは有形の文化的所産であったり、無形の文化的所産であったり、そういうものを全部含むのが今日の「文化財」の概念ですが、簡単にいうと文化財保護法の対象が「文化財」であるということになります。文化遺産の「遺産」という言葉については、よく世界遺産という言葉に含まれる Heritage（ヘリテージ）という言葉を使います。日本語の「遺産」という言葉は相続財産という意味がとても強いのですが、Heritage を原義を確認してみると、そういう意味はうかがわれません。これは「国や社会が長年にわたって保ってきた、その個性の重要な一部と考えられている歴史や伝統、本質のこと」というので、相続財産とはおよそ

関係のない概念です。それから、先頃から「活用」という話が、とても活発に議論されますけれども、一方で資産としてどうやって生かすかという観点でいうと、Assets という言葉もあって、日本語で言うところの文化的資産になりますけれども、文化的な観点から社会の成功・目標達成・問題解決などのために有用で役に立つ人、もの、資源、利点などのことを言います。こういう似たような言葉がありますけれども、今回、皆さんに意識していただきたいのは、真ん中の文化遺産に付せられている意味を、自らお手入れの庭園についても考えていただけるとよろしいかと思うわけです。〔※スライド二九〕

公園については近代以降に固有なものですけれども、歴史ある公園、日本における公園の歴史は一五〇年ありますから、歴史ある公園を遺産と考えるとき、それらは公開され、利用されることが本質に含まれており、近代という時代に固有な遺産の中でも独特であることは注目に値します。公園というのは、もともとの機能として開かれた部分ということがあるという意味で、近代につくられた近代化遺産や近代和風建築、近代遺跡など、そういうものの保存とは少々観点が違ふところがあります。都市公園は、一般に永続性が担保

されている土地、場所、空間で、社会の変遷に対応しながら、生活文化として常に変化していくという性質があります。日本で一五〇年にわたって普及してきた都市公園は、全国において顕著な普遍性を有しており、地域社会の記憶をいろいろな人がいろいろな形で蓄積していく、そういう基となる。ただ、社会も変容していますから、社会との関係の中にある公園の在り方も変化していくという中で、そういう文化的な実態であるというふうに、公園というものを遺産として捉えるときにはそういう観点が大切だと思います。〔※スライド三〇〕

一方、庭園のほうは、文化財庭園とは何かというのは、歴史的経過の中で築かれて、芸術上、観賞上、学術上の観点から注目され、現代社会の中に生き続け、将来に伝える意思とともにある庭園であることで、この最後にお示ししたことが結構重要だと思います。将来に伝える意思とともにある庭園であるというのが文化財庭園の特徴としてあります。それから、庭園は、人がそこに過ぐすものとしてつくられていますから、そのものに人々との関係が築かれるわけで、その関係も世代とともに変化していくことにも着目したいと思います。特に公園と違うのは、公開ということ

が庭園であることそのものの存在要件ではないということですが、ですから、その中で、先ほど申し上げましたように、庭園である公園であったり、公園である庭園であったり、公園ではない庭園であったり、庭園ではない公園であったりということが、現代において庭園を考えていく上での重要なヒントの一つになると思うのですけれども、限られた集団の中で、少なくとも近世以前の庭園はそういう形で造られていますから、もともとの存在要件と、今日の社会の中にあつて庭園を生かしていくというところは、少し意識して区別して議論していく必要があると思います。公開されている庭園、皆様がお手入れされている庭園は大概公開されているものも多いと思いますが、こういふ側面があること、謂わば、公園的な要求というか期待が寄せられているというのも事実であります。もう一つは、そうして地域にある庭園はその地域の風致景観の基調ともなるといふところもありますので、社会の中でもと公開を旨とせずにつくられた庭園の本質的、将来的な役割、それからそれを生かしていく、もしくはそれとともに生きていくということが、公園とは違う観点でとても重要になってきます。〔※スライド三一〕

いろいろ変化していくもの、変化していかないものがあるのですが、文化財というと文化財に指定されている一切のものは変化を認められないという観念が私たち日本人の頭の脳裏に深く刻み込まれていると思うのですけれども、庭園は日々、また、一日の中でも変化しています。むしろ、その変化を楽しむところに庭園の重要な本質があるところでもあります。それは積極的に手入れをするという変化も加えていかないと、生きている庭園にならない。庭園の中でも変えない部分もありますし、それから、いろいろな影響から守るという意味で「保護」ということもあり、もしくは積極的に手を加えて将来に継いでいく、「保全」ということ、こういうことがとても複雑に絡み合っているのが、私たちが取り組んでいる庭園です。これは公園との関係でどういふふうに考えていくかという一つのヒントになりますが、さらにもう一つ、保存か、保護か、活用かとか、保全か、などという議論がされますけれども、ドイツ語に「Pflege」という言葉があります。亀山会長にお話を伺ったらもっと詳しく正確かと思いますが、これには「保育」という訳語が充てられたりします。「保育」と言えば、日本語では小さい子を養うみたいなことに限定

して使われることが多い、よく使う感じで、辞書で調べるとそういうふうにあります。例えばドイツ語で庭の手入れは何と言うかと調べると「die Pflege des Gartens」という表現を使うようです。英語で言うと「care」、日本語で言うと「保育」、小さい子を養うみたいな感じの言葉ですけども、では、例えば英語で庭の手入れは何と言うかというと、施設の維持管理という意味ではメンテナンス maintenance という言葉がありますが、それをもう少し詳しく見てみると、「garden tending」と言うようです。これは主には自然の環境に向き合うという意味の「tending」ということらしいのですけれども、庭は生きていて、私たちとの対話の中にもあります。これはこの文庭協でも何回かお話をしましたけれども、生きている物事に対するということもありますし、私たち自身の関わりも含めて、「庭が生きている」ということがいったいどのようなことなのかは考え続けたいところ。【※スライド三】

決して何か凍結的な保存とかいうことにはならない意味が庭園にはありまして、いずれにしても文化財の保護という中で保存と活用ということが折に触れて話題にされると思いますけれども、もともと私たちが興味・関

心を持っている庭園というのは、変化する中でそれをずっとたゆまず手入れをしたりとか、楽しんだりとか、そういうことが文化財の内容として含まれていますので、先ほどの公園などの話との違いとかいうことも念頭に置きながら、また庭園の手入れということがどういうことかということ、を、「保育」という観点も含め、改めて考えていただけたらよいのではないかなと思います。

今回の私からのお話は以上になります。どうもありがとうございました。

令和 7 年 7 月 3 日（木） 第 62 回文化財指定庭園保護協議会総会
於：ホテルセントパレス倉吉 2 階 ケンジントン&チェルシー（鳥取県倉吉市）

文化遺産としての公園と庭園

平澤 毅（文化庁）

■名勝地の指定・登録の現状

- * 令和 6 年度の指定・登録
- * 令和 7 年 6 月 20 日答申の名勝地
- * 指定基準 名勝の一部（公園、庭園）

■公園 and/or 庭園？

- * 「日本ノ三公園」（ex. 大正元年『高等小學讀本』「公園*」の項）→ 日本三名園（？）
※「我が國ニテ風致ノ美ヲ以テ世ニ聞エタルハ、水戸ノ偕楽園、金澤ノ兼六園、岡山ノ後樂園ニシテ、之ヲ日本ノ三公園ト稱ス。然レドモ高松ノ栗林公園ハ木石ノ雅趣却ツテ此ノ三公園ニ優レリ。」
- * 大正 11 年(1922)3 月 8 日最初の名勝指定 11 件〔保存要目 名勝の一部（公園及庭園）〕の内
史蹟及名勝常盤公園（茨城県水戸市）、名勝金澤公園（石川県金澤市）、名勝後樂園（岡山県岡山市）、
名勝栗林公園（香川県香川郡栗林村）、名勝奈良公園（奈良県奈良市）
cf. 史蹟及名勝南湖公園（福島県西白河郡白河町）大正 13 年(1924)12 月 9 日指定
名勝鞆公園（廣島縣沼津郡鞆町）大正 14 年(1925)10 月 8 日指定
- * 名勝金澤公園→名勝兼六園（大正 13 年 2 月 28 日名称変更）→特別名勝兼六園（昭和 60 年 3 月 20 日指定）
「石川縣ノ経営ニ屬シ明治七年之ヲ公園ト爲ス舊ト加賀藩主前田氏ノ別墅ニシテ文政年中ニ大成セラレ
松平定信名クルニ兼六園ヲ以テス洛陽名園記ニ所謂宏大幽邃人力蒼古水泉眺望ノ六勝ヲ兼ストノ意ニ
出ツ其ノ名能ク其ノ景致ニ適ヘリトシテ稱セラル」

■遺産としての公園、そして、庭園との関係

- * 公園である庭園、庭園である公園、庭園ではない公園、公園ではない庭園、……
- * 変化しないモノ・コトと変化するモノ・コト
- * 保存 Preservation／保護 Protection, Safeguarding／保全 Conservation
- * 保育 Care, Pflege[独]
cf. 庭の手入れ [独] die Pflege des Gartens／[英]garden tending, ...maintenance(?)

【参考文献】

文化庁文化財部記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成 24 年 6 月/2012）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html
平澤毅（2023）「名所旧跡と都市公園」公園緑地，第 83 巻第 4 号
平澤毅（2020）「遺産としての庭園の保護における発掘調査の意義」，都市公園，第 229 号
平澤毅（2018）「歴史的庭園の生きた保存と活用」，都市公園，都市公園，第 221 号
平澤毅（2014）「公園に生きる歴史文化資産」公園緑地，第 75 巻第 2 号
平澤毅（2007）「文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察」遺跡学研究，第 4 号

令和 7 年 7 月 3 日（木） 第 62 回文化財指定庭園保護協議会総会
於：ホテルセントパレス倉吉 2 階 ケンジントン&チェルシー（鳥取県倉吉市）

【資料 1】名勝地と公園

1. 名勝（文化財保護法第 109 条によるもの；指定基準名勝の部一（公園））

名勝奈良公園	奈良県奈良市	大正 11 年 3 月 8 日名勝指定
名勝鞆公園	広島県福山市	大正 14 年 10 月 8 日名勝指定
名勝円山公園	京都府京都市	昭和 6 年 10 月 21 日名勝指定
名勝琴弾公園	香川県観音寺市	昭和 11 年 12 月 16 日名勝指定
名勝山手公園	神奈川県横浜市	平成 16 年 2 月 27 日名勝指定
名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地		
	兵庫県神戸市	平成 19 年 2 月 6 日名勝指定
名勝平和記念公園	広島県広島市	平成 19 年 2 月 6 日名勝指定
名勝及び史跡小石川植物園（御薬園跡及び養生所跡）		
	東京都文京区	平成 24 年 9 月 19 日名勝及び史跡指定
名勝白山公園	新潟県新潟市	平成 30 年 10 月 15 日名勝指定
名勝哲学堂公園	東京都中野区	令和 2 年 3 月 10 日名勝指定
名勝納池	大分県竹田市	令和 7 年 3 月 10 日名勝指定

※指定基準名勝の部一（公園）が適用されているその他の事例

史跡及び名勝嵐山	京都府京都市	昭和 2 年 4 月 8 日史跡及び名勝指定
特別名勝温泉岳	長崎県島原市・雲仙市・南島原市	
	昭和 3 年 3 月 31 日名勝指定／昭和 27 年 3 月 29 日特別名勝指定	
名勝須賀川の牡丹園	福島県須賀川市	昭和 7 年 10 月 19 日名勝指定
名勝躑躅ヶ岡（ツツジ）	群馬県館林市	昭和 9 年 1 月 28 日名勝指定

2. 登録記念物（名勝地関係）（文化財保護法第 132 条によるもの）

函館公園	北海道函館市	平成 18 年 1 月 26 日登録
山下公園	神奈川県横浜市	平成 19 年 2 月 6 日登録
日本大通り	神奈川県横浜市	平成 19 年 2 月 6 日登録
横浜公園	神奈川県横浜市	平成 19 年 2 月 6 日登録
大濠公園	福岡県福岡市	平成 19 年 2 月 6 日登録
花筐公園	福井県越前市	平成 19 年 7 月 26 日登録
常盤公園	山口県宇部市	平成 20 年 7 月 28 日登録
平和公園	長崎県長崎市	平成 20 年 7 月 28 日登録
国立西洋美術館園地	東京都台東区	平成 21 年 7 月 23 日登録
鶴舞公園	愛知県名古屋市	平成 21 年 7 月 23 日登録
東遊園地	兵庫県神戸市	平成 23 年 9 月 21 日登録
恩賜箱根公園	神奈川県箱根町	平成 25 年 8 月 1 日登録
強羅公園	神奈川県箱根町	平成 25 年 8 月 1 日登録

令和 7 年 7 月 3 日（木） 第 62 回文化財指定庭園保護協議会総会
於：ホテルセントパレス倉吉 2 階 ケンジントン&チェルシー（鳥取県倉吉市）

【資料 2】都市公園（「日本の歴史公園 100 選」から）と名勝地の指定・登録

函館公園（登録記念物函館公園）、高田松原公園（名勝高田松原）、南湖公園（史跡及び名勝南湖公園）、偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）、甘楽総合公園（名勝楽山園）、諏訪尾余緑地（名勝旧堀田正倫庭園）、浜離宮恩賜庭園（特別名勝及び特別史跡旧浜離宮庭園）、旧古河庭園（名勝旧古河氏庭園）、小石川後楽園（特別史跡及び特別名勝小石川後楽園）、六義園（特別名勝六義園）、恩賜箱根公園（登録記念物恩賜箱根公園）、兼六園（特別名勝兼六園）、養浩館庭園（名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園）、沼津御用邸記念公園（名勝旧沼津御用邸苑地）、楽寿園（天然記念物及び名勝楽寿園）、鶴舞公園（登録記念物鶴舞公園）、岡崎公園（名勝平安神宮神苑）、箕面公園（名勝箕面山）、東遊園地（登録記念物東遊園地）、相楽園（登録記念物相楽園）、再度公園（名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地）、後楽園（特別名勝岡山後楽園）、縮景園（名勝縮景園）、平和記念公園（名勝平和記念公園）、栗林公園（特別名勝栗林公園）、三島公園（名勝旧久留島氏庭園）【※第一次選定分から】

見晴公園（名勝雪雪園）、つつじが岡公園（名勝躑躅ヶ岡（ツツジ））、戸定が丘歴史公園（名勝旧徳川明武庭園（戸定邸庭園））、横浜公園（登録記念物横浜公園）、山手公園（名勝山手公園）、山下公園（登録記念物山下公園）、白山公園（名勝白山公園）、奉先堂公園（名勝旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園および五十公野御茶屋庭園）、天橋立公園（特別名勝天橋立）、奈良公園（名勝奈良公園）、和歌公園（名勝和歌の浦）、琴弾公園（名勝琴弾公園）、大濠公園（登録記念物大濠公園）、識名公園（特別名勝識名園）【※第二次選定分から】

【資料 3】史跡指定の城郭跡と都市公園（「日本の歴史公園 100 選」から）

弘前城跡（鷹揚公園）、三戸城跡（城山公園）、盛岡城跡（岩手公園）、仙台城跡（青葉山公園）、山形城跡（霞城公園）、小田原城跡（小田原城址公園）、高岡城跡（高岡古城公園）、金沢城跡（金沢城公園）、松本城（松本城公園）、上田城跡（上田城跡公園）、岐阜城跡（岐阜公園）、松阪城跡（松阪公園）、明石城跡（明石公園）、赤穂城跡（赤穂城址公園）、松江城（城山公園）、岡山城跡（鳥城公園）、津山城跡（鶴山公園）、広島城跡（中央公園）、萩城跡（指月公園）、徳島城跡（徳島中央公園）、高松城跡（玉藻公園）、丸亀城跡（亀山公園）、松山城跡（城山公園）、高知城跡（高知公園）、岡城跡（岡城跡）、首里城跡（国営沖縄記念公園）、座喜味城跡（座喜味城跡公園）【※第一次選定分から】

松前城跡（松前公園）、若松城跡（鶴ヶ城公園）、小峰城跡（城山公園）、二本松城跡（霞ヶ城公園）、金山城跡（西山公園）、鉢形城跡（鉢形城公園）、佐倉城跡（佐倉城址公園）、石垣山（石垣山一夜城歴史公園）、甲府城跡（舞鶴城公園）、松代城跡（松代城公園）、高遠城跡（高遠城址公園）、湯築城跡（道後公園）、宇和島城跡（城山公園）、福岡城跡（舞鶴公園）【※第二次選定分から】

【資料 4】近代の庭園・公園等に関する調査研究（平成 21～23 年度）

『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』平成 24 年 6 月
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html

→ 全国的な照会調査により、名勝地として評価すべき公園の事例を少なくとも 400 件余りを確認し、その中でも、特に日本の都市公園史上の観点から重要で、名勝地としての指定・登録の候補として、60 件余りを数えた。

令和7年7月3日（木） 第62回文化財指定庭園保護協議会総会
於：ホテルセントパレス倉吉 2階 ケンジントン&チェルシー（鳥取県倉吉市）

参 考

■名勝（名勝地）の指定・登録状況（最新告示：令和7年3月10日）

指定	人文的名勝：250件（公園：11件、庭園：236件、橋梁・築堤：3件）	
	自然的名勝：182件	合計 432件
登録	庭園：81件、公園：13件、景勝地：24件	合計 118件

■令和6年度指定・登録の名勝地

令和6年10月11日 名勝指定

とりがたかいかん 鳥潟会館庭園	[秋田県大館市]	※庭技協 R4 研修地
西氏庭園	[石川県金沢市]	※庭技協 R5 研修地

令和6年10月11日 追加指定

名勝臨済寺庭園	[静岡県静岡市]
---------	----------

令和6年10月11日 登録記念物（名勝地関係）

あいつひがしやまおんせんむかいだき 会津東山温泉 向瀧庭園	[福島県会津若松市]
日本万国博覧会記念公園日本庭園	[大阪府吹田市]

令和7年3月10日 名勝指定

の いけ 納池	[大分県竹田市]
---------------------------	----------

令和7年3月10日 登録記念物（名勝地関係）

みょうじんやま ひるめやま 明神山（送迎山）	[奈良県北葛城郡王寺町]
丸井氏庭園	[鳥取県倉吉市]
かみはやし かざあな 上林の風穴	[愛媛県東温市]
あない ど かん の ん 穴井戸観音	[大分県豊後高田市]

■令和7年6月20日答申の名勝地

名勝の追加指定

名勝納池	[大分県竹田市]
い え どうんち 名勝伊江殿内庭園	[沖縄県那覇市]
名勝アマミクヌムイ	[沖縄県] *国頭郡国頭村「辺戸ノ安須森」

登録記念物（名勝地関係）の新登録

平木氏庭園	[石川県金沢市]
山田氏庭園	[石川県金沢市]
ふ げつろう 浮月楼庭園	[静岡県静岡市]
旧八木商店庭園	[愛媛県今治市]
きゅうほうざんかく 旧豊山閣庭園（旧旅館田川）	[福岡県北九州市]
とうなんしよくぶつらくえん 東南植物楽園	[沖縄県沖縄市]

令和7年7月3日（木）

第62回文化財指定庭園保護協議会総会

於：ホテルセントパレス倉吉（鳥取県倉吉市）

文化遺産としての 公園と庭園

平澤 毅
（文化庁）



P. 1

■ 名勝地の指定・登録の現状

■ 庭園and/or公園？

■ 遺産としての公園、
そして、庭園との関係

P. 2

■ 名勝地の指定・登録の現状

■ 庭園and/or公園？

■ 遺産としての公園、
そして、庭園との関係

P. 3

指定 432件

人文的名勝 250件

公園 11件、庭園 236件、橋梁・築堤 3件

自然的名勝 182件

登録 118件

庭園 81件、公園 13件、景勝地 24件

P. 4

令和6年度新指定・新登録の名勝地

- 令和6年10月11日 名勝指定
鳥潟会館庭園 [秋田県大館市]
西氏庭園 [石川県金沢市]
- 令和6年10月11日 登録記念物(名勝地関係)
会津東山温泉向瀧庭園 [福島県会津若松市]
日本万国博覧会記念公園日本庭園 [大阪府吹田市]
- 令和7年3月10日 名勝指定
納池 [大分県竹田市]
- 令和7年3月10日 登録記念物(名勝地関係)
明神山(送迎山) [奈良県北葛城郡王寺町]
丸井氏庭園 [鳥取県倉吉市]
上林の風穴 [愛媛県東温市]
穴井戸観音 [大分県豊後高田市]

P. 5

【名勝の新指定】(令和6年10月11日指定)

とりがたかいかんていえん

おおだてし

鳥潟会館庭園【秋田県大館市】



指定範囲(赤線の範囲)



雪見燈籠と主屋



船着石



出島から州浜を望む

昭和10年代に、京都帝国大学医学部教授鳥潟隆三(とりかたりゅうぞう)が実家の増改築とともに整備した池泉庭園。隆三自らの指示に基づき、京都の庭師が中心となって施工した。中島のある園池、芝生広場などが設けられ、園路を巡りながらさまざまな景観を楽しむことができる。

P. 6

【名勝の新指定】（令和6年10月11日指定）

にしし ていえん

かなざわし

西氏庭園【石川県金沢市】



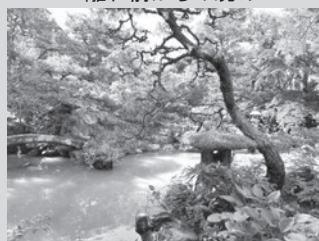
指定範囲



離れ前からの眺め



離れの軒先



主屋前から



主庭（築山麓から）

大正時代に造営された住宅庭園で、金沢城下の大野庄用水を取り込んで園池を成し、奥に築山を配して、矩形に配置された主屋と離れからの観賞とともに回遊を楽しむことができる立体的な構成に特徴があり、県内外の大小様々な石材を配する意匠も優れている。

P. 7

【登録記念物（名勝地関係）の新登録】（令和6年10月11日登録）

あいづひがしやまおんせんむかいたきていえん

あいづわかまつし

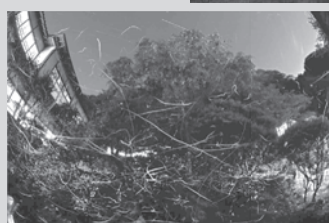
会津東山温泉向瀧庭園【福島県会津若松市】

登録範囲
→



下段（左から春、夏、冬の景色）

全景（北側廊下から）→



会津藩政時代の湯治場を継いで明治時代に開業した温泉旅館の庭園で、昭和時代初期の増築で客室棟に取り囲まれるように斜面と園池を配し、春のサクラ、夏のホタル、秋の紅葉、冬の雪明かりと、様々な視点から四季折々の景色を楽しむことができる意義深い事例。

P. 8

【登録記念物(名勝地関係)の新登録】(令和6年10月11日登録)

にほんばんこくはくらんかいきねんこうえんにほんていえん

日本万国博覧会記念公園日本庭園【大阪府吹田市】

すいたし



登録範囲

昭和45年に開催された日本万国博覧会において政府出展施設として整備された庭園で、総面積は25万㎡に及ぶ。上代、中世、近世の各時代の特徴を表現した池泉庭園と現代の日本庭園を設け、それらを溪流でつないでいるほか、枯山水や露地(茶庭)も造られている。



滝(上代)



洲浜(中世)

P. 9

【名勝の新指定】(令和7年3月10日登録)

の い け

納池【大分県竹田市】

たけたし



指定範囲



橋より納池神社を望む



飛石より納池神社を望む



飛石より沢部方面を望む



池部を北から望む

久住高原の火山麓扇状地の段丘部からの湧泉によって形成された景勝地で古くから知られ、太政官布達に基づき初期に設定された公園の九州地方における事例として貴重で日本公園史上の学術上の価値が高く、湧泉に特徴付けられる風致景観は優れている。

P. 10

【登録記念物(名勝地関係)の新登録】(令和7年3月10日登録)

まる い し て い えん くらよしし
丸井氏庭園【鳥取県倉吉市】



住宅外観



庭門前



登録範囲



園路



池と背景の離れ・土蔵

昭和初期に神戸の庭師・巽武之助(たつみたけのすけ)によって造られたと伝わる、町家の庭園。南北に細長い敷地の北側に主屋と茶室、南側に離れと土蔵が建ち、その間に築山、枯池などがある。離れからは北に向かって飛石が続き、庭門、築山、枯池を経て、腰掛待合、茶室へと至る。

P. 11

令和7年6月20日答申の名勝地

●名勝の追加指定

名勝納池

[大分県竹田市]

名勝伊江殿内庭園

[沖縄県那覇市]

名勝アマミクヌムイ

[沖縄県(国頭郡国頭村)]

●登録記念物(名勝地関係)の新登録

平木氏庭園

[石川県金沢市]

山田氏庭園

[石川県金沢市]

浮月楼庭園

[静岡県静岡市]

旧八木商店庭園

[愛媛県今治市]

旧豊山閣庭園(旧旅館田川)

[福岡県北九州市]

東南植物楽園

[沖縄県沖縄市]

P. 12

文化財保護法下における名勝の指定基準

次に掲げるもののうち、わが国のすぐれた国土美として欠くことができないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

登録記念物(名勝地関係)の登録基準

公園、庭園その他の名勝地(名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

P. 13

■名勝地の指定・登録の現状

■庭園and/or公園？

■遺産としての公園、 そして、庭園との関係

P. 14

近世における名所旧跡の保護と整備

- 名所旧跡の保護 天橋立、和歌之浦、象潟など
- 街道並木の整備
- 江戸郊外の園地の整備・開放
隅田川堤、御殿山、飛鳥山、中野桃園、小金井桜など
- 庭園の開放
(小石川)後樂園、偕樂園、南湖、向島百花園など

※「庭園」の用語自体、「公園」とともに明治半ばから大正にかけて定着・普及したもの

近代における名所旧跡の保存と公園制度の始まり

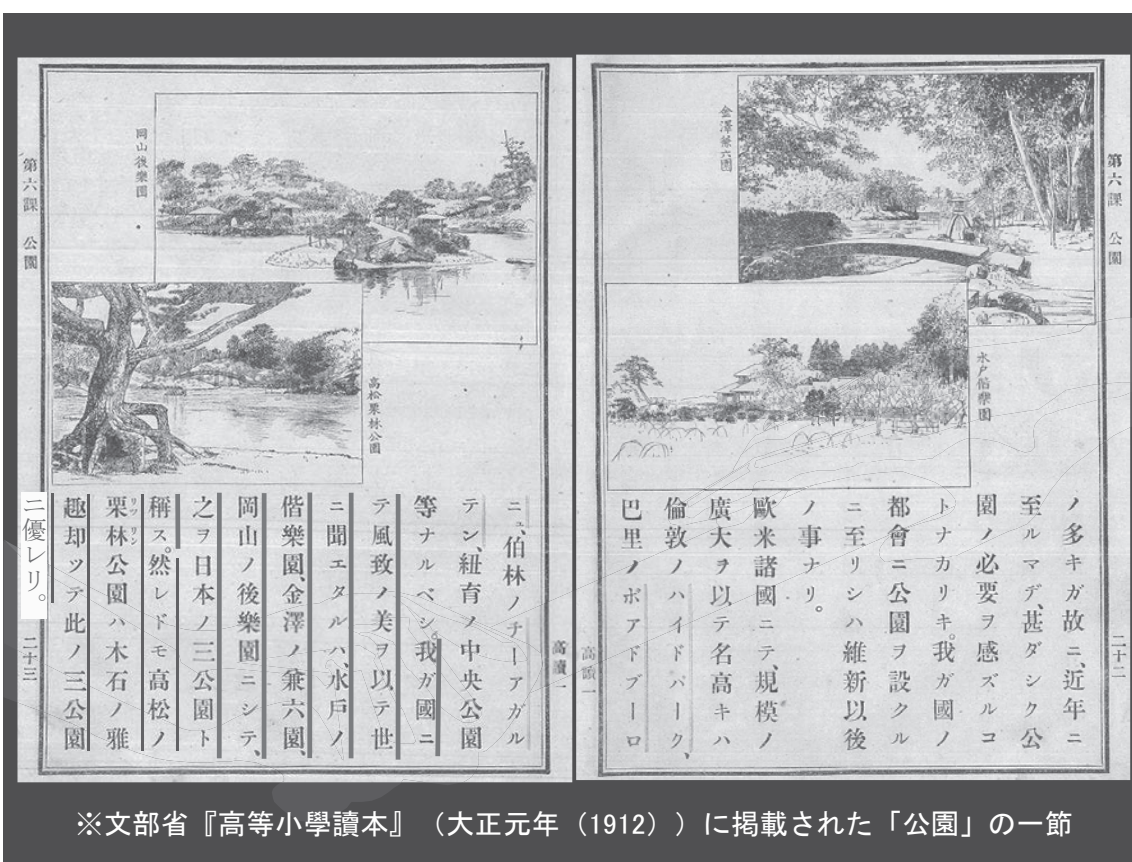
大蔵省達第53号；明治5年(1872)

先般荒蕪除地等拂下ノ義公布、相成候ニ付ハ於各地方古來ヨリ聲譽ノ名所古蹟等ハ素ヨリ國人ノ賞觀愛護スヘキモノニ付右等ノ場所ハ切リニ破壊伐木セサル様篤ト注意可致事

正院達第16号；明治6年(1873)

「人民輻輳ノ地ニシテ古來ノ勝區名人ノ舊跡等は迄群集遊觀ノ場所」を「永ク万民偕樂ノ地」である「公園」として設定しようとしたもの

P. 15



※文部省『高等小學讀本』（大正元年（1912））に掲載された「公園」の一節

P. 16

史蹟名勝天然紀念物保存法;大正8年(1919)

史蹟名勝天然紀念物保存要目

大正9年(1920) 1月31日決定

昭和4年(1929)12月12日改正

名勝之部

(本要目ニ掲ケタル例ハ説明ノ便宜ノ爲ニセルモノニシテ
直ニ之ヲ指定スルノ趣旨ニアラス)

- 一 著名ナル公園及庭園
- 二 著名ナル橋梁及堤防, 築堤
- 三 著名ナル花樹, 花草, 紅葉及鳥獸, 魚蟲ノ名所
- 四 著名ナル奇岩(材木岩, 俵石, 天然橋, 石柱等)
- 五 著名ナル峡谷及急流, 深淵
- 六 著名ナル瀑布
- 七 著名ナル湖沼
- 八 浮島(例セバ山形縣大沼)
- 九 松林アル砂丘, 砂嘴ニシテ著名ナルモノ
- 十 著名ナル海岸, 島嶼其ノ他景勝ノ地
- 十一 著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點
- 十二 特色アル山岳, 丘陵, 高原, 平原, 河川及温泉地 (←改正追加)

P. 17

大正11年(1922)3月8日、最初に指定された名勝

史蹟及名勝常盤公園 (茨城縣水戸市)

史蹟及名勝平等院庭園 (京都府久世郡宇治町)

名勝金澤公園 (石川縣金澤市) → 特別名勝兼六園

名勝後樂園 (岡山縣岡山市) → 特別名勝岡山後樂園

名勝栗林公園 (香川縣香川郡栗林村) → 特別名勝栗林公園

名勝奈良公園 (奈良縣奈良市)

名勝大澤池附名古曾瀧趾 (京都府葛野郡嵯峨村)

名勝錦帯橋 (山口縣玖珂郡岩國町)

名勝月瀨梅林 (奈良縣添上郡月瀨村)

名勝天橋立 (京都府與謝郡吉津村)

名勝三保松原 (静岡縣安倍郡三保村)

P. 18

名勝金澤公園 (石川縣金澤市)

→ 名称変更

大正13年2月28日

→ 特別名勝兼六園

昭和60年3月20日指定

※「金澤兼六公園(福壽山)」と記載→



石川縣ノ經營ニ屬シ明治七年之ヲ公園ト爲ス
舊ト加賀藩主前田氏ノ別墅ニシテ文政年中ニ
大成セラレ松平定信名クルニ兼六園ヲ以テス
洛陽名園記ニ所謂宏大幽邃人力蒼古水泉眺
望ノ六勝ヲ兼ヌトノ意ニ出ツ其ノ名能ク其ノ景
致ニ適ヘリトシテ稱セラル

P. 19

名勝に指定されている公園; 指定基準名勝の一部(公園)

史蹟名勝天然記念物保存法

名勝奈良公園

奈良県奈良市

大正11年3月8日名勝指定

名勝鞆公園

広島県福山市

大正14年10月8日名勝指定

名勝円山公園

京都府京都市

昭和6年10月21日名勝指定

名勝琴弾公園

香川県観音寺市

昭和11年12月16日名勝指定

どちらといえば風景地
を主体とするもの

文化財保護法

名勝山手公園

神奈川県横浜市

平成16年2月27日名勝指定

名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地

兵庫県神戸市

平成19年2月6日名勝指定

名勝平和記念公園

広島県広島市

平成19年2月6日名勝指定

名勝及び史跡小石川植物園(御薬園跡及び養生所跡)

東京都文京区

平成24年9月19日名勝及び史跡指定

名勝白山公園

新潟県新潟市

平成30年10月15日名勝指定

名勝哲学堂公園

東京都中野区

令和2年3月10日名勝指定

名勝納池

大分県竹田市

令和7年3月10日名勝指定

近代以降に新たに造成
設定された都市公園等

P. 20

名勝の一部（公園）が適用されたその他の事例

史跡及び名勝嵐山	京都府京都市	昭和2年4月8日史跡及び名勝指定
特別名勝温泉岳	長崎県	昭和3年3月31日名勝指定
名勝須賀川の牡丹園	福島県須賀川市	昭和7年10月19日名勝指定
(名勝堀切小高園 東京都葛飾区 昭和8年2月28日名勝指定／昭和29年3月20日指定解除)		
名勝躑躅ヶ岡（ツツジ）	群馬県館林市	昭和9年1月28日名勝指定

その他、特別名勝に含まれる都市公園など

巖島公園(明治6年開園)		
特別史跡及び特別名勝巖島	広島県廿日市市	大正12年3月7日史蹟及名勝指定
松島公園(明治35年開園)		
特別名勝松島	宮城県	大正12年3月7日史蹟及名勝指定
天橋立公園(明治38年開園)		
特別名勝天橋立	京都府宮津市	大正11年3月8日史蹟及名勝指定

P. 21

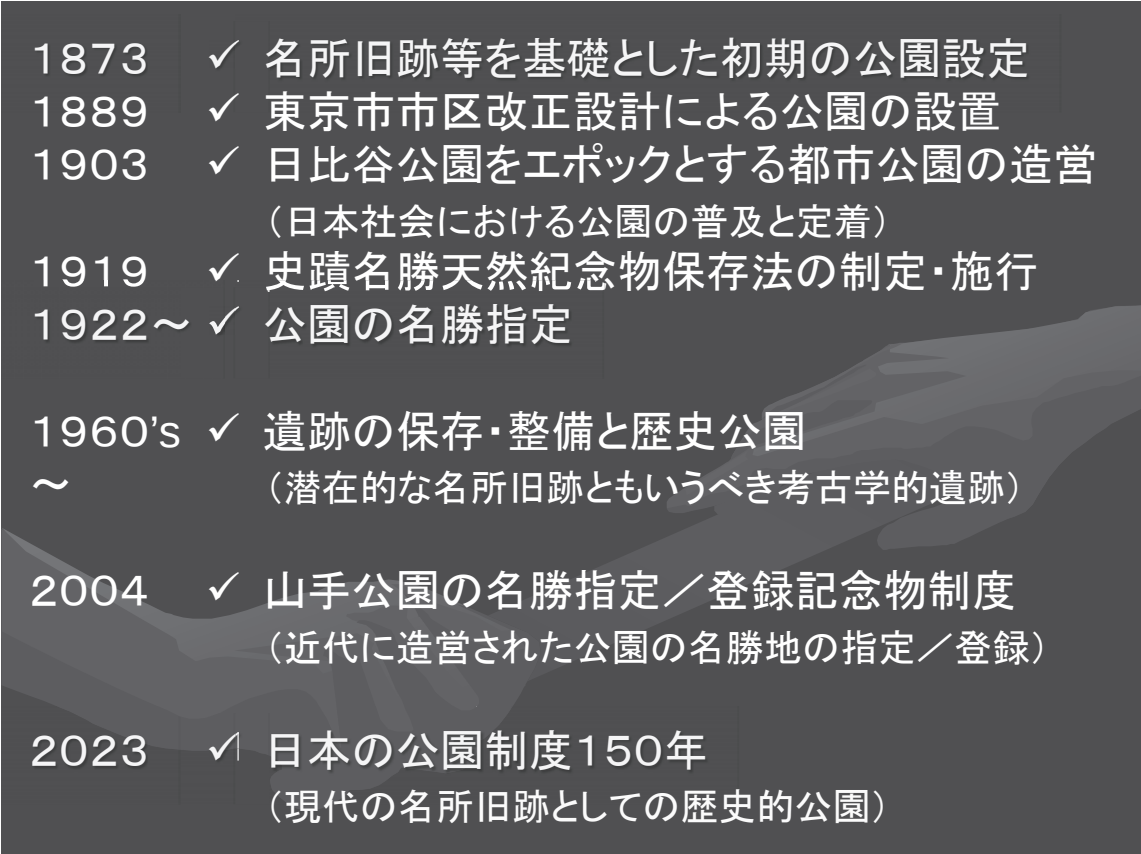
近代の庭園・公園等に関する調査研究(平成21～23年度)

文化庁文化財部記念物課 『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』 (平成24年6月)

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/teien_kouen_chousa.pdf

→ 全国的な照会調査により、名勝地として評価すべき公園の事例を少なくとも400件余り確認し、その中でも、特に日本の都市公園史上の観点から重要で、名勝地としての指定・登録の候補として、60件余りを数えた。

P. 22

- 
- 1873 ✓ 名所旧跡等を基礎とした初期の公園設定
 - 1889 ✓ 東京市市区改正設計による公園の設置
 - 1903 ✓ 日比谷公園をエポックとする都市公園の造営
(日本社会における公園の普及と定着)
 - 1919 ✓ 史蹟名勝天然紀念物保存法の制定・施行
 - 1922～ ✓ 公園の名勝指定

 - 1960's ✓ 遺跡の保存・整備と歴史公園
～ (潜在的な名所旧跡ともいうべき考古学的遺跡)

 - 2004 ✓ 山手公園の名勝指定／登録記念物制度
(近代に造営された公園の名勝地の指定／登録)

 - 2023 ✓ 日本の公園制度150年
(現代の名所旧跡としての歴史的公園)

P. 23

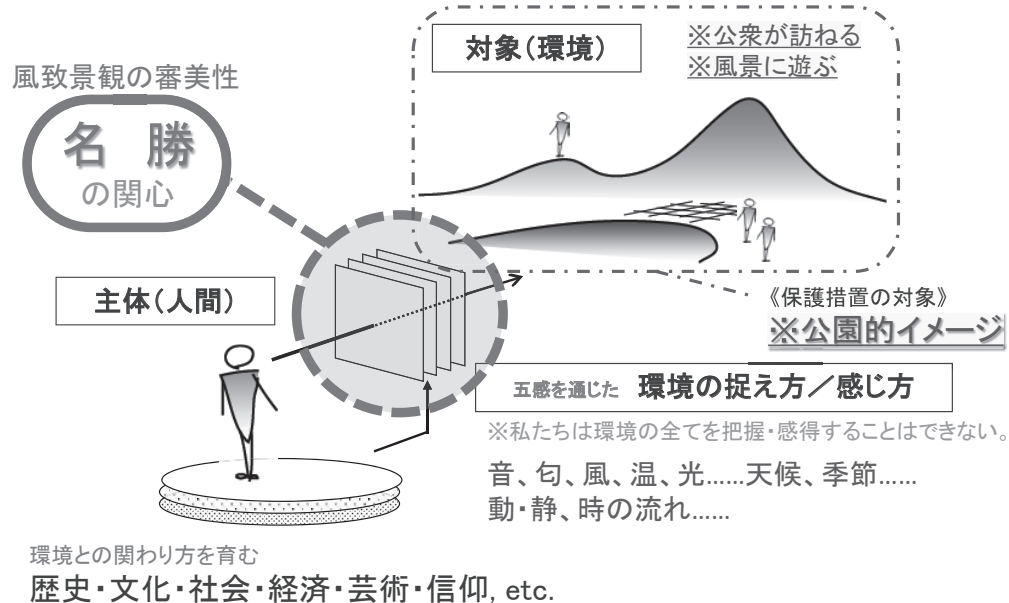
■ 名勝地の指定・登録の現状

■ 庭園and/or公園？

■ 遺産としての公園、 そして、庭園との関係

P. 24

今日的に理解されている風景／景観の基本的概念



Original Copyright@ONO Ryohei 小野良平 * revised by HIRASAWA Tsuyoshi 平澤毅

P. 25

公園は..... Public Parks

- 特に近代以降に、公衆のための遊楽・休憩等を目的として公的に設けられる一定の公開区域
- 「都市公園」＜都市公園法 昭和31年(1956)
※明治6年(1873)正院達第16号から
- 「自然公園」＜自然公園法 昭和32年(1957)
※昭和6年(1931)国立公園法から
- 今日、所在しない地域は無いほどに普遍的
- 大正8年(1919)史蹟名勝天然紀念物保存法で、「庭園」とともに《名勝》の検討対象に
- 近代以降に固有な存在の「公園」は、日本では名所旧跡を基礎として設定され始めてから僅か半世紀の内に《名勝》の代表的な対象の1つに

P. 26

庭園は..... (Private) Gardens

- 古代以来、住宅・別荘・寺社境内等において、
（限られた集団のための）宴遊・観賞等を目的
として築かれてきた造園空間（周辺環境を一体
として含む場合あり）
- 大正8年(1919)史蹟名勝天然紀念物保存法で、
《名勝》の代表的な対象の1つに
- 明治時代初期以来、「公園」として存置・公開
されてきた旧大名庭園等のほか、近世以前から
寺社境内地に維持されてきたものや、民間住宅
等において存置されてきたものなど
- 近年、特に「近代庭園」のほか、「遺跡庭園」
や「発掘庭園」も《名勝》の保護の対象として
定着 → 庭園としての設えと佇まいの再生

P. 27

➤公園である庭園

➤庭園である公園

➤庭園ではない公園

➤公園ではない庭園

P. 28

□文化財 Cultural Properties

国土や国民に固有なものであるとの立場において、時代の変遷、社会の変化、文化の変容などを背景に、芸術、歴史、伝統などの観点から大切にしようとするモノやコトの集合……あるいは文化財保護法の対象

□文化遺産 Cultural Heritage

国や社会が長年にわたって保ってきた、その個性の重要な一部と考えられている歴史や伝統、本質

□文化的資産 Cultural Assets

文化的観点から社会の成功・目的達成・問題解決などのために有用で役に立つ、人、もの、資源、利点など

P. 29

- ✓ 歴史ある公園を遺産と考えるとき、公開・利用されることが本質に含まれており、近代という時代に固有な遺産の中でも独特であること
- ✓ 都市公園は、永続性が担保されている土地、場所、空間で、社会の変遷に対応しながら、生活文化として生き続けること
- ✓ 日本で150年にわたり普及してきた都市公園は、全国において顕著な普遍性を有しており、地域社会の記憶を蓄積し、変容しながら将来に受け継がれていく文化的な実態であること

P. 30

- ✓ 文化財庭園とは、歴史的経過の中で築かれ、芸術上、観賞上、学術上の観点から注目され、現代社会の中に生き続け、将来に伝える意思とともにある庭園であること
- ✓ 生きている庭園には、そのものにも人びととの関係にも変化があること(.....しかし、公開は、庭園であることの存在要件ではない。)
- ✓ 公開されている庭園には、公園的側面があること(公園的な期待が寄せられること)
- ✓ 広く知られる歴史的庭園は、地域の風致景観の基調となること

P. 31

* 変化しないモノ・コトと変化するモノ・コト

保存	Preservation	変えない
保護	Protection / Safeguarding	悪影響から護る
保全	Conservation	積極的に対策して継ぐ

.....

保育	Care, Pflege [独]	育む、養う
----	-------------------------	-------

cf. 庭の手入れ

[独] die Pflege des Gartens

[英] garden tending, ...maintenance(?)

P. 32

講演会「鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園」

京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科

教授 仲 隆裕



講演会
京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科
教授 仲 隆裕

皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、京都芸術大学に勤めております仲隆裕と申します。

本日、私がお話す内容は、鳥取県の庭園調査が最近行われたのですが、それはどんなやり方をして、何が分かったのかというのを分かりやすく皆様に御紹介するというのの一つ。もう一つは、明日、見学が予定されています二箇所の庭園について、興味を持っていただけるような内容で御紹介することとなります。

こちらに持ってまいりましたのが『鳥取県庭園調査報告書』です。私は、以前、鳥取

県文化財保護審議会委員として鳥取県の中で文化財を指定していくという業務に関わっていたということから、この庭園調査の委員会のメンバーとして調査に携わってまいりました。（※スライド一）

現在、鳥取県内の国指定の名勝庭園は、三件あります。今日お見えになっておられます観音院庭園と尾崎氏庭園、それと深田氏庭園の三件です。指定年月日は、観音院庭園と尾崎氏庭園は昭和一二年の指定ですが、深田氏庭園が平成一二年となっております。

平澤さんからお話が あった史蹟名勝天然記念物保存法、そのときに名勝指定がされていたものの多くが、戦後、文化財保護法施行後も継続されています。深田氏庭園につきましては、戦後、県の唯一の名勝ということでは保護されてきたわけですが、平成一二年に国指定名勝になりました。そうすると鳥取県指定名勝が0件になってしまったという状況があつて、これは問題というわけではないのですけれども、鳥取県の中にはすばらしい庭園がたくさんあるので、しっかりと調べて、価値づけをして、守っていきましようということになりました。そういう中で私が、庭園の指定をするときに鳥取県の委員として文化財保護審議会の中に入ったということ

す。

平成一六年度から、一度、県内の市町村に照会をいたしまして、「それぞれの市町村で歴史的な庭園で保護すべきものはありますか」というアンケートの回答をいただいて、それを取りまとめながら順次、県で調査を行って、県指定が少しずつ増えてきたということです。

最初は、まずは近世の、つまり江戸時代以前までに造られた庭園がどのくらい残っているかを緊急で調査をして、それを順次指定していきましよう、ということだったのですけれども、平成一六年から一八年にかけて、近代和風建築調査という建築系の調査が行われました。そこには結構住宅が多いわけです。そして、建築だけではなくて近代建築と一体となつて造られた庭園がたくさん見いただきました。そんなこともありまして、当面、新しい県指定名勝は江戸時代以前のものにしようとしていたのですけれども、近代庭園も視野に入れ追加していこうとなつてきたわけです。

この表を見ていただきますと、県指定の名勝は、現在一二件になっております。上述の取組で、平成一六年から一八年ぐらいにかけて作つた県指定候補庭園のリストの調査が大

体終わってきたということもあって、改めて令和二年から五年の三か年かけて国の名勝調査国庫補助事業の採択を受けて、再度、市町村に照会をするともに、庭園を育んでこられた庭師さんたちがたくさんいらっしゃいます。そして、その中で一般社団法人の鳥取県造園建設業協会にもヒアリングをさせていただく中で、庭園調査がリスタートしました。（※スライド二）

それが第一段階ということで、市町村からの照会以外にも庭園の専門家からも推薦を受けて、一二四のリストができました。これについては全て現地調査を一度行いましょうということになりました。そこで県から鳥取県造園建設業協会に委託をして、現地調査で地図などを作っていつてもらうという作業が行われました。

第二段階は、庭園調査委員会、これは私も入っておりますけれども、庭園の歴史的な研究をする人もそうですし、歴史の研究者、それから鳥取県は茶道文化が豊かでございますので、茶の湯の関係の専門家、石材の専門家、いろいろな専門家で委員会がつくられまして、その中で一二四あるうち五二庭園を選んで、これについては委員が分担してさらに詳しい調査をするということになります。そ

れを取りまとめた上で、所有者の協力も得ながら、八つの庭園については実測図を作って、それを詳細調査結果という形で、報告書に取りまとめました。

今、映っておりますのが分布図です。一二四庭園がどんな形で分布しているのかというものです。鳥取市だとか米子市の旧城下町辺りといったところは拡大図が載っておりますが、かなりの数が見えます。東部・中部・西部の三つに便宜上分けて集計をしていますが、のでありますけれども、県全体の中に満遍なく庭園の存在が確認されたということがわかります。色がついているのは、庭園を幾つか類型に分けて、寺院とか社家が持っているものか、それから元農家、農家型の建築に伴うものか、それから町家の建築に伴うものか、それから町家の建築に伴うものか、というふうな形であります。

あわせて、それぞれの庭園についての史料調査も行われて、農家型の建築の場合でしたら、昔の庄屋さん、地主さん、名主さん、そういった役を務められた家柄が多いので、そういったところには江戸期の資料がまだ残っていたり、それから、近代に造られたものの中にはちゃんと帳面が残っていて、何月何日どこから何を買って幾らなのかということが残っている場合もありました。そういったもので公開していただけるものについては報告書の中で紹介をしています。（※スライド三）

江戸時代の終わり、安政五年に『稲葉佳景無駄安留記』といったお庭を描いた資料があるのですが、今回その中で、現状と比較してみてものぐらいい『無駄安留記』の絵画表現というのが現実に近いのか、あるいはこれが正確だとするかどうかというのが変化したのか、そんな比較考察のようなことも試みております。（※スライド四）

その現地調査の中では、石材調査、島根大学の地質の専門家の先生に立ち会っていただきまして、石のところにそれぞれの石質が書き込んであるので、それぞれの石質が書きたり、園が所在する近所から集められたのか、それとも遠いところから、県外から持ってきた緑色片岩のようなものかとか、そういったことについても考察をしていただきました。おおむね近所の石材を利用することが多いという見解で、もちろん銘石と呼ばれる県外からのものもあつたわけですが、多くの場合は近在のものを使っているということは、その地域の自然環境を反映したような雰囲気がある庭園の中に反映されているといえるかと思えます。（※スライド五）

そのような形で、庭園の形式であったり、立地であったり、それからいつできたものとか、属性は何かとかということを取りまとめた一覧表が取りまとめられています。(※スライド六)

簡単にまとめますと、最初のリストアップが全ての庭園を拾い上げているわけではないので、まずその段階である程度スクリーニングされたものだといったことは前提なのですけれども、一二四の分布を見ますと、東部のほうが四三%、中部が二七%、西部が三〇%という形になりました。

庭園の種別でいいますと、寺院の庭園が三五%、個人の庭園が五九%、その他が六%ということです。結構個人所有で頑張って保存・維持しておられる、そういった庭園も多いということが浮かび上がってくるかと思えます。

形態については、よく言われる池庭、枯山水、露地の三様式でどれに当てはまるかの分布を示したものですけれども、池庭を持つもの、池を持つ、水が流れるもの、そのような庭園が七三%、結構多いですね。枯山水が一七%、そして露地は一〇%ということであります。鳥取はお茶の文化が盛んですけれども、本格的な露地を構えるということとはな

なか難しかったのかもしれませんが。

作庭年代で言いますと、近世は三五%、近代が五五%ということで、半分以上が近代庭園でありました。現代の庭園が一〇%となりました。(※スライド七)

そしてごく簡単に、東と西で地域別に何か特徴があるのかということで、委員会の中で議論した結果、東部地域のほうでは、鳥取の城下に寺院の庭園が集中してあります。鹿野町とか若桜町、智頭町、こういった昔の宿場町では町家型民家の庭園が確認されました。また、各地で有力者の民家の庭園が見られたということ です。それをこの報告では農家型民家の庭園と仮称をしています。

中部地域でも農家型民家の庭園は広く分布しています。ここ倉吉は中部に当たりますが、倉吉のような商工業都市においては町家型民家の庭園がたくさん見られました。そして三朝温泉といった温泉街に旅館の庭園があるというのが中部の一つの特徴というふうにまとめました。

西部地域では、米子市の城下町に町家型民家の庭園、あるいは寺院の庭園も集中して見られるということです。大山町の辺りにも寺院の庭園が特徴的に見られるということでもあります。(※スライド八)

では、ごく簡単に寺院の庭園の事例としてはどのようなものがあるかということですが、例え鳥取市の久松山、観音院がありますが、あの辺り一帯、小山が連なっていますけれども、その中に藩主ゆかりのお寺であったり社家というのが複数見られます。そのような山の麓にあるような庭園の場合は、本堂だけではなく山麓にかけて、山との間に湧き水が出てまいりますので、それを受けるような形で池を造った。これについて、調査委員のメンバーあるいは先ほどの近代和風建築調査のメンバーから提案があつて、そういった庭園のことを「背面庭」と呼ぼうと言われ、まだ一般的な造園の学術用語として定着しているわけではありませんけれども、括弧で示しておりますが、背後の山水を活用する「背面庭」が鳥取の寺院の庭園の中には多いということです。これは全国的な傾向かもしれませんが。特に禅宗の寺院の中では、こういった「背面庭」で建物の山側の後ろに池が見られるというのはよく見られる庭園であります。では、そのようにして建物と背後の山との間につくった池庭にデザイン的によどのような特徴があるのか、ということについても分析はされていますが、ここでは省略させていただきます。

先ほどの『無駄安留記』に出てきた図と現在の鳥取の姿と比較していきますと、割と芝庭はしっかりと残されていて、逆に、『無駄安留記』で橋が描かれているので、現在はないのですけれども、この寺院から見てみると、橋挟石らしきものと橋台石らしきものがそろって埋められているということから、ここに橋が架かっていたということで、そのような考察が報告書の中でされております。社家の庭は一件だけ確認されたということでもあります。(※スライド九〇―一〇)

次に、農家型民家や町家型民家での様な庭園と座敷の配置関係が見られるかということについても、ある程度まとめられた考察が行われています。

農家型民家の場合、土間があつて、張られた床、その中に、主座敷が角にあつて、それに面するような形で庭があります。この場合、座敷が一行、二列、三列というふうに、それによって規模が変わるわけですが、規模が変わってもL字で配置されている傾向があるのではないかと、という考察も行われています。

町家型の場合は、通りに面して短冊形に敷地がずっと並んでいく、いわゆるウナギの寝床とよく言われるような長方形の敷地になります。

ますが、土間を通って、これも一列の場合、二列の場合、三列の場合がありますが、一番奥の遠いところに最も格の高い座敷、主座敷が設けられて、その先に庭がある。割と典型的なものとしてはこういった配置が考えられるということでもあります。具体的な例として、林田氏庭園のような事例をこの中では紹介しております。山道を上がっていきますと、ちよつと高いところに建物が建っています。座敷に向かって、枯流れ、それから築山の石などが確認できると、そんな事例が挙げられます。(※スライド一一二―一一三)

町家型民家の庭園の例としては、明日、皆さんに見学していただきます倉吉市の事例の中からお話ししたいと思います。

そのうちの一つが丸井氏庭園であります。これは町家型民家の庭園、真ん中の写真(※スライド一五)を見ていただきますと、手前の家を取り壊されたのでしょうか、どのぐらい敷地が道路から奥のほうに向かって伸びているのかというのが分かりやすい写真になっております。

ほかの倉吉市内の町家と比べると、比較的間口が広い邸宅です。それと、この敷地の中では、ほとんどが接客空間として建てられていて、生活空間よりもかなり広い面積を

持っている、そんな特徴があります。そして、このような限られた敷地の中で、池庭と露地を巧みに融合させた濃密な空間をつくっております。さらに古写真と比較して池の管理の状態も非常によいと、こんな理由もありまして、先ほど平澤さんからお話があったような形で国の登録記念物になりました。(※スライド一四―一五)

大体大正から昭和初期、倉吉市を代表するような本格的なお茶会、茶事が開催されていた、そういう町家としての特徴があります。主屋は大正五年(一九一六年)に建てられたということ、主屋の隣には茶室「如々庵」があります。赤い色で華やかな意匠になっております。

平面図でございませうけれども、北側に通りがあり、こちらが入り口になっています。大きく分けますと、北側がいわゆる前庭です。主屋がありまして、主屋の前の庭があります。座敷の庭と仏間があつて、この奥が生活空間なのですけれども、この庭園を含めて、茶室も含めて接客空間になっているという、大きな空間です。

庭としては大きく三つに分けられると思うのですけれども、一番奥に離れ、それから土蔵があります。この後ろに川が流れていま

すね。非常に面白い。茶事の際にはこちらが寄付に使われることもあったと聞いておりますけれども、ここがいつてみたら外露地のようなデザインで造られております。そして、園路を渡っていきまして、茶室まわりは内露地になっております。真ん中がそうなりますと中露地になりますので、いわゆる三重露地、内露地と中露地と外露地になっている。その中露地になっていて部分が池庭になっていて、この座敷から鑑賞する庭園になっております。

この茶室には、恐らく奥からのアプローチ以外にも手前のほうからのアプローチもあったと思いますので、こちらのほうもやや外露地のような使い方がされていたのではないかと思います。

写真はいくつあった感じで、一番奥の土蔵回りの露地は、土蔵から沓脱石を介して飛び石あるいは刀掛石、そして降り蹲踞があります。かつてはこの辺りから地下から水が湧いていた。いわゆる流れ手水であったとも言われています。そして、門をくぐって、中露地のほうへ渡っていくということです。(※スライド一九)

この中露地の部分については、この後紹介する小川氏庭園と同じ庭園の作者、巽武之助

という方です。この人は神戸の庭師なのですけれども、この方が昭和初期に鳥取で活躍をされています。その巽武之助の作庭事例というところで、この報告書の中でも、今回の調査の中で、鳥取県でこれは誰が造ったという名前が残っている方が何人かいらっしやって、個別の庭園作者についてもなるべく調査を行って、どんな事例が残っているのかというのを盛り込んでおります。

この巽武之助の特徴は、明日、小川氏庭園の「環翠園」とこちらの丸井氏の庭園を見比べながら、石の使い方が似ているねとか、水の使い方がやっぱりうまいなとかいう形で比べながら、皆さん自身で発見していただければと思います。

「如々庵」の周りも露地ですから、茶事に使いますので、使いにくいとよくないですね。蹲踞回りのところの寸法であるとか、それから歩きやすさ、しっかりそれに沿った機能とわびが共存するすばらしいテクニックが発揮されております。(※スライド一六～二二)

小川氏庭園につきましては、巽武之助の代表作と言われております。個人の近代庭園として山陰地方屈指のものということで、県の名勝に指定されました(二〇一〇年に国登

録記念物)。倉吉においては商家の近代庭園を代表する存在の一つということでありまして、倉吉地方の作庭技術や茶道などに与えた影響は非常に大きい。芸術文化向上にも寄与した重要な庭園ということでもあります。三枚写真を載せておりますけれども、順次御説明します。(※スライド二三)

これは全体の敷地平面図であります。大きく言いますと、北側に道路があつて、街路に面して建っているということで、町家型の民家でありますが、この奥に別区画で、いわゆる池庭、池泉回遊式と言われる庭園を造っているということなんです。明日も、小川氏庭園に行かれますと、町家型の庭園と池庭と二か所御覧いただくことになると思います。(※スライド二四)

小川家の沿革としては、江戸時代から酒造業をされていたということなのですけれども、小川製糸場、生糸を作る工場も明治以降手がけられていて、県下有数の生産額を誇っておられました。小川貞一という方が明治四三年に小川合名会社をつくって、大正四年に「打吹正宗」という名前で、お酒の名前を(久米川)から)改めました。今でもこの名前を御存じの方もいらっしやるのではないかと思います。金融・商業関係でも活躍されて、地

方財政の重鎮であられました。県議会議員も務め、貴族院議員などとしても活躍されました。教育にも熱心で、女子教育のために倉吉実科高等女学校、現在の倉吉西高等学校の基となる学校の設立に寄与されています。

この「環翠園」にある茶室は、松江にあります松平不昧のものとと言われる「菅田庵」の写しではないかと言われています。(※スライド二五)

まず、町家型民家のほうは、道路に面して門がありますが、門の奥に玄関となる前庭がございます。その前庭のたたずまいを御覧いただきたいと思います。石造物もなかなかいいものがそろっていますので、見始めるとちよつと時間が足りないかもしれません。(※スライド二六)

中庭は建物から奥を見ると、建物の前方に、少し敷地を上がっていきまして、飛び石が打たれて、奥からの流れが手前のほうに迫ってくるような、そういった後ろから縦長に流れるような構成になっています。この右手にはお茶室が建って、ここがお茶の庭、露地の一部を兼ねているというところで、飛び石あるいは枯流れの上のほうを越えていく。これは、全国的に近代の露地の中では枯流れというのが非常に流行するわけなのですけれども、そういった流行も入れているようでもあります。

お茶室は「清和軒」と言います。こちらもしきれいに周囲が整えられておりますので、楽しんでください。(※スライド二七～二九)

「環翠園」は、東西約三二メートル、南北約四〇メートル、結構規模の大きな庭園であります。周辺がちよつと高くなっています、川から水を引いて、ぐるっと回って、また出ていく形になっております。ですから、外側から結構砂が入ってきて、白い砂できれいで、水が澄んでいるときに水を通して池底の景色というものも楽しめるものであります。

鑑賞の中心は「南山荘」という茶亭です。その周りに、少し高いところがあつて、また下りていくとまた高いところという形で、ぐるっと回って高いところに眺望を見る視線になるような場所、こういったところにお茶事で使うときの重要な施設が建てられています。明日巡られる際には、高いところ、あるいは少し大きめの石が置いてあると、そこに立ち止まって景色を見なさいという合図だなと思って御覧になってください。

池の中には島があります。これはある動物をかたどっているようにも見えます。当然亀ですよね。けれども、どっちが頭で、どっちが尻尾か。さあどっちでしょう。(※スライド三〇～三二)

「環翠園」には先ほどお話もありましたが煙突があつて、この煉瓦は近代を代表する、近代の工業都市を代表する景観だったわけですが、けれども、残念ながら大きな地震によって、安全性を保つということで切り下げられております。それでも一部が健在であります。その失われた茶室も一部ございますけれども、かつての写真なども表示されております。(※スライド三三～三四)

これは先ほど言いましたそれぞれの場所の高いところに建っている腰掛待合です。少し狭うございますし、たくさんの方で御覧いただくということですから、くれぐれも飛び石、そういった上をゆつくりと歩いていただいて、手入れされているコケを傷めないように見学していただくと幸いです。(※スライド三五)

「南山荘」、書院のほうの前から見ますと、「菅田庵」で有名な延段が並列に、少しずれながら、そのような姿が取り入れられております。また、少し池にせり出すような形で建っております、ここでコイが涼しげに泳ぐ姿を鑑賞することが出来ます。(※スライド三六)

イド三六)

最後に、こういう調査を通して所有者の意見なども伺っていくと、まずこういった文化財の庭園を保護していく上においては、そこがどんな価値を持っているのかという見解を集めること、そしてそのことを多くの人が共有することが不可欠でございます。それは来た人に説明をするということもありますが、まずは所有者自身もその価値をよく分かり、知っておかなければならない。皆さんが御存じないとかそういう意味ではなくて、庭園のほうが我々よりも多分命は長いですね。ということとは、所有者が後継者に引き継いでいく。自分自身は分かっている、自分の後継者がこの庭園の価値をしっかりと分かっている、次の世代でついでにしまふ危険性がある、ということなんです。

今回の調査に赴いていただいた庭師さんたちも、とても楽しんで調査をしてくださいました。この石はこれだとか、これはあそこの状況に似ているとかというふうな形で。そういう会話に徐々に引き込まれて、うちの庭はそんなに面白いのか、価値があるのかというふうなことを思っ、聞き取りに同席した後継者も、それによってお父さんお母さんが一生懸命守ろうとしたのはそういうことだっ

たんだ、というふうに受け継がれるということがあったと報告を受けております。

私自身も、県内の文化財を会場にして、平成二十七年から鳥取県が行っている文化財庭園技術者講習会の講師をつとめています。県指定の庭園を維持・管理するというのはなかなか大変なので、そういう場所を会場にして、これから文化財、庭園をしっかりと管理するとか、技術を身につけたいという、そんな方たちに集まっていたらいい、一緒に庭園整備の実習などを行っていくという、そういう研修会を行っているのですけれども、そういう場面でも息子さんが出てきて、うるさいなと最初は言っていたのに、その庭園にちよつと手を入れたらこれだけすばらしいものになるのかと改めて気づいて、どうでもいいと思っていたけれども、「ちよつとこの枝を伸ばそうか」とか考えるようになった、と言ってくれるようになったといううれしい事例もありました。

そういったことで、庭園の文化財的な価値というのを今後検証しながら、その価値を生かした植栽管理あるいは修復、そういった実践の現場を、きれいになったら見てもらおうというよりは、一緒になってやっていったり、そのプロセスをいろいろな人と共有するとい

うことで、よりその価値や魅力の再認識が広がっていくのではないかと思います。

この調査では、調査件数は一二九件、詳細調査五二件、実測調査八件にとどまりましたけれども、県の文化財への取組の熱意というのはさらに向上していった、この報告書だけではなくて、まだまだやるぞというふうな雰囲気先ほどの県の副知事の御挨拶からも十分感じることができました。今後また継続されると思いますので、機会がありましたら県の活動に関心を持っていただいて、そして明日は倉吉市の庭園の管理状況を見ていただいて、皆様方と同じような問題を抱えているところもあると思いますし、そういったところ情報交換の機会にもなると思います。(※スライド三七)

明日があまり暑くなく、いい天気で、皆様の成果が上がることをお祈りして、私の話は以上とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

鳥取県の庭園 調査と 倉吉市の庭園

京都芸術大学歴史遺産学科教授/
日本庭園・歴史遺産研究センター所長
元鳥取県文化財保護審議会委員
仲 隆裕



杉本和樹撮影



P. 1

鳥取県内の文化財指定庭園

国指定名勝（3件）

- ・ 観音院庭園 昭和12年（1937）指定
- ・ 尾崎氏庭園 昭和12年（1937）指定
- ・ 深田市庭園 平成12年（2000）指定

県指定名勝(12件)

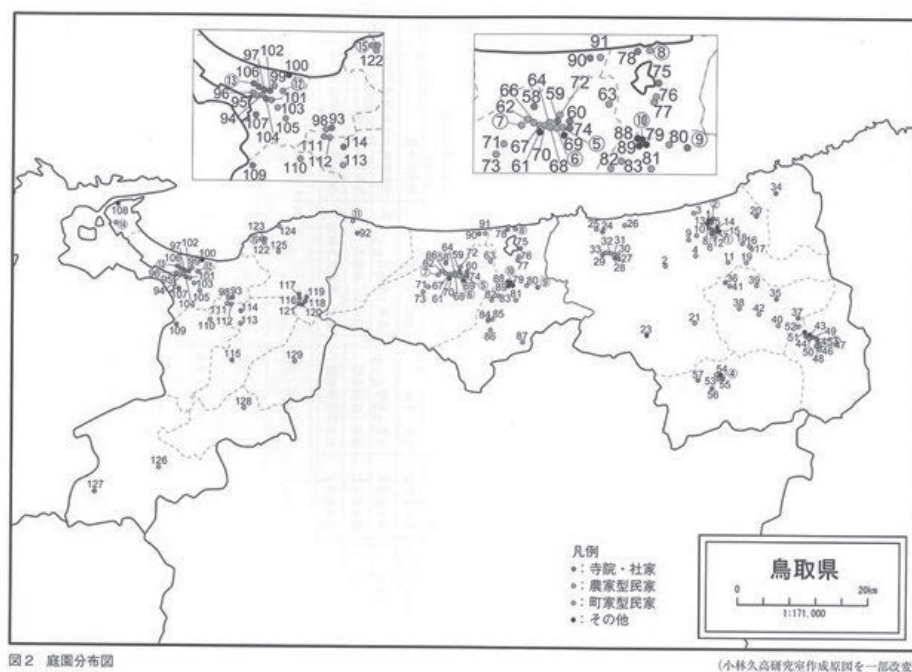
→平成16年度から所在調査、順次指定された

→令和2～5年度「文化庁名勝調査国庫補助事業」

表2 国指定及び県指定庭園一覧

番号	名称	所在地	作庭年代	形態	指定種別
①	観音院庭園	鳥取市上町	近世：江戸	池庭・座親式・築山庭	国指定名勝
②	興禅寺庭園	鳥取市雲谷町	近世：江戸	池庭・座親式・築山庭	鳥取県指定名勝
③	西方寺庭園	八頭郡若桜町若桜	近世：江戸	池庭・座親式・築山庭	鳥取県指定名勝
④	石谷氏庭園	八頭郡智頭町智頭	近代：明治から大正	池庭・座親式／池庭・座親式／枯山水・座親式／平庭／平庭・座親式	鳥取県指定名勝
⑤	桑田氏庭園	倉吉市東仲町	近代：明治30年代後半～大正4	平庭・座親式／平庭・座親式／露地	鳥取県指定名勝
⑥	高田氏庭園	倉吉市西仲町	近世：江戸後期～明治20年代	露地／築山庭・座親式	鳥取県指定名勝
⑦	小川氏庭園	倉吉市河原町、余戸谷町	近代：昭和5	池庭・回遊式／露地／池庭・座親式／平庭	鳥取県指定名勝
⑧	尾崎氏庭園	東伯郡湯梨浜町字野	近世：江戸中期	池庭・座親式	国指定名勝
⑨	正善院庭園	東伯郡三朝町三徳	近世：不明	池庭・座親式／築山庭・座親式	鳥取県指定名勝
⑩	依山樓岩崎庭園	三朝町三朝	近代：大正～昭和初期	池庭・回遊式／露地	鳥取県指定名勝
⑪	河本氏庭園	東伯郡琴浦町鏡津	近世：江戸末期	池庭・座親式	鳥取県指定名勝
⑫	深田氏庭園	米子市車尾	近世：不明	池庭・座親式	国指定名勝
⑬	心光寺庭園	米子市寺町	近世：不明	池庭・座親式	鳥取県指定名勝
⑭	庄司家庭園	境港市渡町	近世：江戸末期	枯山水・座親式	鳥取県指定名勝
⑮	門脇氏庭園	大山町所子	近世：江戸後期	池庭・座親式／露地	鳥取県指定名勝

P. 2



・ 第一段階
市町村等によるリストアップ

→124庭園の悉皆調査

・ 第二段階
庭園調査委員会による詳細調査

→52庭園の現況調査・史料調査

→8庭園の実測図作成

P. 3

庭園に関する史料調査

『稲葉佳景 無駄安留記』（鳥根県立図書館蔵・画像提供）
 （安政5年：1858年に上巻・下巻。明治9年に拾遺巻成立）

本慈院庭園③



観音院庭園②



P. 4

石材調査の事例



図 109 奥田氏庭園の珪化木。



図 110 奥田氏庭園の灯籠等に用いられる岩石。

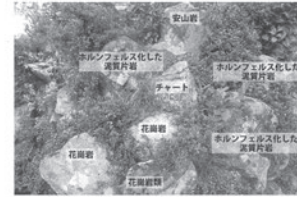


図 111 興雲寺庭園に用いられる岩石。

4-3. 考察

全体として、底石や建造物の礎石として使用されている石材の多くは庭園周辺に露出している岩石とよく似ている。したがって、これらの石材は庭園周辺から調達されたことがうかがえ、周辺の地質を反映している可能性が高い。このことは地元の岩石が1つの文化的資源であったことを意味している。

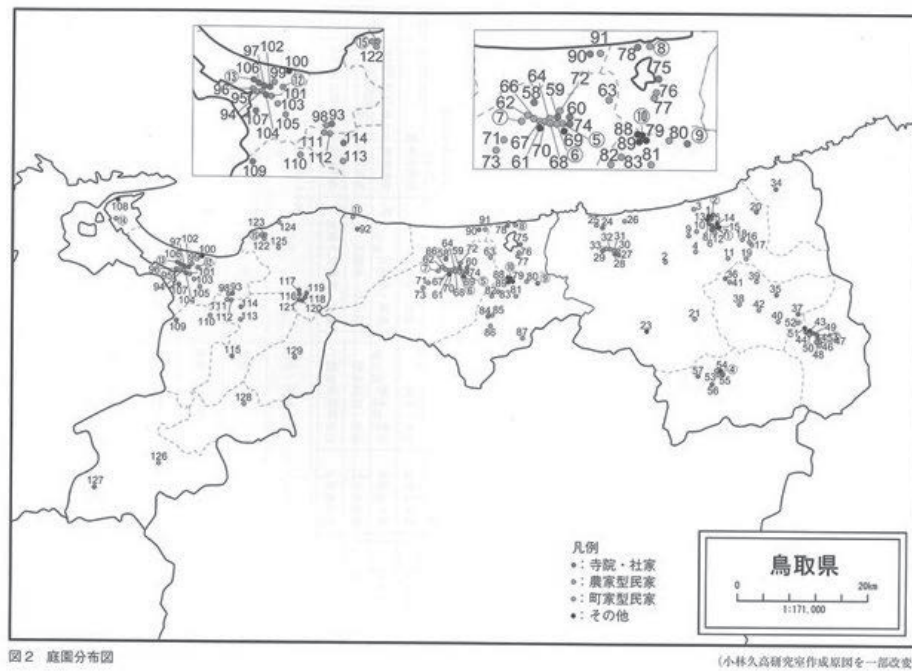
一方で主に灯籠に用いられていた島根県産の来待石や奥田氏庭園では県外産の可能性の高い緑色片岩や珪化木の存在がある。これらは当時の流通や庭園の持ち主の財力や権威付けとも関連している可能性がある。これらの点については、人文社会学や歴史学分野とも協力して考察していく必要がある。

P. 5

調査結果の一覧表（部分）

番号	名称	所在地	作庭年代	形態	基幹調査番号	調査日	個別解説番号
11	井上氏庭園	鳥取市生山	近代：江戸～明治・大正	平庭・座親式	t-50	R310.15	—
12	吉村氏庭園	鳥取市立川町	近代：明治中期	池庭・座親式・露地	t-61	R411.18	21
13	鳥取県庁庭園	鳥取市東町	現代：昭和 37	枯山水	関連	—	—
14	栲翁公園	鳥取市上町	近代：昭和 5	回遊式	関連	—	—
15	呼啄園	鳥取市上町	現代：昭和 53	池庭	関連	—	—
16	山本氏庭園	鳥取市国府町高岡	近代：明治 40	池庭・築山庭	t-12	R27.22	—
17	横山氏庭園	鳥取市国府町高岡	近代：明治	平庭・座親式	t-13	R27.22	—
18	福谷氏庭園	鳥取市国府町美敷	近代：明治	築山庭・座親式	t-14	R211.11	—
19	林田氏庭園	鳥取市国府町岡益	近代：大正 9	池庭・平庭・座親式	t-16	R211.11	11
20	真信寺庭園	鳥取市福部町蔵見	近世：永禄 5 (平成 21 改造)	池庭・座親式・築山庭	t-32	R211.11	—

P. 6



分布

東部43% (54件)
中部27% (33件)
西部30% (37件)

庭園種別

寺院34% (42件)
個人59% (73件)
その他(社家・武家・
旅館・公共)

形態

池庭 73% (82件)
枯山水17% (19件)
露地 11% (12件)

作庭年代

近世35% (38件)
近代55% (60件)
現代10% (11件)

P. 7

地域別にみた庭園の特徴

- 1 **東部地域** 鳥取市の城下町には寺院の庭が集中しており、鹿野町・若桜町・智頭町の各宿場町では町家型民家の庭園が確認された。また、各地で有力者の民家の庭園が確認され、農家型民家の庭園も広く各地で見られる。
- 2 **中部地域** 農家型庭園が広く分布しており、倉吉市の商工業都市においては多くの町家型庭園が見られる。三朝町では温泉街に旅館庭園が確認された。
- 3 **西部地域** 米子市の城下町に町家型民家の庭園や寺院庭園が集中して残され、大山町の大山寺旧境内に寺院庭園が見られる。農家型民家の庭園も広く分布する。

P. 8

寺院の庭園の事例

- ・ 本堂・客殿が山麓に建つ
- ・ 背後の山水を活用する「背面庭」

芳心寺庭園

1) 来歴

芳心寺は、馬場町の南、大隣寺の南に位置する日蓮宗の寺院である（位置図③）。大寶山と号し、本尊は仏法僧三宝。もと正福寺と称し天文13年（1544）に備前岡山に創建されたが、寛永9年（1632）池田光仲の因替に従って現在地に移転・改称した。名称は池田光仲夫人の号にちなむ。享保5年（1720）の石黒火事、阿20年（1735）の長田火事の二度の火災で本堂を焼失し、明治初年品治村にあった一乗寺の本堂を移築して堂宇・荘厳が整えられた。

2) 庭園の現況

庭園は久松山を背景とする石組護岸の池庭であり、池の西側に客殿が、南側に高間（たかま）と称される書院が面している。書院から北側を望むと、背後の丘陵地形を巧みに利用した築山が左右に広が



図13 芳心寺庭園配置図 (1/350)



芳心寺庭園（客殿より東を望む）
右手（南側）に書院（高間）が建つ。『福業住景 無駄安留記』に描かれる庭景は書院からの姿であろう。



芳心寺庭園（西半部）
『福業住景 無駄安留記』に描かれる「亀石」が南岸にみられる。



3) 保存状況

本庭園は明治8年（1875）の『福業住景 無駄安留記』にその姿が描かれており、「谷深く碧山高き姿にも造りし人の心をぞ知る」の一句が添えられている。作庭は、鳥取藩の茶道の中興の祖と評され、元禄から享保年間にかけて活躍した山本宗林（阿茶）には「山本宗林」とあるが宗林の誤りであろうとみられる。

『福業住景 無駄安留記』（資料編参照）には、見聞き2丁にわたって庭景が描写されている。現況と照らし合わせると、築山の形状や石組の配置、池護岸の様子がおおよそ合致している。また、『蓬萊島』を表す地中立石や池の南岸に「亀形」の石組が描かれており、これらもそれぞれ現存する。しかし、池

P. 9

興禅寺庭園①



P. 10

7. 相見氏庭園

南部町

所在地：西伯郡南部町福成
作庭年代：江戸時代後期か
形態：池庭・庭園式
調査日：2019年6月19日/2022年10月26日

相見氏は、福田正八藩宮の世家である。平安時代に相見庄に本拠を置いた白香記氏の末裔で、南北朝時代に南朝側であったため、室町時代に日野郡生山に隠棲。たたら製鉄を受けたが、江戸時代初期に藩の要請によって福田正八藩宮の宮司となった。その後、大神山神社にも縁があり現在も宮司を務める。明治時代以降、建物や土蔵等を取り壊し屋敷も縮小したが、往時は神社と住居を併せて土蔵や堀が囲まれていたという。

福田正八藩宮は、母屋山の東麓で東に張り出す尾根上にて南面して鎮座する。住居は、その南の段に位置し、かつては神社の正面から西寄り

に主屋があったが、現在は東寄りの建物を主屋とする。

現在の主屋は、入母屋の茅葺き屋根をトタン葺きに変更したもので、庭園に面する北面に下屋が設けられている。建築年代は元和2年（1616）とされており、社家作りとも言われる独特な形式である。当初は客殿として使用されていたといわれ、東北隅の付櫓は障子より正徳5年（1713）に建てられ、庭の眺めを取り入れ「茶室風の隅」としたと伝わる。明治初期に住居に改造し、昭和初期に台所を増築するなど、現在は多くの改修が加えられている。

庭園は、主屋の北に面する池庭である。元々は武器蔵があった場所で、その前に排水を処理するための堀があったのを、庭園の池としたという。池の背面は、正八藩宮までの斜面を利用した築山で、その裏手に東から西に上る参道が横切る。

かつて客殿であったという主屋の上座敷は、主屋の東南隅に位置しており、本庭園には面しない。付櫓の南側および、その西に並ぶ居室が、本庭園を眺める觀賞地点であったと思われる。庭園越しに正八藩宮を区画する土堀（かつては堀）も、そして社殿を望むことができる。

池の裏岸は石垣で、建物側は直線的で元はし



図44 相見氏庭園位置図



図45 相見氏庭園配置図 (1/3,000)



相見氏庭園 全景



図46 相見氏庭園配置図 (1/350)

みであったものを、近年石組としたという。築山の厚は左手で曲島が張り出し、その奥が入江状に窪むほか、全体に緩やかな曲線を描いている。曲島の先端や入り江部分に比較的大ぶりの石が用いられている。池の中央に正円形に近い平面形状の中島が設けられ、建物側の裏岸、中央や東寄りから切石の石垣が築かれている。この石垣はかつて本型の築であったという。

築山の右手上部には、細長い形状の石を数本立ててて組み合わせた滝石組があり、ここから池の入り江に向けて斜めに石組の沢流が造られている。これらかつて水が流れていたかどうかは不明である。沢流の途中には小振りな石垣が設けられており、築山の右手の石段通路に通じている。

そのほかの景石は少ないが、築山の最も高い部分、八幡宮寄りに小振りであるが立石があり特筆できる。かつては斜面に正が張られていたといわれ、築山の地

形を見せる意匠であった可能性がある。

また、築山の右端の最も傾斜が急となる箇所には、井戸がある。

池の手前側では、島からの橋脚より付近に、礼拝石と手水鉢を置いた小池が設けられている。また、中島の上には島に供物を置くための平たい石が据えられている。



滝石組と深溝

庭園の配置と主座敷の関係

- ・ 農家型民家
- ・ 町家型民家

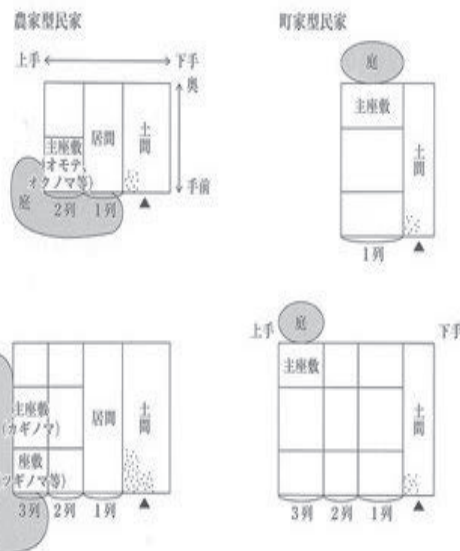


図98 鳥取県における庭園の配置と主座敷の関係

P. 11

P. 12

11. 林田氏庭園

鳥取市

所在地：鳥取市国府町岡益

作庭年代：大正9年頃か

形態：池庭（流れの庭）・平庭・座敷式

調査日：2020年11月11日/2021年12月3日

林田家は、鳥取市郊外の東南にあり、もと岩美郡内の大地主で、8代林田小市郎は県会議員を歴任するなど、代々地城貴族に資した家柄である。

敷地は東方に山を背負う段丘に位置し、石垣で築かれた敷上に瓦葺の堀をめぐらして、茅葺の小門を開ける。敷地中央に北面して建物を建てた主屋は、大正9年（1920）基の瓦葺の二層建てで、一階は広間・七間・書院を基本とした風格の大きな住宅である。接客空間が充実しており、4か所ある座敷は上質な材料が用いられ、それぞれ流線された意匠でしつらえらるるなど伝統的な民家建築の近代的发展を示す一例である。なお、これらの建造物は、平成30年

（2018）に国登録有形文化財に登録されている。

主たる庭園は、一面の表側の十二畳半の奥座敷および十畳の中座敷に面するかき原の敷地に展開している。建物の軒を深く取り、緑の外側に軒を支える柱を置いて、座敷と庭園の一体化をはかっている。

通常、農家型民家の座敷の庭は、前庭との境に露地門と堀を設けて空間を区切るが、本庭園では現状で低い竹垣で仕切るのみの簡易な作りとなっている。庭園の背景となる座敷の北方の堀も、意図的な透かし堀で、軽やかな印象である。

十二畳半の座敷前は、大ぶりの板状安山岩を部分石として中央に据える平庭で、座敷内から北方に正

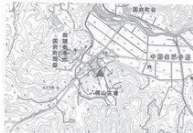


図 56 林田氏庭園位置図



図 57 林田氏敷地配置図 (1/2,000)



奥座敷から平庭をみる



奥座敷から平庭をみる



図 58 林田氏庭園配置図 (1/250)

P. 13

町家型民家の庭園：倉吉市の事例



図 23 倉吉市の町家庭園群位置図

〔倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書〕（2009）より転載、加筆

①西桑田氏庭園 ②津田氏庭園 ③豊田氏庭園 ④安藤氏庭園 ⑤山里氏庭園

P. 14



丸井氏庭園

- 町家の中では間口が広く、接客空間が敷地の多くを占めるという特異性を有する。
- 限られた敷地の中において、池庭と露地を巧みに融合した濃密な庭園空間が実現されている。
- 古写真との比較から樹種構成なども大きくは変わらず、保存管理の状態も良い。



P. 15

丸井氏庭園

- 大正から昭和初期に倉吉を代表する本格的な茶会が開催されていた町家である。
- 倉吉の町並みは、城が築かれた打吹山の北麓に東西に細長く形成され、およそ、東側に商家街が、西側に職人街が連なり、その間が料亭の多い町並みとなっており、丸井家はその一角に位置する。
- 家業は料理屋などでつくる組合の事務所の運営であった。
- 短冊状の敷地の中ほどに広く設けられた庭園を囲むようにして、正面には主屋と茶室、敷地背面を東流する背割水路の玉川に沿って離れと土蔵が配置されている。
- 主屋は大正 5 年（1916）築で、切妻平入り 2 階建ての町家であるが、東西で居住部分と座敷部分が分けられている。
- 主屋の東面に独立して設けられた茶室「如々庵」は外壁を赤色で仕上げられた端正な草庵茶室で、庭園の一隅に設けられた腰掛待合と共に倉吉における茶道文化を今に伝えている。
- これらの建造物群は、平成 29 年（2017）に国登録有形文化財に登録されている。

P. 16

24. 丸井氏庭園

倉吉市

所在地：倉吉市越中町
作庭年代：昭和初期
形態：池庭・露地／平庭
調査日：2018年11月29日

丸井家は、大正から昭和初期に倉吉を代表する本格的な茶会が開催されていた町家である。倉吉の町並みは、城が築かれた打吹山の北麓に東西に細長く形成され、おおよそ、東側に商家街が、西側に職人街が通なり、その間が料亭の多い町並みとなっており、丸井家はその一角に位置する。家業は料理屋などつくる組合の事務所の運営であった。

細細状の敷地の中ほどに広く設けられた庭園を囲むようにして、正面には主屋と茶室、敷地背面を東流する背割水路の玉川に沿って離れと土蔵が配置されている。主屋は大正5年（1916）築で、切妻平入

り2階建ての町家であるが、東西で居住部分と座敷部分が分けられている。庭園には座敷が縁側を合して南面している。特徴的なのは主屋の東面に独立して設けられた茶室「如々庵」で、外壁を赤色で仕上げられた端正な草庵茶室である。主屋と同じく大正5年築で、庭園の一角に設けられた腰掛待合と共に、倉吉における茶道文化を今に伝えている。なお、こ



主屋奥座敷から池庭を見る



主屋奥座敷から池庭を見る（昭和初期）



図95 丸井氏庭園位置図



図96 丸井氏敷地配置図 (1/1,500)

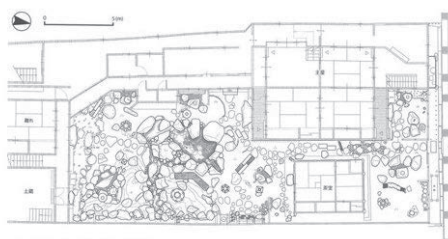


図97 丸井氏庭園配置図 (1/200)

れらの建造物群は、平成29年（2017）に国登録有形文化財に登録されている。

庭園は、小川氏庭園をはじめとする倉吉市内の庭園を手掛けたとされる神戸の庭師・賀武之助が、昭和初期に作庭したと伝わる。

主屋座敷の縁側から庭園を眺めれば、手前に池、その奥に奥之院形灯籠の立つ築山、さらに打吹山の稜線が望むことができる。石組護岸の池は、現在は池底に円礫を敷いた枯池として管理されているが、かつては築山に導かれた溪流を伝って水が落ち湧水していた。古写真によると池中にはいくつかの岩島が配置されていた。池の護岸の一部には榎木杭が打たれる。また、溪流が池に取りつく部分の中央にマツのある中島を配置し、水が二手に分かれて池に落ちる趣向となっている。このように絶妙に流れて水を伝えたり、意匠上のアクセントとして榎木杭を用いる点は、賀武之助の作風のあらわれと言える。

本庭園では戦前には本格的な茶会が開催されていたといひ、玉川沿いの離れが客付としても使われていたという。離れから茶室まで、築山に沿って飛石や数石道が配され、上り下りある山道の雰囲気は造られている。離れの近くに中門を設け、両脇に竹柵

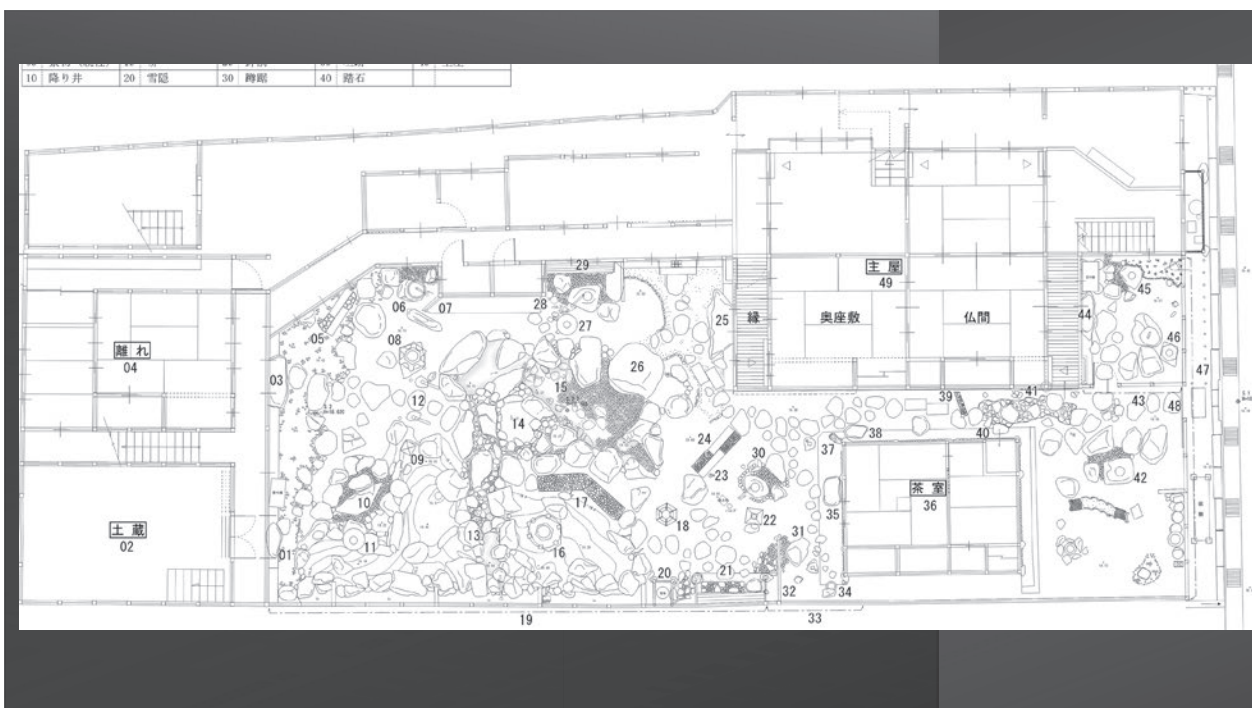
を兼ねた鉄籠（古写真では丸竹を立子に使用）を付して結草とし、二重築山の構成を取る（建造物を縁側の所見では、茶室近くにも中門があり、三重築地であったとする）。中門の手前、左手に普賢寺形灯籠を、右手には出口橋欄干を置く。さらに右手には、障子井を作り、小ぶりの写見灯籠を添える。

築山を越えると右手の堀沿いに腰掛け待合と雪隠があり、待合と茶室の間には袖垣を設ける。腰掛け待合から庭園を眺めると、近くに普賢寺形灯籠、池の向こうに丸形石灯籠が望め、庭園の奥行きが感じられる。普賢寺形灯籠の横を通り、廻廊石と散らしの石段を登ると右手に腰掛けを設ける。自然石の向陰で生込灯籠を添える。

貴人口は茶室の南面、欄干口は西面にあり、茶室と主屋の間の路地に至ると、庭園の構成要素が飛石のみとなり、いよいよ草庵に入っていく気分が深められる。この路地の飛石は、茶室の北側まで続いているが、途中に地垣の高欄と思しき石列が残っており、かつては亭主の動線と空間が仕切られていたことが推察される。

なお、茶室の北側の堀に露地門が開き、茶室までの間にも腰掛け添えがある。また、主屋北側の北側に

P. 17



P. 18



土蔵廻りの露地

P. 19



池庭・巽武之助の作庭

- 庭園は、小川氏庭園をはじめとする倉吉市内の庭園を手掛けたとされる神戸の庭師・巽武之助が、昭和初期に作庭したと伝える。
- 主屋座敷の縁側から南東を眺めれば、手前に池、その奥に奥之院形灯籠の立つ築山、さらに打吹山の稜線を望むことができる。
- 石組護岸の池は、現在は池底に円礫を敷いた枯池として管理されているが、かつては築山に造られた溪流を伝って水が落ち滞水していた。
- 古写真によると池中にはいくつかの岩島が配置されていた。池の護岸の一部には擬木杭が打たれる。
- また、溪流が池に取りつく部分の中央にマツのある中島を配置し、水が二手に分かれて池に落ちる趣向となっている。
- このように絶妙に流れに水を伝えせたり、意匠上のアクセントとして擬木杭を用いる点は、巽武之助の作風のあらわれと言える。

P. 20

如々庵の露地

- ・ 戦前には本格的な茶会が催され、玉川治いの離れが寄付としても使われていた。
- ・ 築山に沿って飛石や敷石道が配され、上り下りのある山道の雰囲気造られている。
- ・ 離れの近くに中門を設け、鉄砲垣を付して結界とし、三重露地の構成を取る。
- ・ 腰掛待合から庭園を眺めると、近くに蓮華寺形石灯籠、池の向こうに丸形石灯籠が望め、庭園の奥行きが感じられる。
- ・ 蓮華寺形石灯籠の横を通り、短冊石と霰霽しの延段を進んで右手に蹲踞構えを設ける。自然石の向鉢で生込灯籠を添える。
- ・ 貴人口は茶室の南面、廻り口は西面にあり、茶室と主屋の間の路地に至ると、庭園の構成要素が飛石のみとなり、いよいよ草庵に入っていく気分が高められる。



P. 21



中門 (南から)



蹲り井 (西から)



待合から庭園をみる



茶室と主屋の間の路地

P. 22



小川氏庭園

巽武之助の代表作であり、個人の近代庭園として山陰屈指のものである。
倉吉の商家の近代庭園を代表する存在として、当地方の作庭技術・茶道等と与えた影響は大きく、芸術文化向上にも寄与した重要な庭園である。



○：杉本和樹撮影

P. 23



P. 24

小川家の沿革

- 屋号を中江（恵）屋といい、小川富三郎（1804 ～ 1891）は酒造綿商売で財を成した。貞四郎（1845～1915）は、銘酒「久米川」販売の他、明治26年小川製糸場を設け、県下有数の生産額を誇る。
- 貞一（1882～1943）は、明治43年小川合名会社を創立し、大正4年には酒銘を「打吹正宗」に改めた。県下の金融・産業組合関係の様々な要職に就き、地方財界の重鎮であった。県会議員、貴族院議員を務め、政治家としても活躍し、教育振興にも熱心で、女子教育のため県立倉吉高女、県女子師範学校の設立に貢献した。
- 大正中期頃には、謡、喜多流を学び、晩年、茶の湯を岡島陽城に志野流の手ほどきを受けた。
- 敷地の南側の「環翠園」は貞一の別邸で、作庭は巽武之助と伝わる。園内の茶亭は、昭和5年頃三朝温泉の岩崎旅館の隣の秋山氏茶室を譲り受けて移建したもので、松江市「菅田庵」の写しという。
- 大正から昭和初期にかけて豪華な茶会が開かれ、県下には見られない本懐石などが行われたという。貞四郎・貞一ともに教養高く趣味の豊かな文化人であった。
- 昭和20～22年、環翠園の茶亭には、大阪の丹青界の大家、菅楯彦が住まった。その頃描いたものに、谷崎潤一郎の新刊本「細雪」の装丁の絵がある。昭和28年には日本民芸協会のバーナード・リーチ氏を歓待している。
- このように小川家は、県内屈指の資産家として倉吉の近代化の基盤を作った家系であり、文化芸術向上にも大きな影響を与えた。

P. 25

前庭

- 小川氏庭園は、本通りに面した「前庭」、主屋と土蔵の間の「中庭」、鉢屋川沿いの別区画の「環翠園」から構成される。
- 前庭は、新座敷玄関前、及び敷地北端部の洋館前に作られている。新座敷玄関前の庭園は、本通りに面した塀際の見越しの松が見事である。
- 門内には大振りの扇形の石を据え、石敷きの中に飛石と延段を連ね玄関に至る。
- 創作ものの灯籠2基のうちの一つは、同型品が環翠園にあり「出雲松江藤井善太郎作」の銘をもつ。
- 建築年代、延段の意匠、灯籠の共有関係から、環翠園と同じ昭和前期と推定される。
- 洋館前の庭園は、曲線を組み合わせた柵に囲まれ、景石とシュロ、アオギリの木などを配する



P. 26



中庭

建物に囲まれた狭小な空間を巧みに使い、流れを主題に主屋から縦長に眺める庭と、主屋から見えない位置に設けた露地からなり、両者を巧みに融合させている。

P. 27

中庭

オクノマからは、遠方の築山上に層塔がそびえ、土蔵を背景として、最奥部からの石敷の流れが庭のほぼ全域に展開する立体感のある景観をなす。

- 流れの屈折する水際には、杭に見立てた円柱状の加工石を多用する。傍らに蒐集中の逸品、大坂の淀屋に所縁のある倉吉の江戸期の豪商、牧田杜陵の句碑を立てる。
- こうした近代的な庭園から石橋を渡り西側へ向かうと、次第に茶室を主とした古雅な露地の空間へと変化する。
- 茶室「清和軒」は、石敷で表現された枯流れの中に建ち、本格的な露地を構える。額見石前の灯籠は当園で唯一の野灯籠である。茶室は一畳台目の小間ではあるが、隣室には大理石の浴槽を備えるなど、自由な発想のもとに作られた接客空間である。

P. 28



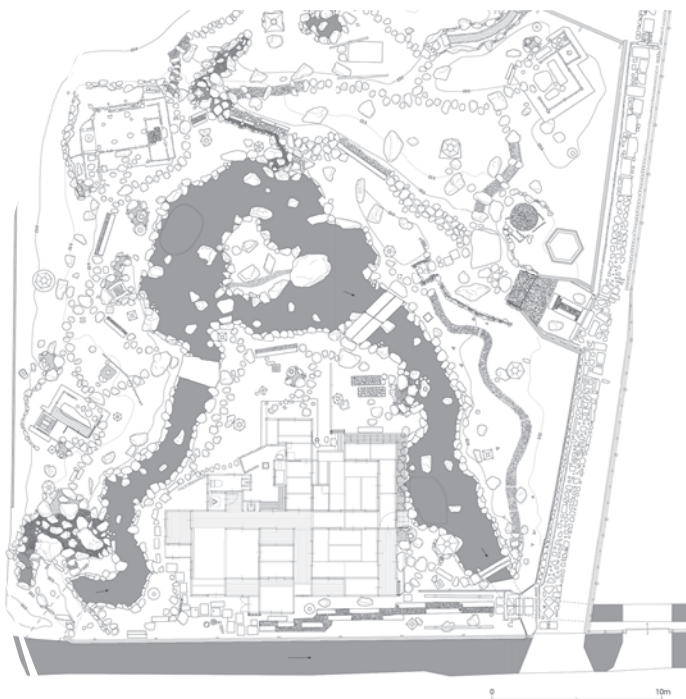
清和軒とその露地

- ・築山と石造物の配置、流れの石組・杭状加工石などが環翠園と類似
- ・環翠園と同じ昭和初期頃に、主屋とともに以前から存在していた庭を改修した結果と推定

P. 29

環翠園

- ・東西約32m南北約40mの規模をもつ池泉回遊式庭園である。
- ・敷地の東辺中央には端正な庭門、南西側中央には鑑賞の中心点として茶亭「南山荘」を置き、その正面に広がる池の周囲三方には築山が築かれ、それぞれの最高地点には南の腰掛待合、五重塔、北の腰掛待合が配される。



P. 30

環翠園

- 南の腰掛待合と五重塔の間には、かつて草庵風の茶亭「洗心亭」が存在したが、現在は建物基礎のみが残る。
- 池水は、鉢屋川の流れを直接引水するもので、茶亭「南山荘」正面に広がる池、亀島を廻して再び川に戻している。
- 池の周囲を回遊する園路には、石段、飛石、カラフルな小砂利の洗い出し舗装などを用い、各所に滝組・井戸・小池等の流れを配するなど創造性豊かな技巧を駆使している。
- また、30基近い石灯籠や石塔、小鴨川橋の欄干や大坂の道標等といった歴史資料、さらにはモニュメンタルな赤煉瓦の煙突を随所に組み入みつつ、露地を巧妙に構築している点は本庭園の特長である。
- 園内のみならず、池の北側から南山荘の背後に望む水道山の中腹には十三重の塔が立てられており、借景にアクセントを添えている。花木も邸宅の庭とは異なり大木を周囲に配したものとなっており、藤棚をはじめ花木の種類も多く、四季を彩る植栽となっている。

P. 31



P. 32

環翠園 庭門



P. 33

洗心亭跡



P. 34



腰掛待合

P. 35

南山荘



P. 36

むすび

- ・文化財庭園の保護においては、まずその価値と魅力を広く周知する必要がある。それは庭園を観光する来訪者のみならず庭園所有者、とりわけ後継者に対しても同様であろう。
- ・今回の調査において、所有者各位への聞き取りに同席された後継者が「我が家の庭園の価値に改めて気づいた」という場面もあった。
- ・平成27年（2015）から鳥取県は、県内文化財庭園を会場として文化財庭園保存技術者研修会を行っている。
- ・庭園の文化財的価値を検証しつつ、その価値を活かした植栽管理や護岸修復を実践する過程を所有者が共有することで庭園の価値と魅力が再認識されることも多い。
- ・本調査において調査件数は129件、詳細調査の件数は52件、実測調査は8件にとどまった。
- ・今後、詳細調査を継続して実施していくとともに、鳥取県の庭園文化を次世代に継承するためにも、その特徴を活かした保存と活用の施策をさらに推進する必要がある。

P. 37



閉会挨拶
文化財指定庭園保護協議会 副会長
(毛越寺庭園) 藤里 明久

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会 副会長
(毛越寺庭園) 藤里 明久

皆様、長時間に渡り、お疲れ様でございます。おかげさまで総会、講演会と無事に進行させていただきました。厚く御礼を申し上げます。

先ほどの、来年の平泉での総会開催にあたっての話の続きを少しだけさせていただきます。見学していただきますのは、毛越寺庭園、その隣にあります観自在王院庭園、それから無量光院庭園の予定です。毛越寺庭園、観自在王院庭園につきましては、本格的な整備を行って三〇年、あるいは四〇年の時間が経過しております、あちこちに色々な痛みが出ており、今、継続的に修理をしています。

るところでございます。

毛越寺庭園に関しましては、建物跡、基壇が崩れておりますし、その他排水の問題などいろいろな課題がございます、今それに取り組んでいるところでございます。それから、観自在王院庭園も、やはりいろいろな種類の手がこれから入っていくと思います。

無量光院庭園は、実は最近にある程度整備が完成したところでございますので、いい状態で見学をいただけるものと思います。庭園を鑑賞していただくと同時に、もし修理のところも見学できるようにありましたら、そういうところもぜひ見学をしていただいて、参考にしていただければ幸いです。

今日、自己紹介をお聞きしながら、少しずつ顔ぶれが変わってきているなというような感じをいたしておりました。次は懇親会がありますので、ぜひいろいろな方と交流をして、いろいろな情報を共有し、情報交換をしていただければありがたいと思っております。明日は倉吉市の小川氏庭園をはじめ、見学を楽しみにしておりますので、皆様共々、一緒に参りたいと思います。

最後になりますが、鳥取県、それから倉吉市、そして事務局の東京都の皆様方にこの会の開催をお膳立てしていただき、支えていた

いただきました。最後になりますが、厚く御礼を申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

第 6 2 回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 総会（令和 7 年 7 月 3 日）



会場：鳥取県倉吉市 ホテルセントパレス倉吉



開会挨拶
東京都建設局（事務局）
公園計画担当部長 大道 和彦



主催者挨拶
文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



開催地挨拶
倉吉市長
広田 一恭



開催地挨拶
鳥取県副知事
亀井 一賀



来賓挨拶
文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 平澤 毅



次回開催地挨拶
文化財指定庭園保護協議会
副会長（毛越寺庭園）藤里 明久



閉会挨拶
文化財指定庭園保護協議会
副会長（毛越寺庭園）藤里 明久

● 講演会（令和7年7月3日）



「文化遺産としての公園と庭園」
文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 平澤 毅



「鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園」
京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科
教授 仲 隆裕

● 懇親会（令和7年7月3日）



挨拶
文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



乾杯
倉吉市議会議長 福谷 直美



中締め挨拶
倉吉市
経済観光部長 毛利 徳敬



懇親会の様子

● 現地見学会（令和7年7月4日）

○小川氏庭園



環翠園正門



茶会の様子

○丸井氏庭園



茶庭と灯籠



茶室

○倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区



白壁土蔵と石橋



本町通りと元帥酒造

文化庁への要望書提出

第62回総会において承認されました文化庁への「要望書」（七四頁）について、令和七年九月一日（木）に協議会亀山会長が、文化庁山下信一郎文化財鑑査官と面会し、要望書を手渡しました。面会は文化庁の平澤毅主任文化財調査官のお立会いのもとで、協議会藤井監事及び協議会事務局を代表して東京都建設局大道公園計画担当部長と共に行いました。

冒頭、亀山会長から、庭園の来訪者、特に外国人の来訪者が顕著に増加しており、このような事態への対応として、庭園内の案内標識等の整備やパンフレット類の作成、外国人向けのガイドの養成などが喫緊の課題であること、気候変動や外来生物の侵入などの影響を受けて、ナラ枯れやサクラ類の枯死などの被害が全国各地で頻発しており、対策が急務であることといった文化財をめぐる最近の状況について、説明がありました。

そのうえで、病虫害防除や庭の手入れの財政上・技術上の支援の充実、外国人観光客に対応する施設の整備等に関する保存整備費補助金の拡充、文化財庭園に係る税制優遇措置の確保に関する要望がなされました。

約一時間にわたる面会のなかで山下鑑査官からは、様々な環境変化の中で庭園の維持管理に苦勞が多いことは承知しており、要望を踏まえて、文化財庭園の保存継承が将来的にも持続可能な形で行えるような施策を引き続き検討していきたいとの言葉を頂戴しました。



写真は、左側：亀山会長、右側：山下文化財鑑査官

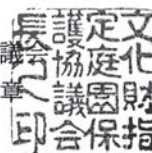
令和7年9月11日

文化庁長官 都倉 俊一 様

文化財指定庭園保護協議会

会長 亀山 章

要 望 書



平素より文化財保護行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。
私共、文化財指定庭園保護協議会は、国指定名勝の庭園と国登録記念物の庭園の所有・管理者を会員とする団体であり、日本文化の美を具象する庭園の保存と管理を通じて文化財庭園について普及啓発し、同時に会員相互の交流と研鑽につとめております。毎年、庭園の所在する都道府県と市町村のご協力をいただき、各地の名勝庭園において総会を開催し、庭園の保存と管理の実態を現地視察して意見交換をしております。

庭園の来訪者は、コロナ禍の影響が終息した昨年から増加し、特に外国人の来訪者は顕著に増加しています。外国人観光客にとりまして、日本庭園の観賞は日本観光の魅力の最上位にあげられており、日本文化を深く理解する手がかりとして、文化財庭園の重要性は言うまでもありません。このような事態への対応として、庭園内の案内標識や解説施設などの整備が必要となり、パンフレット類の作成や外国人向けのガイドの養成などが喫緊の課題となっております。

また、一方では、気候変動や外来生物の侵入などの影響を受けて、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害や、クビアカツヤカミキリによるサクラ類の枯死などの被害が全国各地で頻発するようになっており、その対策が急務になっております。庭園は成長する植物の剪定や病虫害防除などの日常の管理行為が不可欠な生きた文化財であり、同時に生きた文化財としての庭園は地域における生物多様性が保全された場所としても大きな役割を持っています。

私共は、文化財庭園を子孫に継承するために、これまでも自助努力を重ねてまいりましたが、文化庁におかれましては、上に述べた優れた日本文化を発信する庭園と、生きた文化財としての庭園の価値を考慮して、以下の3点につき格段のご支援を賜りますよう、切に要望いたします。

- 一、文化財庭園の価値を維持するために欠かせない病虫害防除や庭の手入れの財政上・技術上の支援の充実
- 一、外国人観光客に対応する施設の整備等に関する保存整備費補助金の拡充
- 一、文化財庭園に係る相続税・固定資産税等の税制優遇措置の確保

令和 7 年度会務報告

1 第 6 2 回総会の開催

開 催 日 令和 7 年 7 月 3 日（木）、4 日（金）
 主催庭園 小川氏庭園
 総会会場 ホテルセントパレス倉吉（鳥取県倉吉市）
 総会構成 出席 6 2 会員（他に委任状提出 6 2 会員） 出席者総数 115 名（来賓・事務局含む）

7 月 3 日（木）

理 事 会 1 3 時 0 0 分 から 1 3 時 3 0 分
 総 会 1 4 時 0 0 分 から 1 7 時 3 0 分

開催挨拶	東京都建設局公園計画担当部長	大道 和彦
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
開催地挨拶	倉吉市長	広田 一恭
開催地挨拶	鳥取県副知事	亀井 一賀
来賓挨拶	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	平澤 毅
出席会員紹介		
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
議 題	①令和 6 年度 会務報告・会計報告・会計監査報告 ⇒ 承認	事 務 局
	②令和 7 年度 予算案・事業計画案 ⇒ 承認	事 務 局
	③役員の選任 ⇒ 承認	事 務 局
	④第 6 2 回文化財指定庭園保護協議会総会決議案 ⇒ 承認	事 務 局
次回開催地挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
講演会	「文化遺産としての公園と庭園」 文化庁文化財第二課主任文化財調査官 「鳥取県の庭園調査と倉吉市の庭園」 京都芸術大学芸術学部歴史遺産学科 教授	平澤 毅 仲 隆裕
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
懇 親 会	1 7 時 3 0 分 から 1 9 時 3 0 分	

7 月 4 日（金）

現地視察 小川氏庭園、丸井氏庭園、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

2 会報の発行（第 6 0 号）

令和 7 年 7 月 3 日（木）発行、配付

議題(2)

令 和 7 年 度 会 計 報 告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

[収 入 の 部]

単位：円

科 目	予算額 (A)	摘 要	決算額 (B)	摘 要	差額 (B - A)
一般会費	1,150,000	@ 10,000×115	1,130,000	@ 10,000×113	△ 20,000
賛助会費	405,000	@15,000×27	360,000	@15,000×24	△ 45,000
雑収入	100	預金利子	4,718	預金利子	4,618
繰越金	2,800,613		2,800,613		0
合 計	4,355,713		4,295,331		△ 60,382

[支 出 の 部]

単位：円

科 目	予算額 (a)	摘 要	決算額 (b)	摘 要	差額 (a - b)
会報作成費	450,000	第60号会報印刷費	383,724	第60号会報印刷費	66,276
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0		10,000
通信費	120,000	開催案内・会報送付等	99,170	開催案内、会報送付等	20,830
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第62回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第62回理事会運営助成	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0		20,000
旅費	500,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	500,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	0
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	100,000	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費等	98,400	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費	1,600
予備費	2,755,713		85,145	旅費不足分等	2,670,568
合 計	4,355,713		1,566,439		2,789,274

4,295,331-1,566,439= 2,728,892

次年度へ繰越

監 査 報 告

本日、本協議会の令和7年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

令和8年 5 月 / 日

文化財指定庭園保護協議会監事

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

長野 信弘



養翠園 藤井 清



議題(4)

令和 8 年 度 予 算 (案)

[収 入 の 部]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
一般会費	1,150,000	1,150,000	0	@ 10,000×115会員
賛助会費	375,000	405,000	△ 30,000	@15,000×25会員
雑収入	100	100	0	預金利子
繰越金	2,728,892	2,800,613	△ 71,721	
合 計	4,253,992	4,355,713	△ 101,721	

[支 出 の 部]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
会報作成費	450,000	450,000	0	第61号会報印刷費
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	120,000	120,000	0	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	500,000	500,000	0	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	100,000	100,000	0	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費
予備費	2,653,992	2,755,713	△ 101,721	
合 計	4,253,992	4,355,713	△ 101,721	

(注) 予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。

令和8年度事業計画（案）

1 総会（第63回：今回実施分）

- （1）開催日 令和8年7月2日（木）・3日（金）
- （2）会場 平泉町学習交流施設エピカ（岩手県平泉町）
- （3）内容 理事会・総会・講演会及び現地視察（毛越寺庭園ほか）

2 会報の発行（第61号）

- （1）発行予定 令和8年7月
- （2）発行部数 250部

3 活動の指針

（1）庭園の普及宣揚と管理の充実

指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。

（2）「景観対策」の取りまとめ

機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。

（3）庭園利用の活性化

庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。

（4）会員間の交流の活性化を図る

会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。

（5）会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

※参考

会員数（令和7年度末現在）	合計140会員
①正会員（文化財指定庭園管理者等）	115会員
②賛助会員（本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの）	25会員

5 次回総会（第64回）開催計画

- （1）開催予定地 三重県桑名市
- （2）開催予定日 令和9年7月頃

文庭協紀行・倉吉

賛助会員 高橋 裕一

七月三日（木）鳥取県倉吉市で 第六十二回目を迎えた文庭協総会は一・二名の会員が参加し、JR倉吉駅前の「ホテルセントパレス倉吉」二階の広大な会場で開催された。亀井一賀鳥取県副知事、広田一恭倉吉市長様からご祝辞をいただくとともに、京都から文化庁文化財保存活用課の平澤毅主任文化財調査官をご来賓として迎え、「文化遺産としての公園と庭園」のご講演をいただいた。また、懇親会では、福谷直美倉吉市議会議長様から本年三月に十四年がかりで県立美術館を倉吉市に誘致開館することができたお話をいただいた他、アトラクションで同市内に保存伝承されている「高城牛追掛節」が披露された。その起源は秀吉の大坂城築城時まで遡ると言い、大きな作り物の牛を二人の大人が中に入って演じる姿に圧倒された。

翌四日（金）はバス四台に分乗し、八班に分かれそれぞれ異なる順序で見学した。早くも酷暑を迎えていたが、倉吉市の関係者の皆様による水分補給、休憩等への行き届いたご配慮をいただき、無事見学を楽しむことができた。



一、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区
倉吉は、古代、伯耆国の国府が置かれた地で、室町時代には、中心部の打吹山には城、麓は城下町だった。江戸時代には、鳥取藩の家老荒尾（あらお）氏の陣屋町となり、江戸時代後期から明治・大正時代までは、「木綿」と「稲扱千歯」（いなこきせんば…脱穀用具）によって繁栄した。

倉吉は、交通網の結節点という利便性から商工業が栄え、富裕な商人階層が「打吹玉川伝統的建造物群保存地区」内の本町通り沿いに屋敷を構えた。「本町通り」と「玉川沿い」に、商家の町並みが残る。間口が狭く奥行きが長い建物が軒を連ねて並び、江戸期、明治・大正期、昭和期で屋根の高さが順々に高くなっていることなどを知った。銀行だった建物は奥行きが長いことを活用して「弓道」の体験場になっていた。



二、旧牧田家住宅・丸井氏庭園

白壁土蔵群の最西部に位置する倉吉市指定有形文化財 旧牧田家住宅「倉吉淀屋」は倉吉に現存する最古の町家建築。大阪の豪商「淀屋」と密接な関係を持っていたという。主屋は豪快な梁が目立つ垂木構造で、付属屋は広大な畳敷の空間が広がる。

国登録記念物の「丸井氏庭園」（丸井岩次郎（一八七五〜一九四四）氏庭園）は巽武之助の作庭。浅田山を借景に三重露地の茶庭を備え奥之院型初め五種の灯籠を配置していた。



三、小川家住宅・国登録記念物・県指定名勝

「小川氏庭園・環翠園（かんすいえん）」





明治四三年、小川合名会社を設立、銘酒「打吹正宗」など酒造業、醤油醸造業ほか多くの事業で成功を収め、地方財界の重鎮で、政治家としても大活躍した倉吉市河原町の小川家六代 貞一（一八八二～一九四三）が、晩年、茶の湯を日本画家 岡島陽城に志野流の手ほどきを受けた頃、主屋の南側にこの庭園を造営したようである。こちらも巽武之助の作庭。池水は、鉢屋川の流れを直接引水する池泉回遊式庭園で、敷地の東辺中央には端正な庭門があり、南西側中央には鑑賞の中心点として茶亭「南山荘」を置き、その正面に広がる池の周囲三方には築山が築かれ、それぞれの最高地点には南の腰掛待合、五重塔、北の腰掛待合が置かれている。池中央には「亀石」が配されていた。「南山荘」では、倉吉市の銘菓「打吹公園だんご」と抹茶をいただいた。なお、鳥取県指定保護文化財の主屋や土蔵は宿泊施設として改修整備中で外観等を見学した。

○昼食会場にて

午前中、ぎつしり詰まった見学を終え、「打吹回廊」にて地産食材を主とした大変美味な昼食をいただいた。会場で亀山章会長から倉吉市の関係者の皆様にご苦勞への労いの挨拶

を行った。ここで休養をとった後、希望者はバスで倉吉駅または鳥取空港までお送りいただいた。充実した二日間、酷暑の中、大変お世話になりました。



文化財指定庭園保護協議会総会開催地一覧

回数	開催年月日	開催地（庭園）	参加会員数（総会）	備 考
設立総会	昭和35年11月29・30日	東京都文京区（小石川後楽園）		
第1回	昭和36年12月13・14日	東京都文京区（小石川後楽園）	16	
第2回	昭和38年3月29・30日	京都府京都市（二条城二之丸庭園）	45	
第3回	昭和38年11月26・27日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	24	
第4回	昭和39年7月7・8日	岩手県平泉町（毛越寺庭園）	25	
第5回	昭和40年6月15・16日	香川県高松市（栗林公園）	35	
第6回	昭和41年5月17・18日	石川県金沢市（兼六園）	31	
第7回	昭和42年4月24・25日	鹿児島県鹿児島市（仙巖園（附）花倉御飯屋庭園）	23	
第8回	昭和43年5月16・17日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	28	
第9回	昭和44年5月20・21日	広島県広島市（縮景園）	35	
第10回	昭和45年5月27・28日	茨城県大洗町（偕楽園）	28	
第11回	昭和46年6月18・19日	福島県会津市（会津松平氏庭園）	18	
第12回	昭和47年7月20・21日	香川県高松市（栗林公園）	22	
第13回	昭和48年5月9・10日	鹿児島県鹿児島市（仙巖園（附）花倉御飯屋庭園）	27	
第14回	昭和49年5月8・9日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	31	
第15回	昭和50年5月15・16日	石川県金沢市（兼六園）	32	
第16回	昭和51年7月15・17日	広島県広島市（縮景園）	不明	会報未発行
第17回	昭和52年7月21・22日	福島県会津市（会津松平氏庭園）	不明	会報未発行
第18回	昭和54年7月20・21日	鹿児島県鹿児島市（仙巖園（附）花倉御飯屋庭園）	22	53・54年度総会として開催
第19回	昭和55年5月22・23日	香川県高松市（栗林公園）	21	
第20回	昭和56年7月2・3日	岩手県平泉町（毛越寺庭園）	25	
第21回	昭和57年6月15・16日	石川県金沢市（兼六園）	27	
第22回	昭和58年10月11・12日	新潟県柏崎市（貞観園）	17	
第23回	昭和59年7月11・12日	京都府京都市（二条城二之丸庭園）	38	
第24回	昭和60年5月28・29日	茨城県大洗町（偕楽園）	33	
第25回	昭和61年7月22・23日	広島県広島市（縮景園）	37	記念大会（文化庁長官出席）
第26回	昭和62年6月10・11日	東京都江東区（清澄庭園）	38	
第27回	昭和63年7月14・15日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	32	
第28回	平成元年6月22・23日	石川県金沢市（兼六園）	40	
第29回	平成2年6月22・23日	岩手県平泉町（毛越寺庭園）	35	
第30回	平成3年6月21・22日	香川県高松市（栗林公園）	45	

回数	開催年月日	開催地（庭園）	参加会員数（総会）	備 考
第31回	平成4年6月18・19日	東京都文京区（六義園・向島百花園）	38	
第32回	平成5年6月17・18日	福井県福井市（養浩館・一乗谷朝倉氏館跡庭園）	36	
第33回	平成6年8月25・26日	和歌山県和歌山市（養翠園）	39	
第34回	平成7年5月30・31日	熊本県熊本市（水前寺成趣園）	31	
第35回	平成8年5月16・17日	福島県会津若松市（会津松平氏庭園）	31	
第36回	平成9年5月15・16日	山口県防府市（毛利氏庭園）	45	
第37回	平成10年5月14・15日	山形県鶴岡市（酒井氏庭園）	42	
第38回	平成11年5月27・28日	奈良県奈良市（奈良公園）	42	
第39回	平成12年5月25・26日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	41	
第40回	平成13年5月24・25日	鳥取県鳥取市（観音院庭園）	41	
第41回	平成14年5月23・24日	沖縄県那覇市（識名園）	47	
第42回	平成15年5月29・30日	滋賀県彦根市（玄宮楽々園）	50	
第43回	平成16年5月27・28日	北海道函館市（旧岩船氏庭園・香雪園）	39	
第44回	平成17年5月26・27日	兵庫県赤穂市（旧赤穂城庭園・田淵氏庭園）	57	
第45回	平成18年5月25・26日	青森県弘前市（瑞楽園・盛美園）	54	
第46回	平成19年5月24・25日	島根県益田市（萬福寺庭園・医光寺庭園）島根県津和野町（旧堀氏庭園）	57	合同開催
第47回	平成20年5月22・23日	鹿児島県鹿児島市（仙巖園（附）花倉御飯屋庭園）（旧島津氏玉里邸庭園）	52	
第48回	平成21年5月28・29日	石川県金沢市（兼六園）	57	
第49回	平成22年5月13・14日	奈良県奈良市（奈良公園）	60	
第50回	平成24年6月7・8日	東京都（小石川後楽園・旧浜離宮庭園）	64	平成23年度は東日本大震災のため中止
第51回	平成25年6月6・7日	和歌山県海南市（琴ノ浦温山荘園）	66	
第52回	平成26年6月5・6日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	65	
第53回	平成27年5月28・29日	福岡県飯塚市（旧伊藤傳右エ門氏庭園）	55	
第54回	平成28年6月23・24日	秋田県大仙市（旧池田氏庭園）	52	
第55回	平成29年6月22・23日	静岡県浜松市（龍潭寺庭園）	59	
第56回	平成30年6月28・29日	島根県鹿足郡津和野町（旧堀氏庭園）	67	
第57回	平成31年5月30・31日	愛知県名古屋市中区（名古屋城二之丸庭園）	74	
第58回	令和3年9月13日～10月1日	書面開催	(109)	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第59回	令和4年6月23・24日	青森県弘前市（瑞楽園）	59	
第60回	令和5年6月22・23日	神奈川県横浜市中区（三溪園）	62	
第61回	令和6年6月27・28日	石川県金沢市（兼六園・成巽閣庭園）	68	
第62回	令和7年7月3・4日	鳥取県倉吉市（小川氏庭園）	62	

会員の皆さんから

～近況をお知らせします～

旧池田氏庭園

令和八年度の一般公開の日程については以下のとおりです。

期間…四月二五日(土)～一月二三日(月祝)

※月曜日休園(月曜日祝日の場合、翌日平日

休園)

時間…午前九時～午後四時(午後三時三〇分

最終受付)

※八年度から重要文化財旧池田家住宅洋館の

見学がしやすくなります。

※予約制でボランティアガイドを利用できます。

※金唐革紙しおり・ポストカードなどの販売グッズも充実しています。

旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園

如斯亭庭園は故龍居竹之介先生をはじめ保護協議会の皆様、保存技術者協議会の皆様のご尽力のお陰で、平成一九年に国名勝に指

定していただき、平成三二年に丸野内家から秋田市に寄贈することができました。

文化財庭園は大切な歴史資産であり、日本の歴史・文化を伝える観光拠点として大きな価値を有しておりますが、当園における昨今の来園者数は、残念ながら伸び悩んでおります。

ご当地平泉からお帰りの際、ぜひ皆様にお立寄りいただければ、幸いに存じます。

本間氏別邸庭園(鶴舞園)

昨年は庭園西側の景観の要となっていた黒松の大き木が枯死し、景観を損ね、枝や幹折れの危惧もあり伐採した。重機による伐採となり、足場の確保の為に周囲を整地するなど大掛かりな作業となった。

また、当地では昨年来、松喰い虫による松の被害が甚大で、当庭園にも被害が及ぶ恐れもあり、庭園内の全ての松に、松枯れ防止樹幹注入剤を注入した。今年、二月と三月に実施。

年々、庭園の維持・管理には多くの費用が必要で、財団のみでは庭園の健全な維持・管理が出来なくなっているのが近況です。

会津松平氏庭園御薬園

近年では私共のような田舎の庭園にもインバウンドのお客様が大勢いらっしゃいます。

日本庭園の良さを世界の方々に知ってもらえるいい機会として前向きにとらえております。また、今年の四月から呈茶に加え、アイスクリームなどのスイーツのメニューを導入しました。

少しでも多くのお客様に御薬園を楽しんでいただければと思っています。

偕楽園

今年の偕楽園の梅の開花は平年より早く、二月二〇日頃には見頃を迎えました。このため、二月一日の水戸の梅まつり開始時から観梅を楽しんでいただくことができました。

梅まつり開始直前の二月八日には九センチの積雪があり、園内は白銀の世界に包まれ、雪と梅の競演が来園者を魅了しました。

水戸の梅まつりは、今年で第一三〇回という節目の年を迎え、それを記念し夜のライトアップ「偕楽園 UME The Lights 2026」の内容をより充実させたことから、来園者に好評を博しました。

西山御殿跡（西山荘）

令和六・七年整備事業にて、園路沿いの危険木（大径木）を伐採しました。

令和八年は橋、門、垣根の更新を行い、令和九年度から園内の建造物の葺の葺き替えを予定しています。

高梨氏庭園

今年度より再入会いたしました高梨氏庭園は、千葉県野田市に位置します。江戸川沿い、旧上花輪村の名主を勤めるとともに醤油醸造業で隆盛した高梨兵左衛門家により江戸期から昭和初期にかけて成された庭園を、公益財団法人高梨本家により保存管理しています。冬季夏季の長期休館を除き、登録博物館・上花輪歴史館として公開しておりますが、散策のみならず住宅内からの眺望という観点からも多角的に庭園をお楽しみいただくべく、日を定めて住宅棟内覧を実施しています。

近年、樹木の高齢化や温暖化の影響もあり、樹木の倒木も相次ぐなど、維持管理に苦慮する他、名勝周辺環境として重視される観音堂の整備も課題となっています。

また、屋敷北西側に存する構堀・石垣も、安全面に配慮しながら景観を損なうことなく活用する術を模索しています。

名勝指定二五周年を迎え、今秋は庭園をテーマに企画展を開催予定です。

小石川後楽園

令和六年度に続き令和七年度も（株）東京ドームと共催で夜間特別開園「秋の夜長の小石川後楽園 二〇二六」を一〇月一〇日～一〇月二〇日に実施しました。令和七年の夜間特別開園は「水戸藩時代の江戸のまち」をテーマとしたプロジェクト「江戸」「和」の雰囲気を楽しんでいただき、一〇日間で前年の一・四倍となる一万三千人ものお客様にご来園いただきました。

維持管理では、大泉水の「蓬莱島」の高木剪定を五年ぶりに保存活用計画に基づき実施しました。作業にあたり、明治時代の絵図を参考に枝の整理や幹肌の見せ方を工夫し、周囲の視点場からの景観を意識した手入れを行いました。また、下草や樹木の衰退が進んだ箇所へ地被類や後継樹を補植、将来に互る景観の再生を図っています。本事業により、視点場から臨む蓬莱島は明治期の絵図の雰囲気、現在の利用者にも提供することができました。また、作業の様子をX（旧Twitter）で発信するとともに、

NHKBS新番組「村雨さんと日本庭園たしなみ巡り」へのシナリオ提案と撮影協力として、庭師タレントが蓬莱島で作業をする様子が放映されるとともに、蓬莱島や園内が紹介され、庭園の歴史や魅力を効果的に発信することができました。

また、内庭池にスイレンが過繁殖し、水面を覆いつくしていたため、池全体のスイレンを根茎から除去し、池水面が見えるようにし、本来の池水景観が回復しました。特に唐門前は、水底に遮光シートを敷設して再繁殖を防止。ライトアップイベントでは水面に映る唐門の演出が可能となり、好評を博しました。

六義園

秋と春に夜間特別観賞イベントを二〇二五年度も実施しました。秋のイベントは一二日間実施し、入園者数は、二二、四一人で一日平均一、八六〇人でゆったりとライトアップされた紅葉を楽しんでいただきました。春のイベントは七日間実施し、入園者数は、一九、八五二人で当園のメインシンボルであるシダレザクラの見ごろにあわせて実施し、満開のシダレザクラを見ていただきました。また、秋も春もイチョウ広場では「はなあかり」などを新規に導入し、利用者から大変好評で、

事故なく無事に終えることができました。

維持管理では新しい試みとして、毎年行っているツツジ同定調査を基に、園内で観賞できる三〇品種をピックアップし、限なくご覧いただけるルートを盛り込んだツツジ散策MAPを新たに作成。そのMAPを見ながら六義園とツツジの関係、ツツジの歴史やツツジの見分け方など、三〇品種を紹介しながら散策をする「ツツジ散策」を直営職員で初めて実施しました。参加者は熱心に解説を聞き、「わかりやすく楽しかった」「ツツジ愛が伝わった」「六義園の雰囲気に合わせて自然な形にしているツツジが綺麗だった」「ツツジとは思えないくらい花がたくさんついてきれいでした。」など、嬉しいお言葉を多数いただきましたので、二〇二六年度も魅力を発信し、普及啓発に努めてまいります。また、六義園の本質的価値である作庭意図の伝承「八十八境」の保存も継続しております。二〇二五年度は名古屋山の繁茂していた笹を地際より刈り込み、実生木を除去することで、築山の稜線が明瞭となり、庭園景観の見通しと奥行きが向上し、鑑賞性が大きく改善されました。また、園路にはみ出していた笹を刈ること、歩行環境が改善されるとともに、笹の繁茂により隠れていたツツジ類が顕在化し、景観に

彩りと季節感が戻るなど、庭園本来の植栽意匠が再び際立つ効果が得られました。

旧浜離宮庭園

昨年度に続き、東京都による「お伝い橋」の修復工事が行われ、橋梁と藤棚を整備し「お伝い橋」全体が美しく生まれ変わりました。工事期間中に、「南禅寺垣」「金閣寺垣」を直営で更新し、当園の主要な景観である潮入りの池、お伝い橋、中島の御茶屋周辺的美観を向上しました。

一〇月下旬に開催した「浜離宮でお月見散歩」では、能楽、尺八、里神楽等の伝統芸能公演を毎夜開催し、多くのお客様に特別な夜の浜離宮をお愉しみいただきました。「お伝い橋」工事の影響により、迂回路を使用しましたが、「今年限りの特別なルート」として広報し、新たな視点場も好評でした。

一月初旬には「西洋馬術導入の地、浜離宮」と題し、(一社)古式弓馬術協会の協力によるイベントを開催しました。徳川吉宗が招いた馬術家ケイゼルや、西洋と日本の馬術、馬具の紹介のほか、弓の試射等を行い、浜離宮と馬の関係を知っていたく好機となりました。さらに今年は初めて「馬」を招き、和式の馬装を披露しました。本物の馬を近くで

見る機会は東京では少なく、お客様には大変喜んでいただきました。

浜離宮では特に欧米系外国人来園者の割合が非常に高く、英語でのお客様対応も柔軟に行っています。

また、三カ年をかけ「内堀」から「御庭口御門跡」までを直営で整備しました。経年により繁茂したササや実生木等を段階を経て整理したことで、本来の「土塁」や地割が明確になり、歴史ある空間をご覧いただくことができるようになりました。

旧芝離宮庭園

当園では五月に夜間特別開園「旧芝離宮夜会くひかりめぐる庭」を開催。回を重ね、より多くの来園者に愉しんでいただくために、安全性を確保しつつ開園区域を拡大しました。また、飲食エリアを設置し夜会を味覚でも愉しんでいただきました。

地域との連携事業としては、出張授業や健康さんぽの開催を行いました。

地域の小学校への出張授業では、こどもたちに伝統技能の価値を伝え庭園への関心を持つてもらい、地域への愛着を深めてもらい、学校からは継続開催の要望をいただいています。

健康さんぽでは、地域福祉機関と協働し庭園がさんぽによる身近な健康づくりの場であるとの認識を広めることができました。また併せて行なった警察署による防犯講和を通じ、特殊詐欺防止など安全意識向上に貢献し、警察と高齢者施設を庭園が繋ぎ、地域連携の強化を図ることができました。

当園は小田原藩主が作庭したこともあり、歴史的なつながりを周知するため、小田原と連携し各種事業を実施しました。十一月開催イベント「秋の旧芝離宮く伝統芸能に親しもう」の期間中には一日を「小田原DAY」として「小田原囃子」「小田原のお土産販売」を実施しました。また小田原城天守閣で小田原城主の造った庭としてパネル展を行い、当園と小田原との相互誘致ができ、広域連携の可能性を広げることがました。

今後とも地域との連携と共に広域な連携を行いながら、魅力ある庭園づくりと活用に取り組んでいきます。

向島百花園

向島百花園は、江戸の町人文化が最も華やいだ江戸時代後期に築かれ、春秋の七草をはじめとする、由緒ある多彩な植物が大切に受け継がれてきた歴史ある庭園です。「虫さき

の会」や「月見の会」といった伝統行事を今に伝える一方で、デジタルサイネージの導入により、各種イベントや植物の見頃情報をまとめた動画情報を園内に掲示し、来園者の利便性向上および満足度向上に取り組んでいます。庭師との対話を楽しみながら庭園の奥深さに触れるガイドツアー「庭さんぽ」や、皇室に献上される七草籠の製作工程を解説付きで見学できる「伝統技能見学会」、近隣地域の児童を集めて園内散策や工作教室を行う「子ども会ツアー」など、学びと体験を融合させた催しも開催しています。また、「菊が彩る江戸花屋敷」では、江戸時代の古典菊の品評会を現代に再現し、江戸園芸が誇る美意識と技を広く発信しました。江戸園芸文化を今日まで受け継ぐ、数少ない貴重な庭園として、これからもその歴史と伝統の魅力を未来へと伝え続けてまいります。

旧古河氏庭園

東京都による洋館の外壁修理工事が昨年終了したことを記念し、一月に「洋館探訪と講演会く蘇った旧古河邸の外壁く」と題した有料イベントを行い四〇人のご参加がありました。また、二〇二五年度から始まった日本庭園の大滝前にある擬木橋の架け替え工事に

際しては、仮設橋の体裁など景観を大きく損なわないよう調整を重ね、苦情等を防ぐことができました。（工事は二〇二六年度も継続予定。）

二〇二六年四月に一般開園七〇周年を迎えます。年間を通じて特別イベントを開催し、より多くの利用者に楽しんでいただけるよう努めてまいります。

維持管理では、昨年度に終了した洋館の外壁修理工事を契機として、洋館周辺の洋風庭園の修景作業に取り組みました。史資料写真に基づき、洋風庭園の本質的価値である平面性を回復させる為に、芝生地の切下げや園路の補修等を行ったことで、往時の景観を彷彿させる庭園景観とすることができました。また、老朽化した解説板やベンチ等の補修も行い、園内の散策環境の向上に努めました。

殿ヶ谷戸庭園

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生地の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。

二〇二五年度は顧客満足度調査結果よりご要望の多かった「芝庭コンサート」を開催し好評を頂きました。普段は制限されている

場所へ参加費無料で立ち入れることや庭園の景色にクラシックの音色が溶け込む特別感が受け入れられたようです。また「伝統技能見学会」というイベントを年に二回実施しております。春は「マツのみどり摘み」、冬は「雪吊り見学会」とこちらも自由参加型のイベントで好評を頂いております。

一方、維持管理面では通常の園内作業に加えて、毎年手を入れる竹林管理や庭園園路整備の「土居木段土留め更新」などを行いました。特に今年度は、害虫被害のため昨年伐採したアカマツ二本の補植を行い、景観の補修にも努めました。また土居木段土留めの木材が経年劣化で腐食箇所が増えたため、更新して補植いたしました。いずれも来園されるお客様に気持ちよく園内散策して頂くためのもので、職員一同の共通認識であります。

今年度も引き続き「駅から二分」の立地で、お客様に癒しと安らぎの空間を堪能して頂けるよう建物の保存管理と庭園の維持管理に向けた取り組みを愚直に継続して参ります。

瑞泉寺庭園

令和七年九月豪雨による庭園の一部崩落がございました。

文化庁はじめ環境事業計画研究所等多く

の方に迅速に対応いただき、無事復旧することができました。引き続きご指導賜りつつ庭園の保全につとめてまいります。

三溪園

二〇二六年、三溪園は明治三九（一九〇六）年の開園から一二〇周年を迎えます。記念イベントとして、四月二九日～五月一日の間で「臨春閣」の特別公開、五月九日～一七日の間で「旧天瑞寺寿塔覆堂」の特別開扉などを開催予定、その他、園内の各種古建築を公開する予定であります。建造物整備事業では、平成三〇年度より、重要文化財建造物一〇棟のうち九棟を対象とした保存修理事業に取り組んでいます。令和七年度には「旧矢筈原家住宅」の耐震補強のため、二〇二六年一月末ごろより工事に着手しております。

庭園整備事業では、令和七年度に橋の下に露出した配管を埋設し、景観向上に努めたほか、令和元年度より続く松くい虫被害への対策として、薬剤注入や苗木の補植を行い、松林の回復に努めています。

建造物整備事業では、令和八年度も引き続き、旧矢筈原家住宅の耐震補強工事等を実施するほか、旧燈明寺三重塔の耐震補強工事に関する検討を実施、庭園整備事業ではエント

ランスのリニューアル設計業務のほか、蓮池の護岸整備工事等も計画しています。

神仙郷

名勝の構成要素であり、登録有形文化財でもある、箱根美術館本館・別館・休憩所は、創建当時の外壁の色を基本に、今年五月から一〇月にかけて修復工事を行います。

リニユーアルオープン後は、より美しい景観を楽しんでいただけるものと思います。

旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園

鐘樓の屋根瓦の一部が経年によりずれが顕著になり修復した。

兼六園

兼六園では、令和六年の能登半島地震により崩落した園内の築山「榮螺山」の石垣の解体作業が始まりました。揺れにより石垣にゆがみが生じた部分も解体しており、埋蔵文化財調査も行いながらの作業は、今年いっぱいまでかかる予定です。

順調に進めば、来年度から復旧工事に入ります。一刻も早く元の姿の兼六園をお楽しみいただけるよう、職員一同取り組んで参ります。

成巽閣庭園

近年、夏の暑さが厳しく、樹木（若木）が弱り、時には枯死する事態も生じています。

周りにある二〇m以上の松（老木）も年々弱ってきているように感じます。

那谷寺庫裡庭園

小松市から委託を受けた那谷寺文化財専門調査会により、那谷寺庫裡庭園の地割・地形、植物・植栽、石材・石造物、構造物・工作物等の調査を行い、課題抽出し、本質的価値を継承するための今後の保存修理に関する計画の作成をめざしています。

伊藤氏庭園

昨年一〇月一三日（月・祝）および一九日（日）、二週続けて一般公開を実施した。県外からの見学希望者も受け入れている。

瀧谷寺庭園

庭園築山中腹の松が枯れたために五月下旬に伐採した。

旧玄成院庭園

室町幕府 管領細川高国作庭と伝えられる当庭園は、一昨年樹木に隠れていた大きな

亀島が発見され、昨年神社の三十三式年祭の折、特別拝観通路を設けて公開されました。

江馬氏館跡庭園

保存整備から一〇年以上が経過し、再整備を検討する段階です。維持管理を行いつつ、利活用も含めたモニタリングを行っていきます。現在、奈良文化財研究所の協力のもと、庭石の3D計測や石表面の温度測定などを行っています。また、公立小松大学次世代考古学研究センターに協力いただき、庭園や館の空間を撮影し、昨年度バーチャルツアーとして公開しました。それにより、バーチャル空間で詳細な解説付きの見学を楽しむことができます。

今後も外部の研究機関との連携を図りつつ、庭園を核に、地域全域に分布する中世の遺産の保存活用を進めていきたいと思えます。

龍潭寺庭園

近年の夏の暑さと、少雨の影響もあり庭の植栽が枯れ、芝生の管理に支障が始めました。浜松市文化財課に相談したところ、「文化庁からの指導でスプリングターの設営を考えた方が良い」との話が出て、変更届を提出

いたしました。現在返事待ちです。（令和八年四月現在）

今年もこの暑さは変わらないのではないかと思います、早く設営したいのは私だけではないと思います。

臨濟寺庭園

庭園の指定範囲が大いに拡張され、保存管理に力を得ました。永年の災害復旧工事が完了して、土砂倒木の被害を最大限防ぐことが出来る見込みとなりましたが、近年イノシシ等の野生動物による庭園破壊が発生しています。

名古屋城二之丸庭園

名古屋城二之丸庭園では、明治維新後民間に売却、移築されていた御茶屋（余芳）を江戸期庭園の元の位置に移築再建する工事が令和六年度に完成、余芳の周りの庭園も令和八年三月に完成しております。今後引き続き、「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」に基づき、整備を進めて参ります。

旧龍性院庭園

名勝指定範囲を確定するため用地の測量等を行っています。

旧諸戸氏庭園

令和六年度から始まった修理事業が本格化し、令和七年度には滝石組、池底の亀裂の修理、流れ護岸の整備、園路整備、排水枳修理、修復剪定などを行った他、木柵・太鼓橋の取り換えを実施した。園路整備では、平成五年の六華苑オープン前の整備で新たに付加されていた要素（飛び石・景石）の除去を行い、よりオリジナルに近い庭園への回帰を目指した。

令和八年度も修理事業は進んでいくこととなるが、その中で令和八年四月一〇日に通算の入苑者数が一五〇万人を達成した。

諸戸氏庭園

当園は本年度に庭園の保存修理工事を終了予定であり、園内の景色が美しく整ってまいりました。今後は手入れを欠かさず、景観を守っていくことを、どのようにシステム化していくかが課題と考えております。年々庭園での従事者の確保が難しくなっていることや、外来種による被害など、庭園管理には様々な側面があると考えております。

多賀大社奥書院庭園

今年は正月以降三〇cmほど雪が積もり、

雨樋と瓦の損傷があり、近日修理予定です。

善法院庭園

令和六年度より実施していた、整備基本計画が完了したため、文庭協の会員の皆様へ送付した。本年度より基本設計を開始する。

兵主神社庭園

神社境内に広がる庭園の保存修理を、令和七年度より約一〇年間の予定で進めております。令和五年に策定の「名勝兵主神社庭園保存活用計画書」にもとづき、令和七年度には支障となる樹木の伐採を行い、令和八年度には庭園内の施設の木工事などを手掛ける予定です。修理後の公開のあり方など、会員の皆さまに御教示いただければ幸いです。

玄宮楽々園

令和三年度に護岸工事が完了し、令和七年度には庭橋のひとつ「高橋」の修理を終えました。現在は同じく庭橋で老朽化が進行している「龍臥橋」の修理を計画しています。また、その後は玄宮園内の建造物である臨池閣や、楽々園内の建造物の修理を進めていきたいと考えております。

橋や建造物の修理について、本協議会を通

じてみなさまのお知恵をお借りできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

金剛輪寺明壽院庭園

庭園内に建つ土蔵（江戸中期）の半解体修理を、庭園整備委員会のご指導の下、工期二カ年の事業として取り組んでいます。令和七年七月に工事に着手し、令和九年三月の竣工に向けて、各工程を文化財修理の経験豊富な職人さんによって作業が進められています。

慈照寺（銀閣寺）庭園

銀閣寺 春の特別公開を実施しています。
○期間…令和八年三月二〇日（金）～令和八年五月六日（水）

○公開場所…本堂、国宝東求堂、弄清亭（ガイドがご案内いたします）

○ご案内時間…一〇…〇〇…一一…〇〇…一二…〇〇…一三…三〇…一四…三〇…一五…三〇

定員…毎回二〇名様（当日申し込み順）

※本堂前に申込表を設置しています。

所要時間 約三〇分

○特別拝観料…一般拝観料（高校生以上

一、〇〇〇円、小・中学生五〇〇円）の他に
お一人様二、〇〇〇円（小学生以上）

※特別記念品付き

妙心寺庭園

酷暑による影響か、年に二本程度、松が枯れます。

玉鳳院庭園

酷暑の影響により杉苔が減少しております。

渉成園（東本願寺）

二〇一四年から国庫補助を得てはじまった保存修理事業が、本年度で最終年度を迎えます。庭園の整備がすすみ、二〇二五年は、約一二万人にご来園いただきました。

今後も来園する多くの方に楽しんでいただけるような様々な催しを企画していきます。

旧大乘院庭園

名勝旧大乘院庭園は、室町時代に徳政一揆で焼亡した大乘院を門跡尋尊が復興したときに、將軍足利義政の同朋といわれる善阿弥を呼んで改造させたものです。一九七三年に文化庁から公益財団法人日本ナショナルトラスト（JNT）が管理団体に指定され、荒廃し

ていた庭園の発掘調査や修復整備を積み重ね平城遷都一三〇〇年にあたる二〇一〇年から一般公開を開始しました。

二〇一六年度から二か年計画で国庫補助事業を実施し、園路整備、樹木の修復剪定・移植、土砂流出により汀が後退した東大池西側護岸の復旧のほか、二五年ぶりに中島反橋の架け替えも行いました。これらの整備により、庭園全体を回遊しながら快適に観賞できるようにになりました。

奈良にお越しの際は、ぜひ名勝旧大乘院庭園にお立ち寄りください。

依水園

園内にある氷心亭（ひょうしんてい）の茅屋根の葺き替えを昨年から二か年にわたり国庫補助事業として工事中で今秋完成予定です。また名勝依水園保存活用計画も完了し、計画書に沿った事業計画を実施していく予定です。

奈良公園

奈良公園は一八八〇年二月一四日に開設、一九二二年に国の名勝に指定され文化財として保存されてきました。さらに一九九八年には、東大寺や興福寺、春日山原始林などが世

界遺産「古都奈良の文化財」に登録され広く親しまれています。

近年では、吉城園周辺の土塀の修景等による名勝の価値向上、公園内の休憩所の更新、トイレの洋式化、危険木の処理等、来園者の方々が安全で快適に過ごせるよう取り組んでいます。

天徳院庭園

できるだけ元の景観を守るように剪定・手入れをしています。

近年、鹿・猪が人里へ降りてくる事が増え、被害も出ているようです。

天徳院庭園は馬酔木に囲まれているお陰か被害はありませんが、裏山は新芽を食べられてしまっています。

和歌山城西之丸庭園

名勝和歌山城西之丸庭園では、令和五年度に「名勝和歌山城西之丸庭園保存活用計画」を策定して以降、計画の中身に沿って庭園の整備を進めています。令和七年度は昭和四八年（一九七三）に復元された釣殿風の鳶魚閣の老朽化が目立っていたことから、修理工場に向けての実施設計を行いました。また、庭園内の景観向上を目的とした樹木の剪定等も令

和六年度から継続的に実施しており、各視点場からの景観が向上しました。

観音院庭園

おかげさまで、令和七年度の保存修理事業も無事に終了し、次年度以降も継続させていただきますこととなりました。美しい庭園を最良の形で未来へ引き継げるよう、今後とも変わらぬご指導・鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます

小川氏庭園

環翠園（令和三年十一月開園）の昨年度の来園者は、鳥取県立美術館の開館（三月二十九日）や「第六二回文化財指定庭園保護協議会総会（七月三、四日）の開催（参加者一〇九名）、さらには映画「遙かな街へ」のロケなどのイベントがあったことから、国外、県外者が三〇九人（フランス人、ドイツ人などの外国人三三名）と全体の約四割に上りました。

なお、昨年七月に見学頂きました小川氏住宅及び庭園は、ヘリテージ・リトリート宿「風の倉吉」として七月一七日にオープンする運びとなりました。

財間氏庭園

昨年の総会（倉吉市）で拙宅にあるちじれ松の事をお聞きしましたがご存知の方がおられませんでしたので特別な松かと思いましたが、上原敬二著の「樹木図説」に黒松の一変種であるとの記載がありました。ということとは他の地域にも生育していると思われます。見かけられましたらお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いします。

図説にはクロセンモウショウ（黒旋毛松）と書かれています。

岡山後楽園

令和八年度は、文化財庭園に相応しい景観を維持するため、柿葺き屋根の葺き替え（工事見学会を検討しています。）など亭舎の保存整備や防火対策を進めるなど、文化財の保存と来園者の安全性の向上を図ります。

また、県内外のイベントを目的に訪れる外国人客にもお越しいただけるよう、夜間特別開園「幻想庭園」の英語版チラシの配布やSNSでの情報発信等により、誘客の推進に取り組んでいます。

浄土寺庭園

昨秋、茶室の改修に伴って庭園の改修を行

いました。周辺樹木の伐採並びに池の修復、苔の一部植栽が行われました。この度植えられた苔については定着しつつあり安堵しております。

栗林公園

栗林公園は、昨年三月に県立公園として的一般公開から一五〇周年を迎えました。

園内すべてのトイレの洋式化を完了し、観光客の受け入れ環境を整備したほか、一〇月には薪能を開催するなど、夜型観光や国内外からの入園者拡大にも努めています。

その一方で、掬月亭などの歴史的建造物の保存修理、老齢化した樹木の樹勢回復、危険木対策など、特別名勝の景観を維持していくための課題は山積しており、その対応が急務となっております。

臥龍山莊庭園

令和五年度に策定した名勝臥龍山莊庭園保存活用計画に基づき、令和七年度は潜り門の「路次門（ろじもん）」の修理や灯籠等石造物の修理などの整備事業を行いました。また庭園内に所在する重要文化財建造物「不老庵（ふろうあん）」では茅葺き屋根の差し茅修理を実施しました。

一方で、近年の来園者の増加に伴い踏圧による苔のダメージが深刻化しており、庭園管理上の大きな課題となっています。対処法等ご教示いただければ幸いです。

水前寺成趣園

平成八年以来、三〇年ぶりに入園料金の改定を行いました。

令和八年四月一日より

一六歳以上 四〇〇円→五〇〇円

一五歳以下 二〇〇円 据え置き

これまで以上に、庭園管理の充実、神社運営の適切な管理に努めて参ることとしております。

仙巖園（附）花倉御飯屋庭園

令和六年度から国庫補助を受けながら行っていた望嶽楼と錫門の保存修理事業が終了し、引き続き二番蔵・三番蔵等の整備に取り掛かっています。

昨年三月に開業したJR日豊本線の仙巖園駅は、鹿児島中央駅から七分という利便性の高さから多くのお客様にご利用いただき、仙巖園のみならず、磯地区全体のにぎわい創出に貢献しています。

また今年四月から、入場券購入や園内音声

ガイド、デジタルスタンプラリー等の機能をご利用いただける仙巖園公式アプリの運用を開始しました。

鹿児島にお越しの際は、ぜひ名勝仙巖園にお立ち寄りください。

旧島津氏玉里邸庭園

昨年度は近隣の高校と連携し、イベントポスター作成や庭園ガイドに協力を頂いた結果、若年層のイベント参加者を増やすことができました。

国補助事業は四年目となり、枯れたイヌマキの伐採が一段落しました。今後は園路復旧に取り組みつつ、新たな指定管理者のもと、植栽管理や情報発信に力を入れてまいりたいと思います。

石垣氏庭園

二〇二一年に東側の副木の剪定を行いました。二〇二六年二月に北東側の高木となった副木の剪定を行ったので、高さが揃いすっきりと落ち着きのある景観となりました。三月一日に石垣市の企画で「石垣市の文化財めぐり」が開催され、当庭園に三五名の方が拝観に来訪されました。四月二〇日に蘇鉄の古い葉の下枝を剪定しました。新芽の葉が広が

りきれいです。また、毎年のことですが、台風の後には、落ち葉の片づけにおわれ汗だくになります。この美しい景観の庭園を、次の世代に引き継げるように努めています。

太田家住宅「太幸邸」庭園

今回の第六三回文化財指定庭園保護協議会総会が、平泉で開催とのことですので、本来であれば、真つ先に駆け付けたいところですが、東日本大地震で自宅の「太田家住宅」が大規模半壊となり、現在もアメリカにて震災避難生活を継続しております。ここ数年、主屋を始め、建物の震災復旧修理を行っておりますが、まだ、数年はかかりそうです。庭園内の松、杉などがたいへん大きくなり、また、手入れが行き届かないので、枯れるなどしており、今年度は、岩手県より庭園内の樹木の伐採も修理事業の一環として行ないたいとのことでした。長年担当してくれておりました教育委員会文化課の大沢氏が人事異動するというタイミングもあり、もし、可能であれば、毛越寺にいらした折に是非、「太田家住宅庭園」にお立ち寄り戴き、樹木の伐採について、ご指導を賜れば、大変幸甚に存じます。また、建物が活用できるようになりましたら、庭園の

手入れをしなければならぬと存じます。その折には、お力添えをいただきたく、よろしくお願いいたします。

アメリカでの震災避難生活を継続中でございますので、貴会の行事に参加できませんが、総会の盛会と貴会の益々のご発展、会員の方々のご活躍をお祈りしております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。お立ち寄りいただけるような機会をお与えいただけるのであれば、岩手県及び奥州市の担当者に連絡をしたいと存じますので、どうぞ、ご一報下さいませ。

高橋裕一

昨年一〇月「上野公園の歴史と文化」を自主製作発行いたしました。

昨年は金閣寺、銀閣寺庭園を見学しました。インバウンド観光客の数に圧倒されました。

高橋康夫

京都藝術大学非常勤講師及び各種団体の研修・公開講座の講師として、日本庭園の歴史・魅力・文化財的価値などについて講義しています。

庭屋一如研究会

庭屋一如研究会は日本庭園・和風建築の「愛好者をふやす・後世にのこす・次世代につたえる」ことを目的に二〇一五年に発足し、本年度活動一二年目を迎えました。

具体的な活動は主として三つの分野で行っております。

- 一・日本庭園・和風建築の鑑賞法講座開催
日本の伝統文化を踏まえ、建物と庭園を一体のものとして味わう鑑賞法を学ぶ実地講座を、新潟、神奈川、東京、埼玉、京都、志賀、奈良で開催し、累計五七〇回を超えました。
- 二・文化観光企画の立ち上げ

『地域の宝にかがやきを！』を提唱。日本庭園・和風建築を核とする文化観光企画を立ち上げています。主な企画に『にいがた庭園街道』『上越名家一斉公開』があります。

三・ガイド養成講座開催

文化観光の満足度向上に重要な役割を果たすガイドの養成講座を三〇施設以上で実施しています。

白鳥庭園

令和八年四月、白鳥庭園は開園三五周年を迎えました。

白鳥庭園は、世界デザイン博覧会を契機に

本格的な日本庭園として整備され、平成三年に開園いたしました。かつて貯木場や御船蔵として利用されていたこの地に、御嶽山を源とする木曾川の流れから伊勢湾へと続く、壮大な水の景色が造られました。

この庭園には、少しずつ遠ざかりつつある自然の姿を後世に伝えたいという匠たちの熱き想いが息づき、そして人々の暮らしとともに育まれてきた文化や歴史を今に伝えていきます。

開園三五周年を迎える本年は、美術作家・ふるかはひでたか氏の「街を読み解く力」をお借りし、白鳥庭園がこの地に開かれた意味、さらには未来への指針を探る展覧会を一月に開催いたします。

植彌加藤造園株式会社

【無鄰菴】

「保存」

東山の借景や、池よりも流れを重視した施主・山縣有朋の作庭意図を尊重し、継続的な育成管理を行っています。令和七年度に修理工事を行った滝流れでは、古写真等を参考に往時の景観に配慮しつつ、滝壺下流部護岸の水生植物や苔を整理し、石組があらわに見えるようにする修景を行いました。あわせて、

取水口から滝壺、流れにかけて泥や落ち葉、藻の除去などの日常的な手入れを継続し、流れの景観維持に努めています。建物では、京都市による耐震改修等を含めた本格修理事業に向けた協議・準備を進めており、令和八年度終盤以降の工事開始を見据えるなか、受付室床下の蟻害に伴う床沈下への対応、茶室吊り雨戸の補強、修繕を行いました。

〔活用〕

定員制・予約優先入場や繁忙日料金制度を継続し、保存と活用の両立を図っています。あわせて、無料ガイドや情報発信も継続しています。こうした需要予測に基づく料金・定員・導線設計等の取組は、文化庁「文化財保護のための資金調達ハンドブック二〇二六年度版」に掲載されました。無鄰菴では、利用料金制度のもと運営に対する補助金等の支給がないなかで、需要予測に基づく料金・定員・導線設計や変動料金制の導入等により、単年度黒字収支を達成したことが紹介されています。

【對龍山莊】

〔活用〕

一般公開開始から二年目を迎え、季節を通じて庭園を楽しめる場としてリピーターの来場も見られるようになってきました。夏季の

閑散期対策として、春季来場者に夏割チケットを配布し、再来訪を促進しました。また、南禅寺界限の回遊促進を目的に、無鄰菴との連携割引企画を通年で実施しています。

正善院庭園

雪害により、庭園の池の囲い部分が破損し、茅屋根が抜け落ちています。毎年のメンテナンスに苦勞しています。

文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園（以下「指定庭園」という。）の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会（以下「管理者等」という。）相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行うこと。

三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行うこ

と。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のものも参加することができる。

(事務所)

第四条 本会は、事務局を東京都庁におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の二種とする。

一 正会員 管理者等

二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの。

(会費)

第六条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返納しない。

(入会申込)

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(資格の消滅)

第八条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。

一 退会の届出

二 総会における除名の決議

第三章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員をおく。

会 長 一 名

副会長 一 名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 二 名

(役員の選出)

第十条 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 常任理事は理事の中から理事会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の任務)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、常任事務を処理する。

4 理事は、本会の重要事項を審議する。

5 監事は会務を監査する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。再任することができる。

2 補欠によって選ばれた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるまでは引続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は、会長に対し意見を述べることができる。

第四章 会議

(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければなら

ない。

一 理事会が必要と認めたとき。

二 会員総数の三分の一以上の者が議題と理由を示して要求したとき。

4 総会を招集しようとするときは、少なくとも会期の二週間前に議題を示して、書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出して承認及び決議を経なければならない。

一 会務報告

二 前年度収支決算報告

三 新年度事業計画及び収支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の定数及び議決)

第十八条 総会は、会員総数の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決議する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会表決権の委任)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもって、総会における表決権の行使を他の出席委員に委任することができる。

2 前項の委任があつたときは、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

第二十条 総会の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数、会員の出席数、付議事項、議事経過の概要その結果及び表決数を記録し、議長指名の出席会員二名が署名押印して保存する。

(理事会の招集)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、常任理事、及び理事をもって構成し、随時必要るとき会長がこれを召集する。

(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議する。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項

(理事会の定数及び決議等)

第二十三条 第十七条から第十八条までの規程を理事会に準用する。

第五条 会計

(経費)

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

（会計年度）

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

（施行期日）

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

（会費の額）

第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、平成三十年四月一日より適用する。

一 正会員 年額 一〇、〇〇〇円

二 賛助会員 年額 一五、〇〇〇円

（但し指定庭園一ヶ所並びに一団体に付き）

改正 平成二十九年六月二十二日

運営委員会規則

第一条（目的）この規則は、文化財指定庭園

保護協議会（以下、協議会という）の会

則第二条の目的および第三条の事業を円

滑に進めるため、理事会のもとに運営委

員会を設置することに関し、必要な事項

を定める。

第二条（委員）運営委員会委員（以下、委員

という）は、第一条の目的を達成するた

めに会長が委嘱する。

第三条（会議）運営委員会の会議は、必要に

応じて、会長が召集する。

二．会議は、委員の半数以上の出席を原則とする。

三．会長は、必要と認めるときに、委員以外の専門家を参考人として、会議への出席を招請することができる。

四．会議の結果、議決された重要な事項については、理事会の議を得て実行する。

第四条（任務）運営委員会は、第一条の目的に合わせて、会務運営のための情報収集、調査研究、企画の検討・立案・実施の実働体制の構築などについて検討し、その一部を実践することを任務とする。

第五条（議事録）会議の議事については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成する。

第六条（委員会の事務）委員会の事務は、協議会の事務局に置く。

第七条（改廃）この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

第八条（施行）この規則は、二〇一四年（平成二六）年六月五日から施行する。（平成二六年六月五日理事会議決）

運営委員会委員

理事会…亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、毛越寺）

民間所有者・管理者…諸戸公子（諸戸財団）、

藤井 清（養翠園）

公共の管理者…（公財）東京都公園協会文化財庭園課

学識者および技術支援者…吉村龍二（文化財庭園保存技術者協議会）

事務局…東京都建設局公園緑地部管理課

理 事 会 名 簿

役 職 名	会 員 名	都道府県
会 長	亀 山 章	
副 会 長	毛越寺庭園	岩 手 県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園 ・旧芝離宮庭園 ・六義園 ・小石川後楽園 ・向島百花園 ・旧古河氏庭園 ・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	東 京 都
〃	二条城二の丸庭園 ・京都市文化市民局	京 都 府
理 事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会 ・(一財)会津若松観光ビューロー	福 島 県
〃	偕楽園 ・茨城県	茨 城 県
〃	兼六園 ・石川県	石 川 県
〃	大沢池(附)名古屋滝跡 ・大本山大覚寺	京 都 府
〃	奈良公園 ・奈良県	奈 良 県
〃	岡山後楽園 ・岡山県	岡 山 県
〃	縮景園 ・広島県	広 島 県
〃	栗林公園 ・香川県	香 川 県
監 事	養翠園	和歌山県
〃	仙巖園(附)花倉御飯屋庭園 ・株式会社島津興業	鹿 児 島 県

歴代会長の履歴

初代	飯沼 一省	昭和 36 年度 (第 1 回) ～ 昭和 56 年度 (第 20 回)
第 2 代	吉川 需	昭和 57 年度 (第 21 回) ～ 平成 7 年度 (第 34 回)
第 3 代	北村 信正	平成 8 年度 (第 35 回) ～ 平成 12 年度 (第 39 回)
第 4 代	樋渡 達也	平成 13 年度 (第 40 回) ～ 平成 21 年度 (第 47 回)
第 5 代	亀山 章	平成 22 年度 (第 48 回) ～

文化財指定庭園保護協議会会員及び賛助会員名簿一覧

令和八年六月三〇日現在

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
【東北地方】					
盛美園	〇三六―〇二四二	青森県	平川市猿賀石林一	盛美園	〇一七二―五七二―〇二〇
瑞楽園	〇三六―八三八四	青森県	弘前市大字宮館字宮館沢二六―一二	弘前市教育委員会文化財課	〇一七二―八二一―一六四二
揚亀園	〇三六―八三三二	青森県	弘前市大字亀甲町六一	(株)青森県特産品センター	〇一七二―三九一―一五一
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	〇三六―一三〇三	青森県	弘前市大字葛原字大柳二〇―一	丹藤進	〇一七二―八八―〇〇四六
旧池田氏庭園	〇一四―〇八〇五	秋田県	大仙市高梨字大嶋一	大仙市観光文化スポーツ部	〇一八七―六三―八九七二
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	〇一〇―〇八三四	秋田県	秋田市旭川南町二―七三	秋田市立佐竹史料館	〇一八―八三二―七八九二
毛越寺庭園	〇二九―四一〇二	岩手県	西磐井郡平泉町平泉字大沢五八	(宗)毛越寺	〇一九一―四六―二三三一
玉川寺庭園	九九七―〇一二一	山形県	鶴岡市羽黒町玉川三五	玉川寺	〇二三五―六二―二七四六
本間氏別邸庭園(鶴舞園)	九九八―〇二二四	山形県	酒田市御成町七―七	(公財)本間美術館	〇二三四―二四―四三一一
南湖公園	九六一―〇八一二	福島県	白河市南湖一―一	白河市建設部文化財課	〇二四八―二七―二三一〇
会津松平氏庭園御薬園	九六五―〇八〇四	福島県	会津若松市花春町八―一	(一財)会津若松観光ビューロー	〇二四二―二七―二四七二
【関東地方】					
偕楽園	三一〇―〇〇三三	茨城県	水戸市常磐町一―三―三	茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課	〇二九―二四四―五四五四
西山御殿跡(西山荘)	三二三―〇〇〇七	茨城県	常陸太田市新宿町五九〇	(公財)徳川ミュージアム	〇三―三七〇四―五一八八
小石川後楽園	一一二―〇〇〇四	東京都	文京区後楽一―六―六	東京都建設局	〇三―三八一―一三〇一五
六義園	一一三―〇〇二一	東京都	文京区本駒込六―一六―三	東京都建設局	〇三―三九四一―二二二二
旧浜離宮庭園	一〇四―〇〇四六	東京都	中央区浜離宮庭園一―一	東京都建設局	〇三―三五四一―〇二〇〇
旧芝離宮庭園	一〇五―〇〇二二	東京都	港区海岸一―四	東京都建設局	〇三―三三四四―四〇二九
向島百花園	一三一―〇〇三二	東京都	墨田区東向島三―一八―三	東京都建設局	〇三―三六一一―八七〇五
旧古河氏庭園	一一四―〇〇二四	東京都	北区西ヶ原一―二七―三九	東京都建設局	〇三―三九一〇―〇三九四
殿ヶ谷戸庭園	一八五―〇〇二一	東京都	国分寺市南町二―一六	東京都建設局	〇四二―三三四―七九九一
旧朝倉文夫氏庭園	一一〇―〇〇〇一	東京都	台東区谷中七―一八―一〇	台東区文化産業観光部文化振興課	〇三―三八二一―四五四九
瑞泉寺庭園	二四八―〇〇〇二	神奈川県	鎌倉市二階堂七―一〇	(宗)瑞泉寺	〇四六七―二二―一一九一
建長寺庭園	二四七―八五二五	神奈川県	鎌倉市山ノ内八	(宗)建長寺	〇四六七―二二―〇九八一
円覚寺庭園	二四七―八五〇三	神奈川県	鎌倉市山ノ内四〇九	(宗)円覚寺	〇四六七―二二―〇四七八
三溪園	二三一―〇八二四	神奈川県	横浜市中区本牧三之谷五八―一	(公財)三溪園保勝会	〇四五―六二一―〇六三五
神仙郷	二五〇―〇四〇八	神奈川県	足柄下郡箱根町強羅一三〇〇	(宗)世界救世教	〇五五七―八四―二一六一

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
【中部地方】					
貞観園	九四五―一五〇二	新潟県	柏崎市高柳町岡野町五九三	(公財)貞観園保存会	〇二五七―四一―二一〇〇
渡辺氏庭園	九五九―三二六五	新潟県	岩船郡関川村大字下関九〇四	(公財)重要文化財渡邊家保存会	〇二五四―六四―一〇〇二
旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園	九五七―〇〇五六	新潟県	新発田市大栄町七―九―三二	(一財)北方文化博物館	〇二五―三八五―二〇〇一
旧石崎氏庭園(石泉荘庭園)	九五七―〇〇五五	新潟県	新発田市諏訪町三―一―二二	(株)フオリオ	〇二五四―二四―五一三一
兼六園	九二〇―〇九三六	石川県	金沢市兼六町一	石川県金沢市・兼六園管理事務所	〇七六―二二―一五五〇八
成巽閣庭園	九二〇―〇九三六	石川県	金沢市兼六町一番二号	(公財)成巽閣	〇七六―二二―一〇五八〇
那谷寺庫裡庭園	九二三―〇三三六	石川県	小松市那谷町ユ―一二二	(宗)那谷寺	〇七六一―六五―二二一一
伊藤氏庭園	九一九―〇一三	福井県	南条郡南越前町瀬戸二九―二	南越前町教育委員会事務局	〇七七八―四七―八〇〇五
城福寺庭園	九一五―〇〇二六	福井県	越前市五分市町一―二六	城福寺	〇七七八―二七―一七七三
梅田氏庭園	九一〇―二五〇三	福井県	今立郡池田町谷口三三―八―一	梅田氏庭園	〇七七八―四四―六一〇六
瀧谷寺庭園	九一三―〇〇五四	福井県	坂井市三国町滝谷一―七―一五	(宗)瀧谷寺	〇七七六―八二―〇二一六
西福寺書院庭園	九一四―〇八二四	福井県	敦賀市原一三―七―一	(宗)西福寺	〇七七〇―二二―三九二六
旧玄成院庭園	九一―〇八二二	福井県	勝山市平泉寺町平泉寺五六―六三	白山神社社務所	〇七七九―八八―一五九一
永保寺庭園	五〇七―〇〇一四	岐阜県	多治見市虎溪山町一―四〇	(宗)永保寺	〇五七二―二二―〇三五一
江馬氏館跡庭園	五〇六―一一二二	岐阜県	飛騨市神岡町殿五七三―一	飛騨市教育委員会 文化振興課	〇五七七―七三―七四九六
柴屋寺庭園	四二二―〇一〇三	静岡県	静岡市駿河区丸子三三一六	吐月峰柴屋寺	〇五四―二五九―三六八六
龍潭寺庭園	四三二―二二二二	静岡県	浜松市北区引佐町井伊谷一九八九	龍潭寺	〇五三―五四二―〇四八〇
臨濟寺庭園	四二〇―〇八八五	静岡県	静岡市葵区大岩町七―一	(宗)臨濟寺	〇五四―二四五―二七四〇
名古屋城二之丸庭園	四六〇―〇〇三一	愛知県	名古屋市中区本丸一―一	名古屋市中区観光文化交流局名古屋城総合事務所	〇五二―二三―二四八八
旧龍性院庭園	四七〇―〇三六一	愛知県	豊田市猿投町瀬戸田一―一	豊田市生涯活躍部文化財課	〇五六五―三二―六五六一
【近畿地方】					
旧諸戸氏庭園	五一―〇〇〇九	三重県	桑名市大字桑名六六三―五	桑名市役所産業振興部観光課	〇五九四―二四―一三六一
諸戸氏庭園	五一―〇〇〇五	三重県	桑名市太一九一八	桑名市役所産業振興部観光課	〇五九四―二四―一三六一
多賀大社奥書院庭園	五二二―〇三四一	滋賀県	犬上郡多賀町多賀六〇四	多賀大社	〇七四九―四八―一一〇一
青岸寺庭園	五二二―〇〇一二	滋賀県	米原市米原六六九	(宗)青岸寺	〇七四九―五二―〇四六三
光浄院庭園	五二〇―〇〇三六	滋賀県	大津市園城寺町二四六	(宗)園城寺	〇七七―五二二―二三三八
善法院庭園	五二〇―〇〇三六	滋賀県	大津市園城寺町二四六	(宗)園城寺	〇七七―五二二―二三三八
兵主神社庭園	五二〇―二四二四	滋賀県	野洲市五条五六六	(宗)兵主神社	〇七七―五八九―二〇七二
玄宮楽々園	五二二―〇〇六一	滋賀県	彦根市金亀町三	彦根市観光文化スポーツ部文化財課	〇七四九―二六―五八三三
金剛輪寺明壽院庭園	五二九―一二〇二	滋賀県	愛知郡愛荘町松尾寺八七四	宗教法人金剛輪寺	〇七四九―三七―三二一一
普門寺庭園	五六九―〇八一四	大阪府	高槻市富田町四―一〇―一〇	(宗)普門寺	〇七二―六九四―二〇九三

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
平等院庭園	六一一〇〇二一	京都府	宇治市宇治蓮華一一六	(宗)平等院	〇七七四―二一―二八六一
大沢池(附)名古曾滝跡	六一六―八四一一	京都府	京都市右京区嵯峨大沢町四	(宗)大覚寺財務部管財課	〇七五―八七―一〇〇七一
醍醐寺三寶院庭園	六〇一―一三二五	京都府	京都市伏見区醍醐東大路町二二	総本山醍醐寺	〇七五―五七―一〇〇〇二
慈照寺(銀閣寺)庭園	六〇六―八四〇二	京都府	京都市左京区銀閣寺町二	(宗)慈照寺	〇七五―七七―一五七二五
妙心寺庭園	六一六―八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町一	(宗)妙心寺	〇七五―四六―一五二二六
玉鳳院庭園	六一六―八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町六〇	(宗)妙心寺	〇七五―四六―一五二二六
不審菴(表千家)庭園	六〇二―〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町五九七	(一財)不審菴 総務担当	〇七五―四三―二二一九五
今日庵(裏千家)庭園	六〇二―〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町六二三	(一財)今日庵	〇七五―四三―一三一一一
二条城二の丸庭園	六〇四―八三〇一	京都府	京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一	京都市元離宮二条城事務所	〇七五―八四―一〇〇九六
本願寺大書院庭園	六〇〇―八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五―三七―一五一八一
本願寺滴翠園	六〇〇―八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五―三七―一五一八一
涉成園(東本願寺)	六〇〇―八一九〇	京都府	京都市下京区下珠数屋町通間之町東入東玉水町	真宗大谷派(東本願寺)財務部	〇七五―三七―一九一八六
鹿苑寺(金閣寺)庭園	六〇三―八三六一	京都府	京都市北区金閣寺町一番地	(宗)鹿苑寺	〇七五―四六―一〇〇一三
大仙院書院庭園	六〇三―八三三一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町五四―一	(宗)大仙院	〇七五―四九―一八三四六
聚光院庭園	六〇三―八三三一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町五八	聚光院	〇七五―四九―二六八八〇
南禅寺方丈庭園	六〇六―八四三五	京都府	京都市左京区南禅寺福地町八六	(宗)南禅寺	〇七五―七七―一〇三六五
照福寺庭園	六二九―一二六三	京都府	綾部市鷹栖町小丸山三三	照福寺	〇七七三―四六―一〇一八五
旧大乘院庭園	六三〇―八三〇一	奈良県	奈良市高畑町一〇八三一	(公財)日本ナショナルトラスト	〇三一六三八〇―八五一
依水園	六三〇―八二〇八	奈良県	奈良市水門町七四	(公財)名勝依水園・寧楽美術館	〇七四二―二五―〇七八一
奈良公園	六三〇―八一四	奈良県	奈良市芝辻町五四三	奈良公園事務所	〇七四二―二二―〇三七五
天徳院庭園	六四八―〇二二一	和歌山県	伊都郡高野町高野山三七〇	(宗)天徳院	〇七三六―五六―二七一四
粉河寺庭園	六四九―六五三一	和歌山県	紀の川市粉河二七八七	(宗)粉河寺	〇七三六―七三―三二五五
根来寺庭園	六四九―六二〇二	和歌山県	岩出市根来二二八六	新義真言宗総本山根来寺	〇七三六―六二―一一四四
養翠園	六四一―〇〇三六	和歌山県	和歌山市西浜一一六四	株式会社 養翠園	〇七三―四四―一四三〇
和歌山城西之丸庭園	六四〇―八一四六	和歌山県	和歌山市一番丁三	和歌山市和歌山城整備企画課	〇七三―四三―一〇四四
琴ノ浦温山荘園	六四二―〇〇〇一	和歌山県	和歌山県海南市船尾三七〇	公益財団法人 琴ノ浦温山荘園	〇七三―四八―二〇二〇一
旧赤穂城庭園	六七八―〇二三五	兵庫県	赤穂市上飯屋一外	赤穂市教育委員会	〇七九一―四三―六九六二
田淵氏庭園	六七八―〇二二五	兵庫県	赤穂市御崎三二九番地の一	田淵新太良	〇七九一―四二―二二二五
安養院庭園	六五一―二二〇八	兵庫県	神戸市西区伊川谷町前開二五八	(宗)安養院	〇七八―九七―四〇四〇八
【中国地方】					
尾崎氏庭園	六八二―〇七〇一	鳥取県	東伯郡湯梨浜町宇野一五一八	尾崎氏庭園	〇八五八―三五―二〇〇三
観音院庭園	六八〇―〇〇一五	鳥取県	鳥取市上町一六二	観音院	〇八五七―二四―五六四一

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
小川氏庭園	六八二—〇九二四	鳥取県	倉吉市河原町一九三六—一	齋藤信子	〇八五八—二二—二〇一〇
萬福寺庭園	六九八—〇〇〇四	島根県	益田市東町二五—三三	萬福寺	〇八五六—二二—〇三〇二
医光寺庭園	六九八—〇〇一一	島根県	益田市染羽町四—二九	医光寺	〇八五六—二二—一六六八
旧堀氏庭園	六九九—五六二二	島根県	鹿足郡津和野町邑輝七九五	津和野町教育委員会	〇八五六—七二—一八五四
岡崎氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口二二三	岡崎 陽一	〇八五六—七二—〇〇〇五
財間氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田八三八	財間至宏	〇八五六—七二—二八六七
田中氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口七〇	(株)沙羅の木	〇八五六—七二—一六六一
椿氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口一九〇	椿康隆	〇八五六—七二—〇〇二一
岡山後楽園	七〇三—八二五七	岡山県	岡山市北区後楽園一—五	岡山県後楽園事務所	〇八六—二七—一一六六
頼久寺庭園	七一六—〇〇一六	岡山県	高梁市頼久寺町一八	頼久寺	〇八六六—二二—三五一六
縮景園	七三〇—〇〇一四	広島県	広島市中区上幟町二—一一	広島県立美術館・縮景園	〇八二—二二—一六二四六
浄土寺庭園	七二二—〇〇四三	広島県	尾道市東久保町二〇—二八	(宗)浄土寺	〇八四八—三七—二三六一
常栄寺庭園	七五三—〇〇一一	山口県	山口市宮野下二〇〇—一一	(宗)常栄寺	〇八三—九二—二二七二
毛利氏庭園	七四七—〇〇二三	山口県	防府市多々良一—一五一	(公団)毛利報公会	〇八三五—二二—〇〇〇一
宗隣寺庭園	七五五—〇〇六七	山口県	宇部市小串二一〇	宗隣寺	〇八三六—二二—一〇八七
【四国地方】					
栗林公園	七六〇—〇〇七三	香川県	高松市栗林町一—二〇—一六	香川県栗林公園観光事務所	〇八七—八三—七四一一
天赦園	七九八—〇〇六五	愛媛県	宇和島市天赦公園	(公財)宇和島伊達文化保存会	〇八九五—二五—二七〇九
臥龍山莊庭園	七九五—〇〇二二	愛媛県	大洲市大洲四一—一二	大洲市教育委員会文化振興課	〇八九三—五七—九九九三
竹林寺庭園	七八一—八一二五	高知県	高知市五台山三五七七	(宗)竹林寺	〇八八—八八—二三〇八五
【九州地方】					
旧伊藤傳右エ門氏庭園	八二〇—〇〇六六	福岡県	飯塚市幸袋三〇〇番地	飯塚市教育委員会教育部文化課	〇九四八—二五—二九三〇
藤江氏魚楽園	八二七—〇〇〇一	福岡県	田川郡川崎町大字安真木六三八八	藤江氏魚楽園	〇九四七—七二—七七七七
水前寺成趣園	八六二—〇九五六	熊本県	熊本市中央区水前寺公園八一—一	(宗)出水神社	〇九六—三八—〇〇七四
妙国寺庭園	八八三—〇〇〇一	宮崎県	日向市細島三七三	妙国寺	〇九八二—五二—二四八六
仙巖園(附)花倉御飯屋庭園	八九二—〇八七一	鹿児島県	鹿児島市吉野町九七〇—一	(株)島津興業	〇九九—二四—一五五一
旧島津氏玉里邸庭園	八九〇—〇〇二二	鹿児島県	鹿児島市玉里町二七—二〇	鹿児島市教育委員会管理部文化財課	〇九九—二二—一九六二
【沖縄地方】					
識名園	九〇二—〇〇七二	沖縄県	那覇市字真地四二—一七	那覇市市民文化財課	〇九八—九一—三五〇一
石垣氏庭園	九〇七—〇〇二四	沖縄県	石垣市新川二八七	石垣長敏	〇四二—五九—二二三〇六
【賛助会員】					
太田家住宅「太幸邸」庭園	〇二九—四二〇八	岩手県	奥州市前沢区字七日町五八	太幸邸「白鳥梅の会」	〇一九七—五六—六三三〇

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
高橋裕一	三四九〇二二七	埼玉県	白岡市小久喜一六二一八	高橋裕一	〇四八〇一九二一九一〇五
公益財団法人東京都公園協会	一六〇〇〇〇二一	東京都	新宿区歌舞伎町二四四一東京都健康・リハビリテーションセンターF	(公財)東京都公園協会 公園事業部文化財庭園課	〇三三三三三二一三〇一八
上野観光連盟	一一〇〇〇〇〇五	東京都	台東区上野二一三 8 8ビル 九階	上野観光連盟	〇三三三八三二一〇〇三〇
(一社)日本庭園協会	一六九〇〇〇五一	東京都	新宿区西早稲田一六三フェリオ西早稲田三〇一	(一社)日本庭園協会	〇三三三二〇四〇五九五
(株)富士見園	一六八〇〇〇七一	東京都	杉並区高井戸西二二二二五	(株)富士見園	〇三三三三三二一七七四九
中田広和	一八四〇〇〇一四	東京都	小金井市貫井南町三三二二二	中田広和	〇四二一三八一八一四三
高橋康夫	一八四〇〇〇一一	東京都	小金井市東町二二八一一	高橋康夫	〇九〇一四〇五四一五七九四
(株)シード・スペース・デザイン	一六五〇〇〇三五	東京都	中野区白鷺一三〇一三一F	(株)シード・スペース・デザイン	〇三三三三三二〇六九二七
浄智寺	二四七〇〇〇六二	神奈川県	鎌倉市山ノ内一四〇二	浄智寺	〇四六七二二二二三九四三
庭屋一如研究会	九五一一八一三	新潟県	新潟市中央区寄居町七〇一六〇一	庭屋一如研究会 主宰 藤井哲郎	〇八〇一七一五二六四四
(株)庭勇	五〇七〇〇〇五五	岐阜県	多治見市喜多町一六九	(株)庭勇	〇五七二二二二二七四六三
(株)エム・オー・エーグリーンサービス	四一三〇〇〇一一	静岡県	熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル九階	(株)エム・オー・エーグリーンサービス	〇五五七二八四二二〇五五
白鳥庭園	四五六〇〇〇三六	愛知県	名古屋市中熱田区熱田西町二二五	しろとりの杜グループ	〇五二一六八一一八九二八
東海園(株)	四六五〇〇〇九四	愛知県	名古屋市中東区亀の井三一一七一	東海園(株)	〇五二一九三八七七一
中村石材工業(株)	五五二〇〇〇一二	大阪府	大阪市港区市岡三一六一三	中村石材工業(株)	〇六一六五七一二二〇六
花豊造園(株)	六〇〇一八三六一	京都府	京都市下京区大宮通五条下る堀之上町五一八	花豊造園(株)	〇七五三三四一一二四六
文化財庭園保存技術者協議会	六〇〇一八三六一	京都府	京都市下京区大宮通花屋町上ル	NPOみどりのまちづくり研究所内	〇七五三三四一一二六〇〇
(株)中根庭園研究所	六一六〇八〇一三	京都府	京都市右京区谷口唐田ノ内町一一六	(株)中根庭園研究所	〇七五四六五二二三七三
(有)パーク総合デザイン	六〇〇一八三三七	京都府	京都市下京区猪熊通五条下る柿本町五九五二八	(有)パーク総合デザイン	〇七五三三四三二四四三六
植彌加藤造園(株)	六〇六〇八四二五	京都府	京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町四五	植彌加藤造園(株)	〇七五七七七一三〇五二
(株)安井空工務店	六一七〇〇〇〇六	京都府	向日市上植野町馬立二二四	(株)安井空工務店	〇七五九三三三〇〇一二
(株)環境事業計画研究所	六〇二一八二六一	京都府	京都市上京区多門町四四〇一六	(株)環境事業計画研究所	〇七五四三一〇〇五五
(有)重森庭園設計研究室	六〇三三八一七四	京都府	京都市北区紫野下柳町一五一一三	(有)重森庭園設計研究室	〇七五四九二一一一三六
正善院庭園	六八二一〇一三二	鳥取県	東伯郡三朝町三徳一〇一三	正善院	〇八五八一四三二二六六八

令和八年二月二八日入会	高梨氏庭園	二七八一〇〇三三	千葉県	野田市上花輪五〇七	高梨兵左衛門	〇四一七一二二二二〇七〇
-------------	-------	----------	-----	-----------	--------	--------------

令和八年六月一九日入会	静川園	〇三七一〇三〇四	青森県	北津軽郡中泊町大字尾別字玉ノ井四三	中泊町教育委員会教育課	〇一七三一五七一二一一一
-------------	-----	----------	-----	-------------------	-------------	--------------



国登録記念物 丸井氏庭園

文化財指定庭園保護協議会会報第61号

発 行 日	令和8年 7月2日
編集・発行	文化財指定庭園保護協議会(事務局)
	〒163-8001
	東京都新宿区西新宿2の8の1
	東京都建設局公園緑地部内
電 話	03 (5320) 5365
FAX	03 (5388) 1532
